

ごみ焼却施設整備事業に係る

環境影響評価方法書

令和6年12月

伊達地方衛生処理組合

目 次

第1章 事業者の氏名及び住所	1-1
1-1 事業者の名称	1-1
1-2 代表者の氏名	1-1
1-3 主たる事務所の所在地	1-1
第2章 対象事業の目的及び内容	2-1
2-1 対象事業の目的	2-1
2-2 対象事業の内容	2-1
2-2-1 対象事業の種類	2-1
2-2-2 対象事業を実施する区域の位置	2-1
2-2-3 対象事業の規模	2-6
2-2-4 対象事業の供用時において使用する機材及び設置されることとなる建築物の種類並びにそれらの配置計画の概要	2-6
2-2-5 対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化するもの	2-9
2-3 工事計画の概要	2-13
2-3-1 工事工程	2-13
2-3-2 資材及び機械の運搬に用いる車両の主要運搬道路	2-13
2-4 公害防止計画	2-15
2-4-1 大気質	2-15
2-4-2 騒音	2-16
2-4-3 振動	2-16
2-4-4 悪臭	2-17
2-5 環境保全対策	2-18
2-5-1 排ガス対策	2-18
2-5-2 騒音・振動防止計画	2-18
2-5-3 悪臭防止計画	2-18
2-5-4 排水処理計画	2-18
2-5-5 粉じん防止計画	2-18
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-1
3-1 自然的状況	3-1
3-1-1 気象の状況	3-1
3-1-2 大気質の状況	3-8
3-1-3 騒音・振動の状況	3-18

3-1-4 悪臭の状況	3-22
3-1-5 水象の状況	3-22
3-1-6 水質の状況	3-24
3-1-7 底質の状況	3-32
3-1-8 土壌及び地盤の状況	3-34
3-1-9 地形及び地質の状況	3-37
3-1-10 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-41
3-1-11 景観の状況	3-52
3-1-12 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	3-56
3-1-13 廃棄物の状況	3-58
3-1-14 温室効果ガスの排出の状況	3-59
3-1-15 放射線の状況	3-60
3-2 社会的状況	3-66
3-2-1 人口及び産業の状況	3-66
3-2-2 土地利用の状況	3-71
3-2-3 河川、湖沼、海域の利用の状況	3-74
3-2-4 交通の状況	3-75
3-2-5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置 状況	3-77
3-2-6 下水道の整備の状況	3-80
3-2-7 文化財等の状況	3-80
3-3 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制 の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	3-87
3-3-1 大気質	3-87
3-3-2 騒音	3-90
3-3-3 振動	3-97
3-3-4 悪臭	3-102
3-3-5 水質汚濁	3-106
3-3-6 土壌汚染	3-111
3-3-7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律に基づく規制	3-112
3-3-8 景観	3-112
3-3-9 廃棄物	3-114
3-3-10 温室効果ガス	3-114
3-3-11 洪水浸水想定区域	3-115

第 4 章 対象事業に係る環境影響評価項目の選定	4-1
4-1 対象事業に係る環境影響評価項目	4-1
4-1-1 環境影響評価項目の選定	4-1
4-1-2 選定の理由	4-1
第 5 章 調査、予測及び評価の手法	5-1
5-1 大気質	5-1
5-2 騒音	5-12
5-3 振動	5-19
5-4 悪臭	5-24
5-5 水質	5-28
5-6 土壌	5-33
5-7 動物	5-38
5-8 植物	5-44
5-9 生態系	5-50
5-10 景観	5-53
5-11 人と自然との触れ合いの活動の場	5-58
5-12 廃棄物等	5-63
5-13 温室効果ガス等	5-65
第 6 章 環境影響評価方法書の委託を受けた事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	6-1

第 1 章

事業者の氏名及び住所

第1章 事業者の氏名及び住所

1-1 事業者の名称

伊達地方衛生処理組合

1-2 代表者の氏名

管理者：須田 博行

1-3 主たる事務所の所在地

福島県伊達市保原町字西新田 1 番地 1

第 2 章

対象事業の目的及び内容

第2章 対象事業の目的及び内容

2-1 対象事業の目的

伊達地方衛生処理組合（以下、「本組合」という。）を構成する市町のうち、ごみ処理の広域処理を実施しているのは4市町（伊達市、桑折町、国見町、川俣町）である。

ごみ焼却施設（以下、「既存施設」という。）は平成7年4月の供用開始から29年近く経過し、施設の老朽化が進んでいる。このため、令和14年度からの供用開始を目指し、新たなごみ焼却施設（以下、「新施設」という。）の整備を行うものである。

2-2 対象事業の内容

2-2-1 対象事業の種類

ごみ焼却施設の設置事業

2-2-2 対象事業を実施する区域の位置

対象事業を実施する区域（以下「対象事業実施区域」という。）の位置は図2-2-1～図2-2-2に示すとおりである。

対象事業実施区域は、伊達市北部及び桑折町南部にまたがっており、周辺は果樹園（桃園）が広がり南側には阿武隈川が流れている。

また、対象事業実施区域内には既存施設が稼働しており、対象事業実施区域北側には一般廃棄物埋立処分地施設が位置している。

対象事業実施区域内の既存施設については、表2-2-1及び図2-2-3に示すとおりである。

なお、今回のごみ焼却施設の設置事業では、埋立処分地施設の変更等は生じない。

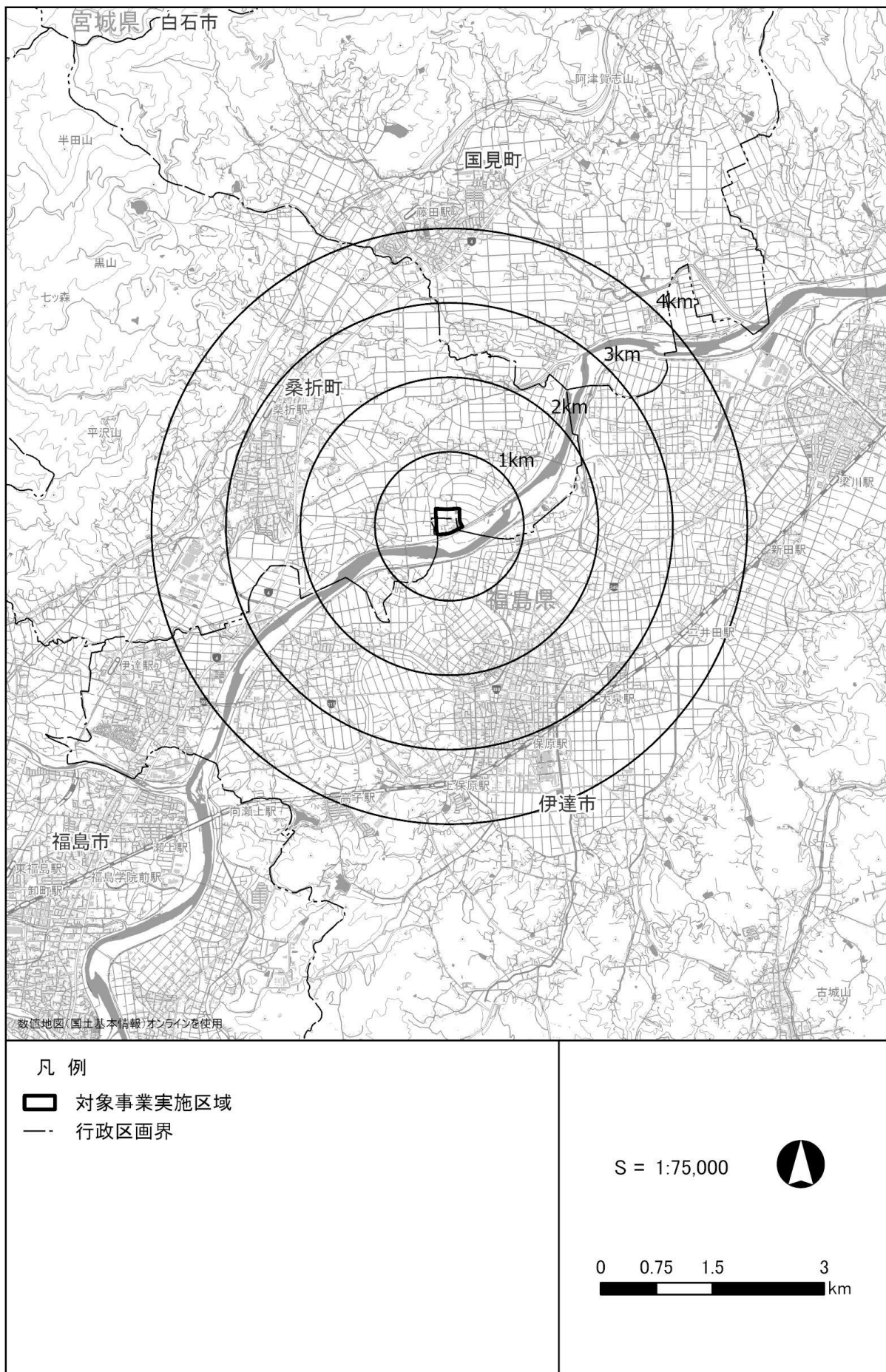


図 2-2-1 対象事業実施区域の位置

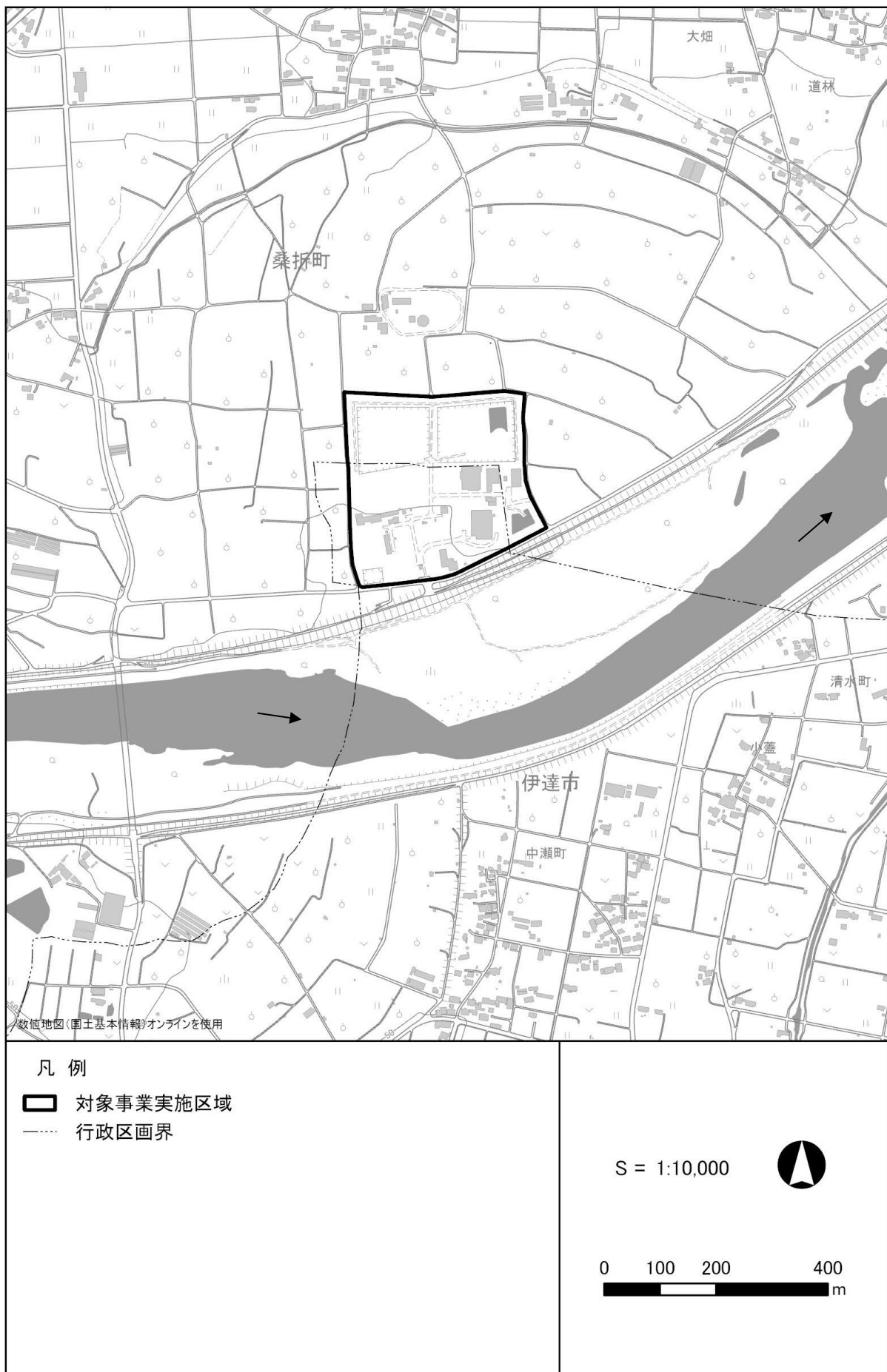


図 2-2-2 対象事業実施区域の位置

表 2-2-1 既存施設の概要

施設名		処理能力等	備考 (運転開始)
ごみ焼却施設		150t/日 (50t/16h×3基)	平成7年4月
粗大ごみ処理施設		粗大ごみ：14.6t/日 (5h) 不燃ごみ：5.1t/日 (5h)	平成24年4月
資源化施設	ペットボトル・びん類 処理資源化施設	ペットボトル：3.5t/日 (5h) びん類：10t/日 (5h)	平成14年6月
	廃プラスチック処理資 源化施設	8t/日 (5h)	平成17年4月
埋立処分地施設	一般廃棄物埋立処分地 施設	154.399m ³	平成10年4月
	浸出水処理施設	70m ³ /日	平成10年4月

注) 浸出水処理施設では、一般廃棄物埋立処分地施設の浸出水のみを処理している。今回のごみ焼却施設の設置事業により生じる排水は流入しない。そのため、浸出水処理施設からの浸出水処理水の性状は、本事業の実施により変化は生じない。参考として浸出水処理水の分析結果を表2-2-2、表2-2-3に示す。

表2-2-2 浸出水処理水の水質調査結果（有害物質；令和6年1月17日）

項目	結果	単位	検出限界	環境基準※
カドミウム	検出せず	mg/L	0.003未満	0.003以下
シアン化合物	検出せず	mg/L	0.1未満	検出されないこと
有機燐化合物	検出せず	mg/L	0.1未満	1以下
鉛	検出せず	mg/L	0.005未満	0.1以下
六価クロム化合物	検出せず	mg/L	0.01未満	0.2以下
砒素	検出せず	mg/L	0.005未満	0.1以下
総水銀	検出せず	mg/L	0.0005未満	0.005以下
アルキル水銀化合物	検出せず	mg/L	0.0005未満	検出されないこと
PCB	検出せず	mg/L	0.0005未満	0.003
トリクロロエチレン	検出せず	mg/L	0.001未満	0.1以下
テトラクロロエチレン	検出せず	mg/L	0.0005未満	0.1以下
ジクロロメタン	検出せず	mg/L	0.002未満	0.2以下
四塩化炭素	検出せず	mg/L	0.0002未満	0.02以下
1,2-ジクロロエタン	検出せず	mg/L	0.0004未満	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	検出せず	mg/L	0.002未満	1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検出せず	mg/L	0.004未満	0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン	検出せず	mg/L	0.0005未満	3以下

※福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成8年福島県規則第75号）

表2-2-3 浸出水処理水の水質調査結果（生活環境項目；令和6年10月15日）

項目	結果	単位	検出限界	環境基準※
pH	7.1	—		5.8以上 8.6以下
BOD	検出せず	mg/L	1.0未満	40以下
COD _{Mn}	15	mg/L		40以下
SS	2.8	mg/L		70以下
ノルマルヘキサン抽出物質	検出せず	mg/L	0.5未満	1以下
フェノール類	検出せず	mg/L	0.02未満	1以下
銅	検出せず	mg/L	0.01未満	2以下
亜鉛	0.006	mg/L		2以下
溶解性鉄	検出せず	mg/L	0.01未満	10以下
溶解性マンガン	0.02	mg/L		10以下
全クロム	検出せず	mg/L	0.05未満	2以下
大腸菌群数	0	個/cm ¹⁰⁰		3000以下
全窒素	32	mg/L		120以下
全磷	0.02	mg/L		16以下
カルシウム	1,400	mg/L		—
電気伝導率	2,200	mS/m		—

※福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成8年福島県規則第75号）



図 2-2-3 現在の施設配置

2-2-3 対象事業の規模

対象事業の規模は、過去の搬入実績や将来人口及び将来目標値等を設定し、以下に示すとおりである。

なお、この対象事業の規模については、今後変更の可能性がある。

■対象事業の規模＝最大 150t/日（75t/日×2 炉）：24 時間

※1 時間当たりの処理能力：150t/日÷24 時間＝6.25t/時

1 炉当たり＝3.125t/時

2-2-4 対象事業の供用時において使用する機材及び設置されることとなる建築物の種類並びにそれらの配置計画の概要

1) 施設の概要

新施設は、現在処理方式等を含め検討中であり、施設概要について表 2-2-4 に示す。また、既存施設と新施設の主な諸元は表 2-2-5 に示すとおりである。

表 2-2-4 施設概要（エネルギー回収施設系）

(1) 事業主体名	伊達地方衛生処理組合
(2) 施設名称	ごみ処理施設
(3) 施設規模	処理規模： 最大150t/日（75t/日×2炉）
(4) 形式及び処理方式	直接熔融処理方式
(5) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 ☒ （発電効率 未定）・無 2. 熱回収の有無 ☒ （発電効率 未定）・無
(6) 地域計画内の役割	・ごみ適正処理 ・エネルギー回収の推進 ・広域処理の推進
(7) 廃棄物処理施設解体工事の有無	☒ 無

表 2-2-5 主な施設の諸元

項目		新施設	既存施設
処理能力		最大150t/日	150t/日
稼働時間		24時間	16時間
炉数		2炉	3炉
年間稼働日数		290日	240～250日
煙突高さ		59m	59m
排ガス量	湿り	検討中	35,811Nm ³ /h
	渴き	検討中	22,187Nm ³ /h
処理対象ごみの種類		一般廃棄物（都市ごみ）	一般廃棄物（都市ごみ）

2) 主要設備

ごみ焼却施設において使用する一般的な機材（設備）は、表 2-2-6 に示すとおりである。

表 2-2-6 ごみ処理施設の主要機器の構成

設備名	方式・設備等
受入供給設備	ピット&クレーン方式
溶融設備	ごみホッパ、ガス化溶融炉、燃焼室 等
排ガス処理設備	有害ガス除去設備、ろ過式集じん機（バグフィルタ） 等
給水設備	地下水
排水処理設備	排水処理後に施設内再利用（無放流）
余熱利用設備	蒸気供給、温水供給 等
通風設備	平均通風方式
飛灰処理設備	混錬機、溶融飛灰貯留バンカ 等
スラグ・メタル処理設備	スラグ・メタル搬出装置 等

3) 建築物の種類

新施設の主な建築物として、ごみの処理を行う工場棟、管理棟及び計量棟等の付属施設、排ガスを排出するための煙突を設置する。

4) 配置計画

新施設の配置計画は、図 2-2-4 に示すとおりである。

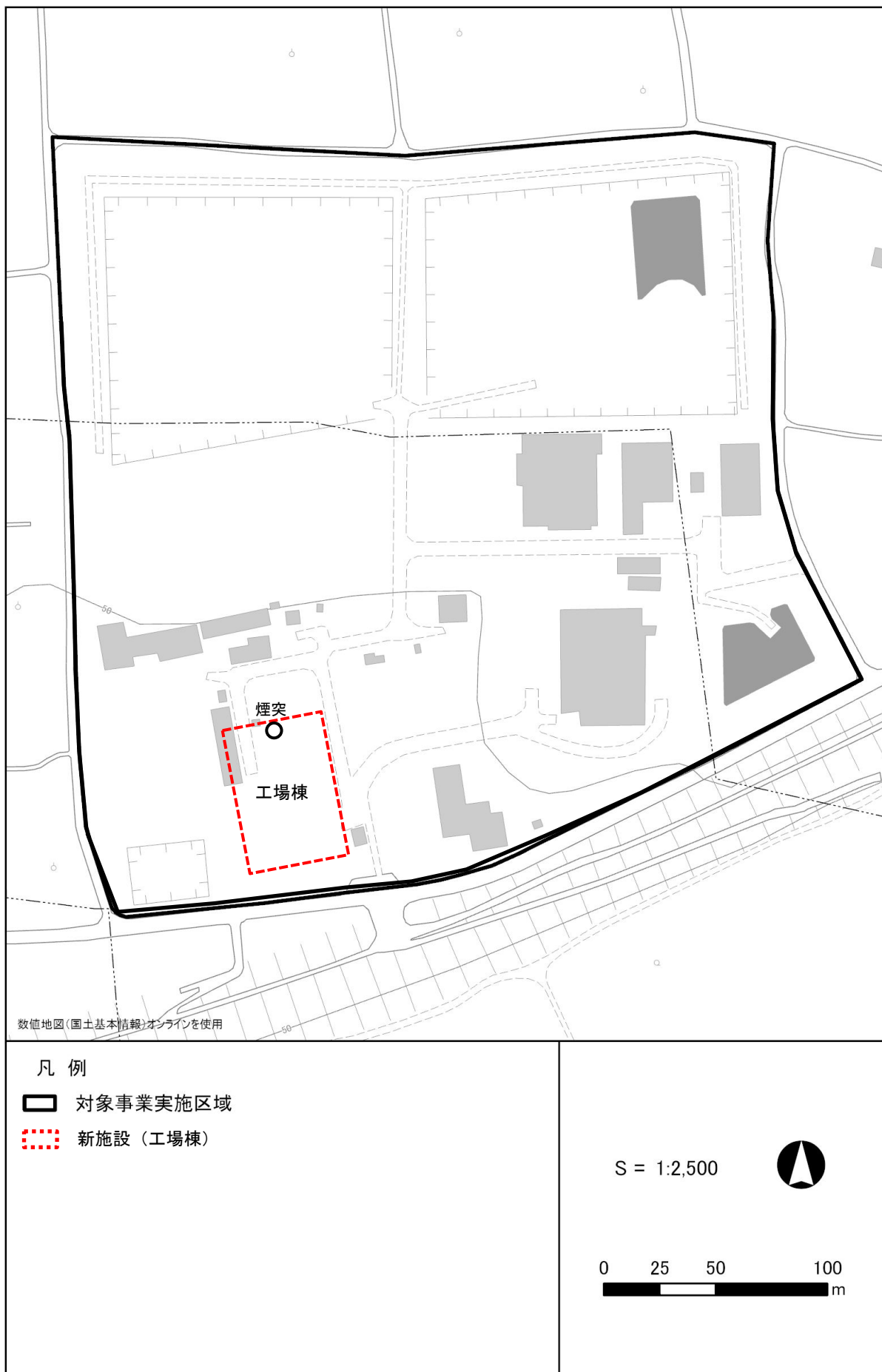


図 2-2-4 配置計画図（案）

2-2-5 対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化する こととなるもの

1) 対象事業の内容

新施設により環境影響が変化する項目は、表 2-2-7 に示すとおりである。

表 2-2-7 環境影響が変化する新施設の項目

項 目	計 画
施設の種類	ごみ焼却施設
新施設の敷地面積	検討中
建設場所	福島県伊達市保原町字西新田地内
処理能力	最大150t/日（75t/日×2炉）
処理対象物	可燃ごみ、可燃残渣、し尿汚泥等、災害廃棄物、埋立ごみ（掘起しごみ）
稼働方式	直接熔融処理方式

2) 廃棄物運搬車両の運行計画

廃棄物運搬車両の主要な走行ルートは図 2-2-5 に示すとおりである。

既存施設は対象事業実施区域内にあり、新施設の収集運搬ルートに大きな変更等を行わないものとする。

なお、参考として廃棄物運搬車両の運行実績を表 2-2-8 に示す。

表 2-2-8 廃棄物運搬車両の運行実績（令和 5 年）

搬入出車両	台数
焼却施設へ搬入車両	210台/日（持込車両等を含む）

注1) 持込車両とは、家庭ごみ及び事業系ごみを排出者が自ら搬入する車両である。

2) 焼却施設からの焼却灰は、隣接する最終処分場へ埋立するため外部搬出なし。

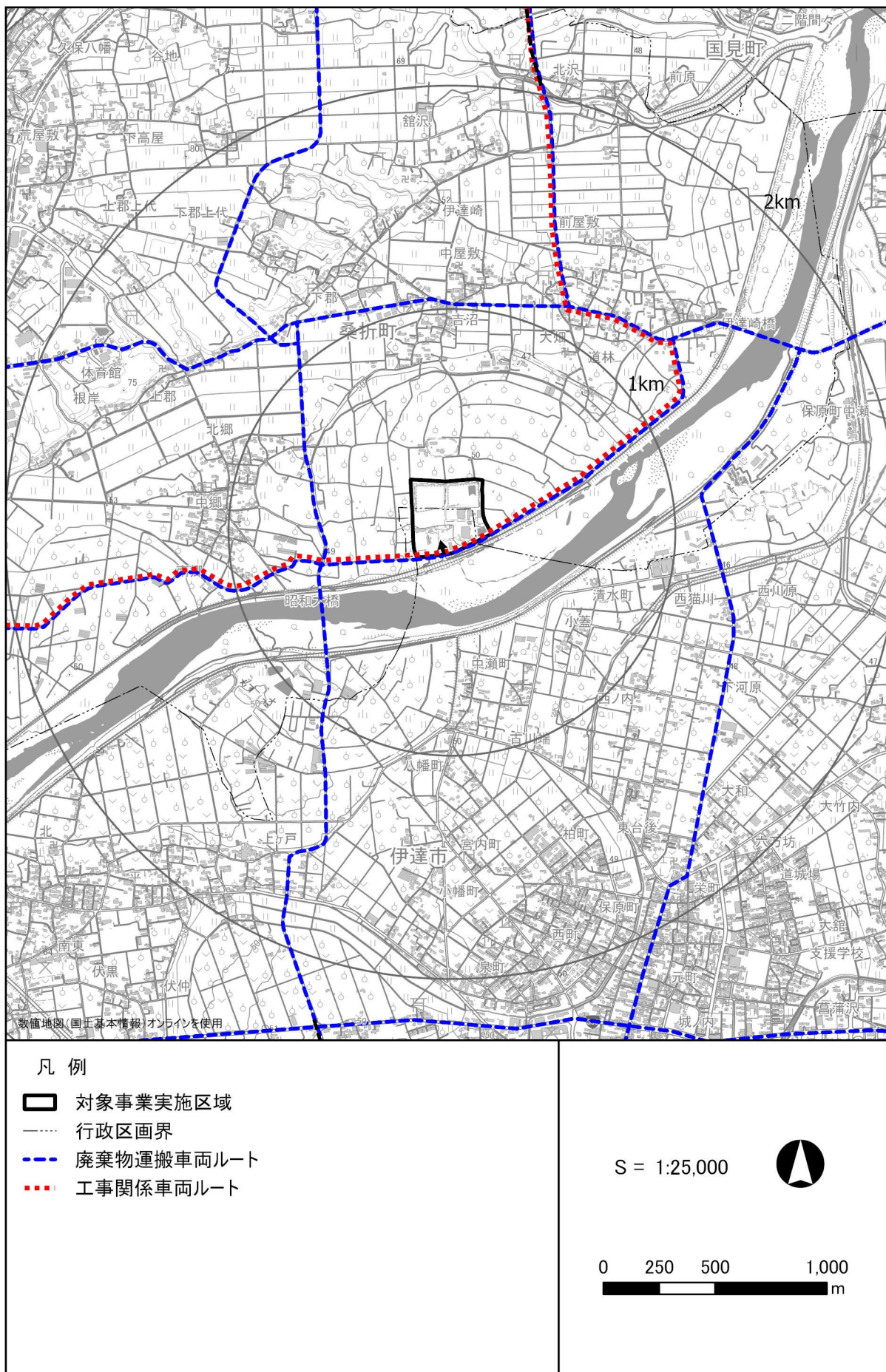


図 2-2-5 廃棄物運搬車両等の主要な走行ルート

(1) 給水計画

なお、参考として本組合における組合敷地内施設の地下水の揚水量の実績を表2-2-9に示す。

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
揚水量 (m ³ /日)	468.1	460.8	407.5	435.0	411.6

新施設から生じる排水は、新規に設置する場内の排水処理施設で処理した後、焼却施設のガス冷却水として全量を再利用する。そのため、新施設からの排水は無放流（クローズド）となる。既存施設においても、図 2-2-6 に示すとおり、プラント排水、生活排水等は、排水処理設備による処理後、ガス冷却塔の噴射水として再利用している。

[illegible]

2-11

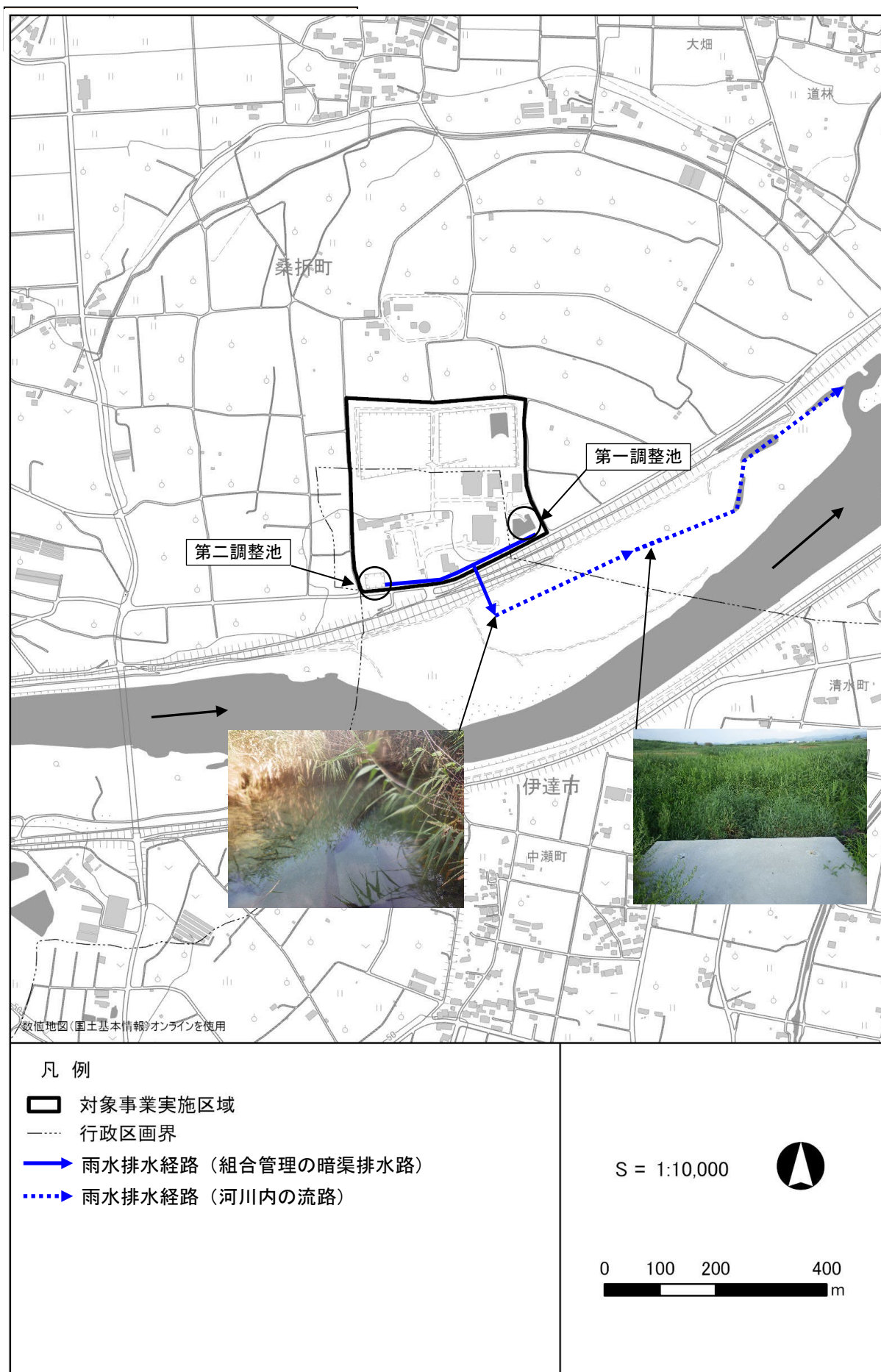


図 2-2-7 雨水排水経路図

2-3 工事計画の概要

2-3-1 工事工程

工事工程（案）は表 2-3-1 に示すとおりである。

表 2-3-1 工事工程（案）

工事内容		年度						
		令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16
造成工事								
建設工事								
試運転								
供用（新施設）								
既存施設の解体								
参考	既存施設							
	資源化施設							

注 1) 工程は現段階の想定であるため、事業の進捗により変更する場合がある。

2) 新施設と既存施設の運転は重ならない。

2-3-2 資材及び機械の運搬に用いる車両の主要運搬道路

資材及び機械の運搬に用いる車両の主要運搬道路は、図 2-3-1 に示すとおりである。

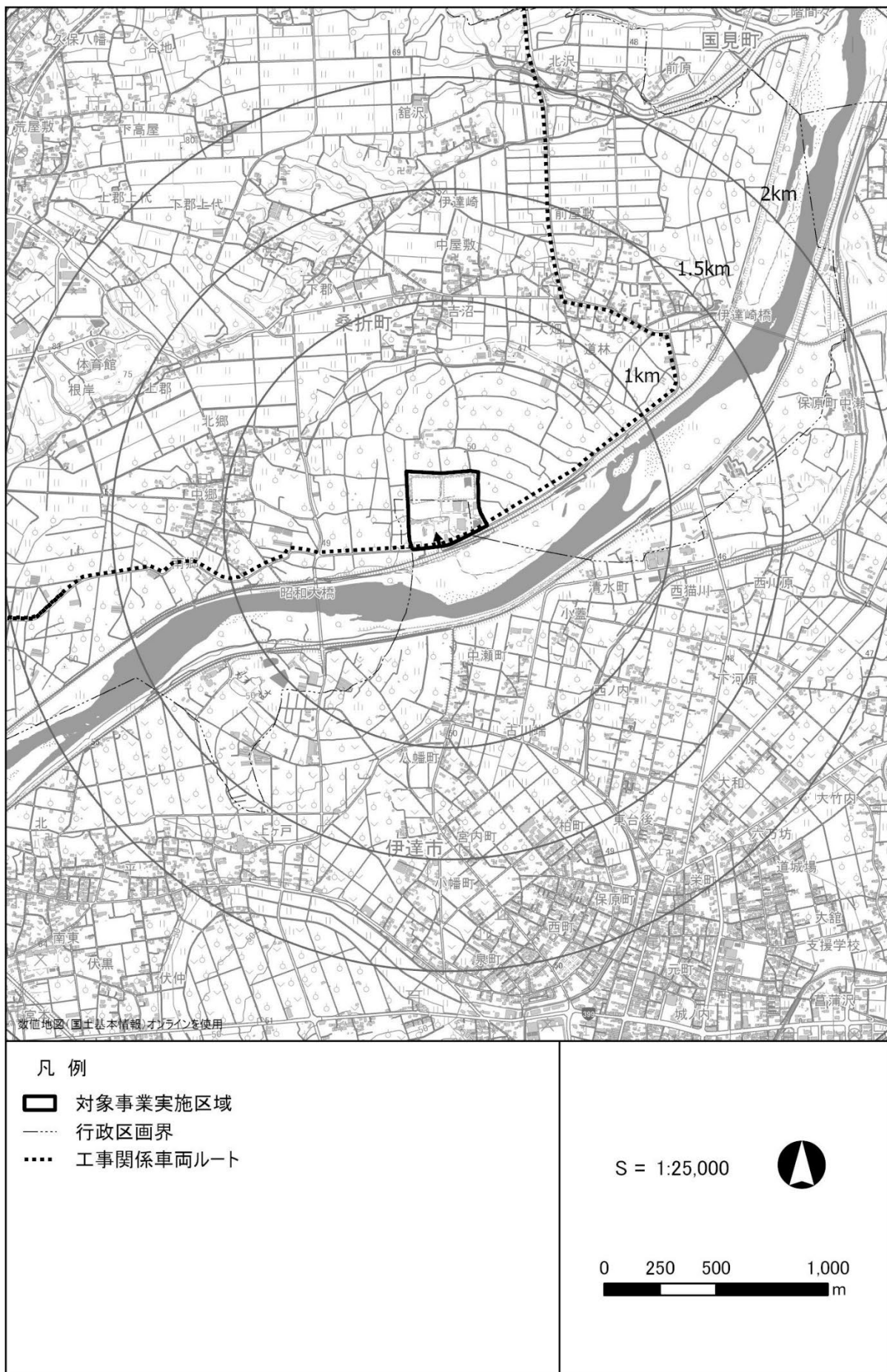


図 2-3-1 資材及び機械の運搬に用いる車両の主要な走行ルート（想定）

2-4 公害防止計画

事業の実施に伴う環境への影響を出来る限り小さくするため、「新施設においては自主基準値を設定」する計画である。

2-4-1 大気質

大気質に係る排ガスの規制値の一覧と既存施設における設計基準値は、表 2-4-1 に示すとおりである。

なお、新施設における自主基準値は、今後設定する予定である。

表 2-4-1 大気質に係る規制基準値と既存施設の設計値

規制物質	単位	既存施設の 法規制値又は 条例規制値	既存施設の 設計値
ばいじん	g/m ³ _N	0.15	0.05
窒素酸化物 (NO _x)	ppm	250	200
硫黄酸化物 (SO _x)	ppm	(K 値=17.5)	100
塩化水素 (HCl)	ppm	(430)	250
	mg/m ³ _N	700	(407)
一酸化炭素 (CO)	ppm	100 (1 時間平均値)	—
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ _N	5	5
水銀	μg/m ³ _N	50	50

注1) 酸素濃度 12%換算値

2) ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法、その他は大気汚染防止法による。

3) ばいじん及びダイオキシン類は、焼却能力が時間2～4tの施設の規制値

4) 塩化水素の法規制はmg/m³_Nの単位で定められ、基準値や計画目標値は ppm で設定されているため、それぞれの換算値を（ ）内に示す。

また、「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、以下（表 2-4-2）の規制を遵守する。

表 2-4-2 指定有害物質の規制値

指定有害物質の種類	単位	指定有害物質の量
カドミウム及びその化合物	mg/m ³ _N	1
弗素、弗化水素及び弗化珪素	mg/m ³ _N	10
鉛及びその化合物	mg/m ³ _N	10
銅及びその化合物	mg/m ³ _N	10
亜鉛及びその化合物	mg/m ³ _N	10
シアン化水素	mg/m ³ _N	1
砒素及びその化合物	mg/m ³ _N	1
クロム及びその化合物	mg/m ³ _N	1

2-4-2 騒音

騒音の敷地境界における基準値は表 2-4-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、用途地域の指定がないため「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく工場又は事業場に基づく規制基準の第 3 種区域に該当する。

なお、新施設における自主基準値は、今後設定する予定である。

表 2-4-3 騒音の規制基準値及び既存施設の設計値

単位：dB

項目			規制基準	既存施設の設計値
騒音	昼間	7：00～19：00	60以下	60以下
	朝	6：00～ 7：00	55以下	50以下
	夕	19：00～22：00		
	夜間	22：00～ 6：00	50以下	50以下

2-4-3 振動

振動の敷地境界における基準値として表 2-4-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、用途地域の指定がないため「福島県振動防止対策指針」に基づく工場又は事業場の規制基準の第 2 種区域に該当する。

なお、新施設における自主基準値は、今後設定する予定である。

表 2-4-4 振動の規制基準値及び既存施設の設計値

単位：dB

項目			規制基準	既存施設の設計値
振動	昼間	7：00～19：00	65以下	65以下
	夜間	19：00～ 7：00	60以下	60以下

2-4-4 悪臭

悪臭の基準値は表 2-4-5 に示すとおりである。

なお、新施設における自主基準値は、今後設定する予定である。

表 2-4-5 悪臭の規制基準値と既存施設の設計値

項目				規制基準 (敷地境界)	既存施設の 設計値	
悪臭	特定悪臭物質	アンモニア		ppm	1	1
		メチルメルカプタン		ppm	0.002	0.002
		硫化水素		ppm	0.02	0.02
		硫化メチル		ppm	0.01	0.01
		二硫化メチル		ppm	0.009	0.009
		トリメチルアミン		ppm	0.005	0.005
		アセトアルデヒド		ppm	0.05	0.05
		プロピオンアルデヒド		ppm	0.05	—
		ノルマルブチルアルデヒド		ppm	0.009	—
		イソブチルアルデヒド		ppm	0.02	—
		ノルマルバレールアルデヒド		ppm	0.009	—
		イソバレールアルデヒド		ppm	0.003	—
		イソブタノール		ppm	0.9	—
		酢酸エチル		ppm	3	—
		メチルイソブチルケトン		ppm	1	—
		トルエン		ppm	10	
		スチレン		ppm	0.4	0.4
		キシレン		ppm	1	—
		プロピオン酸		ppm	0.03	—
		ノルマル酪酸		ppm	0.001	—
		ノルマル吉草酸		ppm	0.0009	—
		イソ吉草酸		ppm	0.001	—
	臭気指数	敷地境界線		—	10	—
		工場等の煙突その他の 気体排出施設の排出口 における基準	地上50m以上		33	—

注 1) 規制基準の特定悪臭物質は悪臭防止法に基づくA区域の規制基準

2) 規制基準の臭気指数は福島県悪臭防止対策指針に基づく第1種区域の規制基準

2-5 環境保全対策

2-5-1 排ガス対策

大気汚染防止法等で定められている基準値より厳しい自主基準値を定め、自主基準値を十分に満たす装置（適切な集じん装置や有害ガス除去装置等）を設置する。

2-5-2 騒音・振動防止計画

発生源は室内に設置し、壁面に吸音処理をすることで、建屋外への騒音の漏えいを防止する。また、排風機・ブロワ等の設備は消音器を取り付ける等、必要に応じて防音対策を施した構造とする。

振動を発する機器は、強固な基礎、又は独立基礎の上に設置して振動の伝搬を防止する。

2-5-3 悪臭防止計画

悪臭の漏洩を防止するため、ごみピット内は負圧の状態（空気を内部に引き込む状態）に保持するとともに、ごみ投入口には自動扉等を設ける。また、ごみピット内から吸引した空気は燃焼用空気として焼却炉内に吹き込むことで、燃焼による臭気成分の分解を行う。

2-5-4 排水処理計画

新施設から生じる排水は、新規に設置する場内の排水処理施設で処理を実施する。処理後の排水は、全量を焼却施設で再利用するため、無放流（クローズド）となる。

2-5-5 粉じん防止計画

新施設では粉じんの発生が想定される箇所には、散水設備等の設置や密閉化等の飛散防止対策を可能な限り行い、粉じん対策を講じる。

第 3 章

対象事業実施区域及びその周囲の概況

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的社会的状況（以下「地域特性」という）については、対象事業実施区域の位置する伊達市を主とし、環境要素の区分ごとに事業の特性を踏まえて環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うに当たって必要と考えられる範囲を対象に、最新の文献その他の資料により情報を把握した。

3-1 自然的状況

3-1-1 気象の状況

1) 観測所の概要

対象事業実施区域周辺の気象観測所は、表 3-1-1 及び図 3-1-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺で、風向・風速、気温、降水量等の観測を行っている梁川地域気象観測所は東北東方向へ約 4.2km に、福島地方気象台は対象事業実施区域から南西方向へ約 11.3km に位置する。

表 3-1-1 気象観測所の概要

区分	観測所名	所在地	対象事業実施区域からの位置
気象観測所	梁川地域気象観測所	伊達市梁川町栗野字作田	東北東方向 約4.2km
気象台	福島地方気象台	福島市松木町1-9	南西方向 約11.3km

出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁ウェブページ）



2) 観測結果

梁川地域気象観測所及び福島地方気象台における気象観測結果は、表 3-1-2～表 3-1-3 に示すとおりである。

また、梁川地域気象観測所及び福島地方気象台における風向・風速の観測結果は、表 3-1-4 及び図 3-1-2～図 3-1-3 に示すとおりである。

令和 5 年の梁川地域気象観測所の年間降水量は 846.0mm、日最大降水量は 42.5mm、平均気温は 14.6℃、最高気温は 35.2℃、最低気温は-3.7℃、日照時間は 2,167.7 時間である。また、令和 5 年の福島地方気象台の年間降水量は 990.5mm、日最大降水量は 66.0mm、平均気温は 15.2℃、最高気温は 35.0℃、最低気温は-1.4℃、日照時間は 2,064.5 時間である。

令和 5 年の梁川地域気象観測所の風向・風速は、平均風速が 1.8m/s、最多風向が西である。また、福島地方気象台の令和 5 年の風向・風速は、平均風速が 2.4m/s、最多風向が西北西である。

令和 5 年の梁川地域気象観測所及び福島地方気象台における、年間の最多風向時における平均風速は、1.5m/s～3.3m/s となっており、最多風向は、梁川地域気象観測所で西、福島地方気象台で西北西となっている。

表 3-1-2 梁川地域気象観測所及び福島地方気象台における気象観測結果（平年値）

観測所	梁川地域気象観測所					福島地方気象台				
要素	降水量 (mm)	気温 (℃)			湿度 (%)	降水量 (mm)	気温 (℃)			湿度 (%)
	合計	平均	日 最高	日 最低	平均	合計	平均	日 最高	日 最低	平均
1 月	49.9	1.3	5.9	-3.0	—	56.2	1.9	5.8	-1.5	68
2 月	33.0	2.0	7.2	-2.6	—	41.1	2.5	7.1	-1.2	65
3 月	64.1	5.2	11.2	-0.4	—	75.7	5.9	11.2	1.3	61
4 月	75.1	10.9	17.7	4.6	—	81.8	11.7	17.7	6.4	58
5 月	83.0	16.4	23.0	10.3	—	88.5	17.2	23.1	12.1	63
6 月	109.4	20.1	25.7	15.5	—	121.2	20.7	25.9	16.6	72
7 月	159.2	23.7	28.9	19.8	—	177.7	24.3	29.1	20.8	77
8 月	143.9	24.9	30.4	21.0	—	151.3	25.5	30.5	21.9	76
9 月	158.4	20.9	26.2	16.7	—	167.6	21.6	26.2	18.0	76
10 月	123.4	14.8	20.6	9.9	—	138.7	15.6	20.5	11.7	73
11 月	53.2	8.6	14.6	3.2	—	58.4	9.5	14.5	5.2	70
12 月	41.5	3.6	8.7	-1.0	—	48.9	4.3	8.6	0.7	70
年	1,095.4	12.7	18.3	7.8	—	1,207.0	13.4	18.3	9.3	69

注) 1991年～2020年までの統計値である。

出典：「気象庁 過去の気象データ検索」（気象庁ウェブページ）

表 3-1-3(1) 梁川地域気象観測所及び福島地方気象台の状況（令和元年～令和 5 年）

観測所	梁川地域気象観測所						福島地方気象台					
観測年	降水量 (mm)	日最大 降水量 (mm)	時間最大 降水量 (mm)	平均 気温 (℃)	最高 気温 (℃)	最低 気温 (℃)	降水量 (mm)	日最大 降水量 (mm)	時間最大 降水量 (mm)	平均 気温 (℃)	最高 気温 (℃)	最低 気温 (℃)
令和元年	1,151.0	201.0	30.5	13.4	19.2	7.9	1,462.5	233.5	39.5	14.0	19.2	9.8
令和2年	977.5	108.0	15.0	13.5	19.1	8.5	1,224.5	88.5	25.5	14.1	19.0	10.2
令和3年	970.5	45.0	14.5	13.4	19.2	8.2	1,202.0	67.0	34.0	14.0	19.1	9.8
令和4年	835.5	38.0	16.5	13.3	19.1	8.1	1,033.0	47.0	30.5	13.9	19.0	9.7
令和5年	846.0	42.5	30.0	14.6	20.9	8.9	990.5	66.0	52.5	15.2	20.6	10.6
1月	11.0	5.5	1.5	1.4	6.6	-3.4	16.5	12.0	2.0	1.9	6.0	-1.4
2月	30.0	20.0	3.0	2.2	8.1	-3.7	32.5	23.0	3.5	2.8	7.9	-1.4
3月	52.5	19.5	4.5	8.5	16.4	1.0	69.0	25.0	6.0	9.5	16.3	3.8
4月	23.0	11.5	3.5	13.4	20.6	6.1	29.0	12.0	4.0	14.0	20.2	8.2
5月	99.5	39.5	6.0	16.9	24.1	9.8	126.5)	54.5)	9.0)	17.6)	23.8)	11.7)
6月	182.5	42.5	11.5	22.0	27.2	17.0	203.5	45.5	15.5	22.3	27.1	18.0
7月	27.0	7.5	4.0	26.9	33.0	22.0	35.5	7.5	5.5	27.6	33.0	23.2
8月	106.5	29.0	25.5	28.6	35.2	23.9	100.5	26.0	23.0	29.0	35.0	25.1
9月	180.0	42.5	30.0	24.8	30.4	21.1	236.5	66.0	52.5	25.1	30.0	21.8
10月	49.0	22.0	5.0	15.2	22.0	9.4	51.5	21.5	5.0)	16.0)	21.6)	11.3)
11月	52.0	13.0	5.5	9.8	16.5	4.2	62.0	16.5	5.5	10.6	16.1	6.1
12月	15.0	3.5	4.9	11.1	-0.7	15.0	27.5	19.0	5.0	5.4	10.5	1.2

注) 「) 」 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている。

「) 」 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている。

「 _ 」 移転・装置変更等その前後のデータが均質でない。

出典：「気象庁 過去の気象データ検索」（気象庁ウェブページ）

表 3-1-3(2) 梁川地域気象観測所及び福島地方気象台の状況（令和元年～令和 5 年）

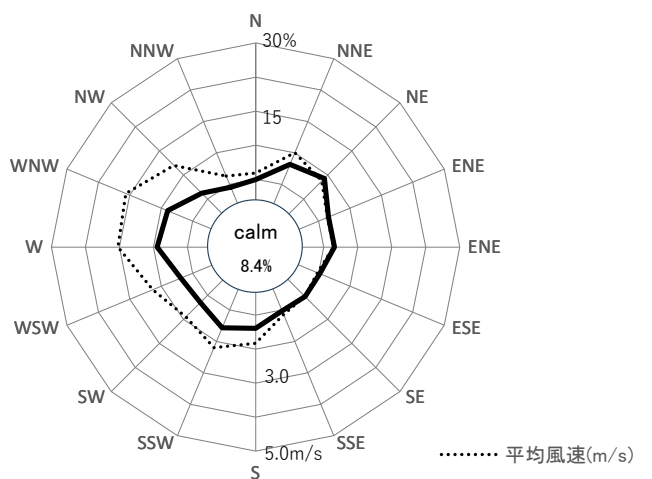
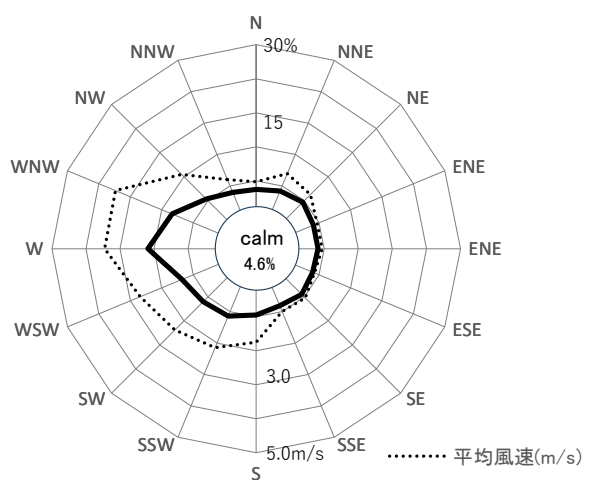
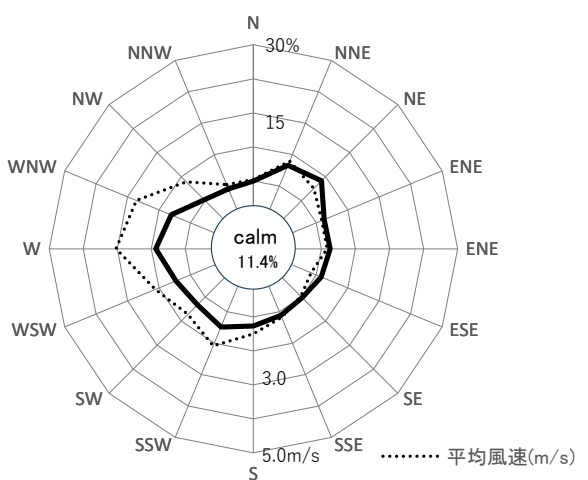
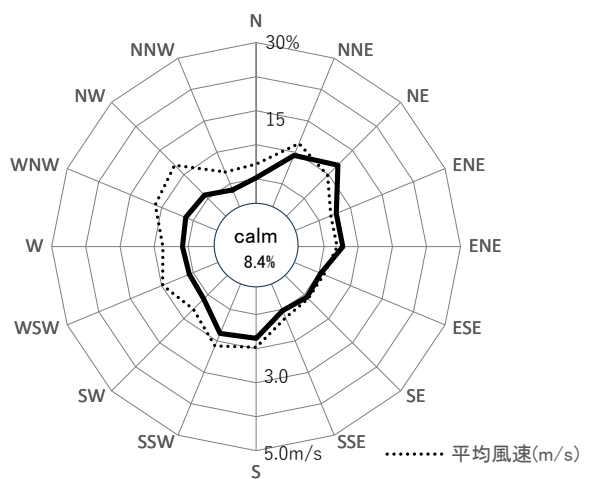
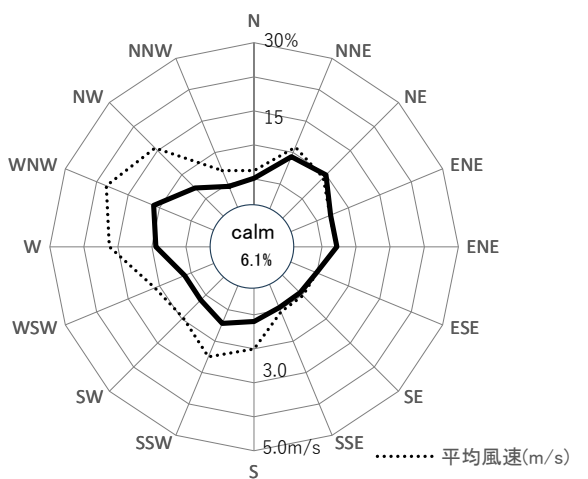
観測所	梁川地域気象観測所			福島地方気象台		
観測年	平均風速 (m/s)	最多風向	日照時間 (時間)	平均風速 (m/s)	最多風向	日照時間 (時間)
令和元年	2.1	北東	1916.9	2.5	西北西	1926.8
令和2年	1.9	北東	1708.5	2.4	西北西	1683.5
令和3年	2	西	1582.8]	2.4	西北西	1811.3
令和4年	1.9	北東	1872.6	2.4	北西	1807.5
令和5年	1.8	西	2167.7	2.4	西北西	2064.5
1月	2.1	西	123.8	2.7	西北西	113.3
2月	2.2)	西)	166.4	2.7	西北西	154.9
3月	1.9	北北東)	218.0	2.4	北西	211.0
4月	2.6	西	212.8	3.3	西北西	227.0
5月	1.9	北東	214.7	2.4)	北西)	197.6)
6月	1.7	北東	164.4	2.1	北東	160.4
7月	1.6	北東)	207.0	2	北西	184.1
8月	1.7	北東	243.3	2.5	南南東	223.4
9月	1.4	北北東	131.1	1.8	北東	118.4
10月	1.5	西	194.9	2.2	西北西	184.2)
11月	1.8	西	136.5	2.4	西北西)	143.2
12月	1.7	西	154.8	2.2	西北西	147.0

注) 「) 」 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている。

「) 」 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている。

「 _ 」 移転・装置変更等その前後のデータが均質でない。

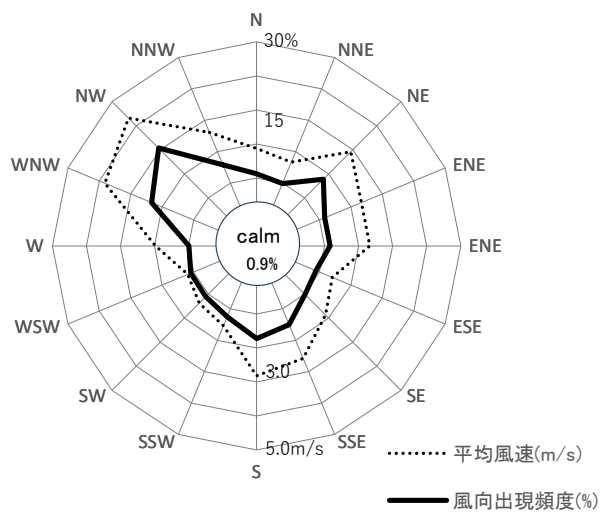
出典：「気象庁 過去の気象データ検索」（気象庁ウェブページ）



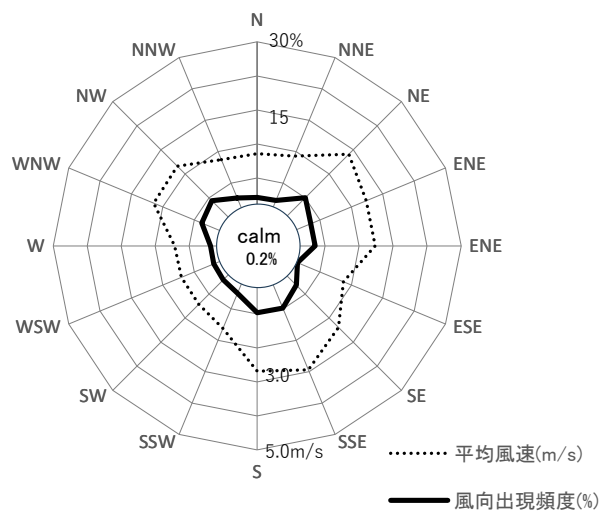
注) calm: 静穏 (風速0.3m/秒以下)

出典: 「気象庁 過去の気象データ検索」 (気象庁ウェブページ)

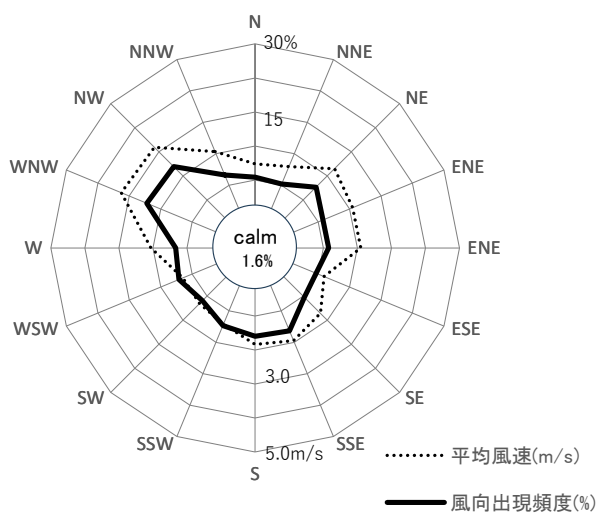
図 3-1-2 梁川地域気象観測所における風配図 (令和5年1月～12月)



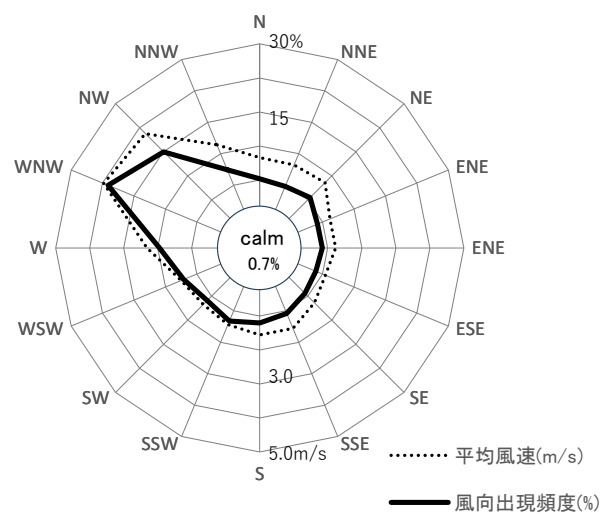
春（令和5年3月～5月）



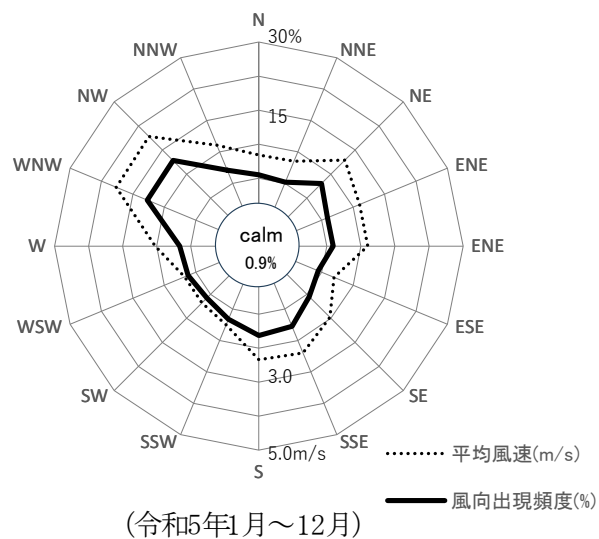
夏（令和5年6月～8月）



秋（令和5年9月～11月）



冬（令和5年1月～2月、12月）



（令和5年1月～12月）

注) calm：静穏（風速0.3m/秒以下）

出典：「気象庁 過去の気象データ検索」（気象庁ウェブページ）

図 3-1-3 福島地方気象台における風配図（令和5年1月～12月）

表 3-1-4 梁川地域気象観測所及び福島地方気象台における風向・風速測定結果(令和 5 年度)

測定箇所	項目	春	夏	秋	冬	年間
梁川 地域観測所	最多風向	北西	北東	西北西	西北西	西
	平均風速	2.1m/s	1.7m/s	1.6m/s	2.0m/s	1.8m/s
福島 地方気象台	最多風向	北西	北東	西北西	西北西	西北西
	平均風速	2.7m/s	2.2m/s	2.1m/s	2.5m/s	2.4m/s

注1) 令和5年1月1日～令和5年12月31日の集計結果とする。

2) 春：3月～5月 夏：6月～8月 秋：9月～11月 冬：1月～2月、12月

出典：「気象庁 過去の気象データ検索」(気象庁ウェブページ)

3-1-2 大気質の状況

対象事業実施区域及びその周辺の大気質の状況は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）の測定結果を用いて把握した。なお、ダイオキシン類については、信夫ヶ丘競技場における測定結果を用いて把握した。

対象事業実施区域周辺における一般局及び自排局の概要は表 3-1-5 に、測定位置については図 3-1-4 に示すとおりである。

表 3-1-5 対象事業実施区域周辺の一般局、自排局の概要

区分	測定局名	所在地	対象事業実施区域からの位置	測定項目				
				二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
				SO ₂	NO _x	OX	SPM	PM2.5
一般局	古川測定局	福島市古川44-2 (福島市立福島第三中学校)	南西方向 約8.5km		○	○	○	○
	南町測定局	福島市郷野目字向町17-2 (福島市立福島第一中学校)	南西方向 約13.3km	○	○	○	○	
	森合測定局	福島市森合字中谷地4-4 (福島市立福島森合小学校)	南西方向 約11.8km	○	○	○	○	○
自排局	松浪町測定局	福島市松浪町3-46 (福島市立福島第三小学校)	南西方向 約10.0km		○		○	

出典：「大気汚染測定結果（平成30年度～令和4年度）」（福島県生活環境部 水・大気環境課）



図 3-1-4 大気汚染常時監視局の調査位置

1) 二酸化硫黄

平成30年度～令和4年度の南町測定局及び森合測定局における二酸化硫黄の測定結果は、表3-1-6及び図3-1-5に示すとおりである。

年平均の推移は、南町測定局、森合測定局ともに0.001ppm以下を示しており、いずれの年度においても環境基準を満足している。

表 3-1-6 二酸化硫黄の経年変化

区分	測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	1時間値が0.1ppm を超えた時間数と その割合		環境基準	
					(時間)	(%)	長期的評価	短期的評価
一般局	南町	平成30年度	0.000	0.001	0	0.0	○	○
		令和元年度	0.000	0.001	0	0.0	○	○
		令和2年度	0.000	0.001	0	0.0	○	○
		令和3年度	0.000	0.001	0	0.0	○	○
		令和4年度	0.000	0.001	0	0.0	○	○
	森合	平成30年度	0.001	0.002	0	0.0	○	○
		令和元年度	0.000	0.001	0	0.0	○	○
		令和2年度	0.000	0.001	0	0.0	○	○
		令和3年度	0.000	0.002	0	0.0	○	○
		令和4年度	0.000	0.002	0	0.0	○	○
環境基準		1時間値の1日平均が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppmで以下であること。		長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。				
				短期的評価：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。				

出典：「大気汚染測定結果（平成30年度～令和4年度）」（福島県生活環境部 水・大気環境課）

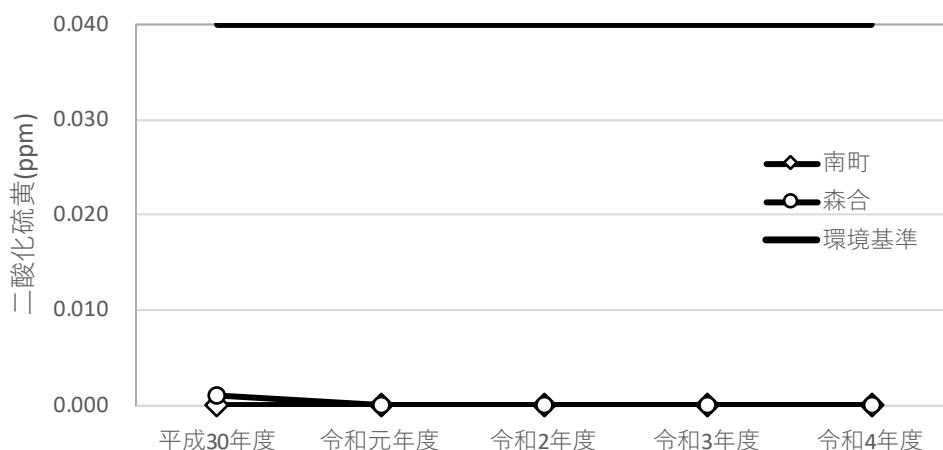


図 3-1-5 二酸化硫黄の経年変化（年平均値）

2) 窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素を含む）

(1) 一酸化窒素

平成30年度～令和4年度の古川測定局、南町測定局、森合測定局及び松浪町測定局における一酸化窒素の測定結果は、表3-1-7及び図3-1-6に示すとおりである。年平均値は、全ての測定局で横ばい傾向を示している。

表 3-1-7 一酸化窒素の経年変化

区分	測定局	年度	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間 98%値 (ppm)
一般局	古川	平成30年度	0.001	0.063	0.007
		令和元年度	0.001	0.052	0.006
		令和2年度	0.001	0.052	0.006
		令和3年度	0.001	0.027	0.004
		令和4年度	0.001	0.054	0.003
	南町	平成30年度	0.002	0.059	0.008
		令和元年度	0.002	0.061	0.008
		令和2年度	0.002	0.054	0.007
		令和3年度	0.001	0.048	0.008
		令和4年度	0.001	0.059	0.006
	森合	平成30年度	0.002	0.057	0.008
		令和元年度	0.002	0.062	0.008
		令和2年度	0.001	0.039	0.006
		令和3年度	0.001	0.043	0.006
		令和4年度	0.001	0.046	0.005
自排局	松浪町	平成30年度	0.005	0.135	0.019
		令和元年度	0.004	0.097	0.014
		令和2年度	0.003	0.075	0.016
		令和3年度	0.003	0.063	0.013
		令和4年度	0.003	0.061	0.011

出典：「大気汚染測定結果（平成30年度～令和4年度）」（福島県生活環境部 水・大気環境課）

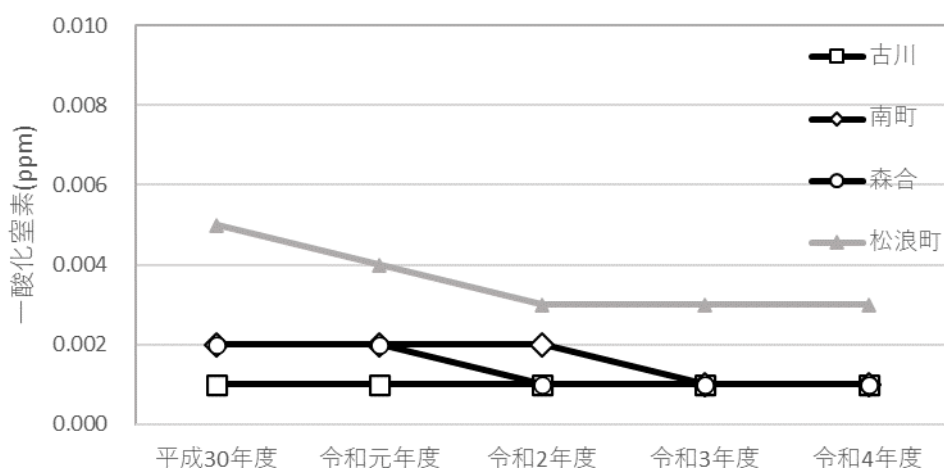


図 3-1-6 一酸化窒素の経年変化（年平均値）

(2) 二酸化窒素

平成30年度～令和4年度の古川測定局、南町測定局、森合測定局及び松浪町測定局における二酸化窒素の測定結果は、表3-1-8及び図3-1-7に示すとおりである。

年平均値の推移は、古川測定局で0.004～0.006ppm、南町測定局で0.006～0.007ppm、森合測定局で0.005～0.007ppm、松浪町測定局で0.007～0.010ppmであり、全ての測定局で環境基準を満足している。

表 3-1-8 二酸化窒素の経年変化

区分	測定局	年度	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値が0.04ppm以 上 0.06ppm以下の日数 とその割合		日平均値 の年間 98%値 (ppm)	環境基準 による評価
					(日)	(%)		(適○・不適×)
一般局	古川	平成30年度	0.006	0.041	0	0.0	0.015	○
		令和元年度	0.005	0.034	0	0.0	0.016	○
		令和2年度	0.004	0.035	0	0.0	0.017	○
		令和3年度	0.004	0.039	0	0.0	0.013	○
		令和4年度	0.004	0.029	0	0.0	0.012	○
	南町	平成30年度	0.007	0.047	0	0.0	0.018	○
		令和元年度	0.007	0.033	0	0.0	0.018	○
		令和2年度	0.007	0.041	0	0.0	0.018	○
		令和3年度	0.006	0.039	0	0.0	0.016	○
		令和4年度	0.006	0.033	0	0.0	0.015	○
	森合	平成30年度	0.007	0.041	0	0.0	0.018	○
		令和元年度	0.006	0.038	0	0.0	0.018	○
		令和2年度	0.006	0.037	0	0.0	0.017	○
		令和3年度	0.005	0.044	0	0.0	0.015	○
		令和4年度	0.005	0.033	0	0.0	0.016	○
自排局	松浪町	平成30年度	0.010	0.068	0	0.0	0.022	○
		令和元年度	0.009	0.047	0	0.0	0.023	○
		令和2年度	0.008	0.044	0	0.0	0.022	○
		令和3年度	0.008	0.042	0	0.0	0.019	○
		令和4年度	0.007	0.040	0	0.0	0.018	○
環境基準		1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。						

出典：「大気汚染測定結果（平成30年度～令和4年度）」（福島県生活環境部 水・大気環境課）

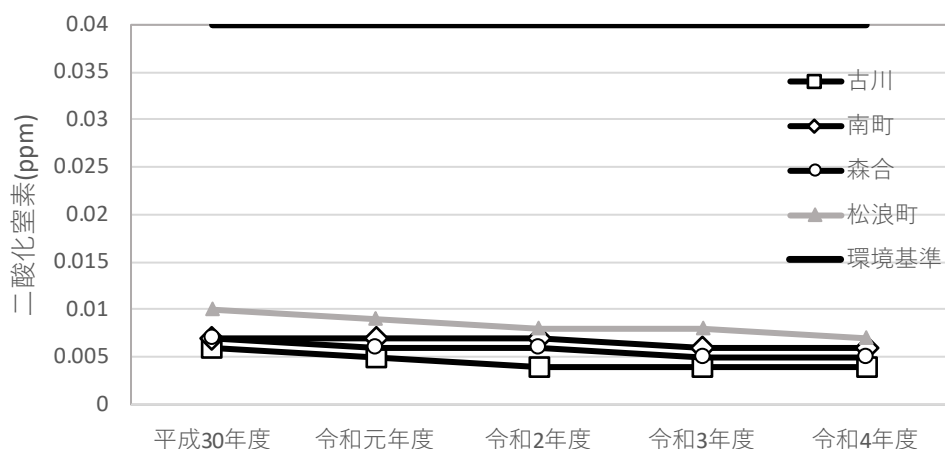


図 3-1-7 二酸化窒素の経年変化（年平均値）

(3) 窒素酸化物

平成30年度～令和4年度の古川測定局、南町測定局、森合測定局及び松浪町測定局における窒素酸化物の測定結果は、表3-1-9及び図3-1-8に示すとおりである。年平均値は、全ての測定局で減少傾向を示している。

表 3-1-9 窒素酸化物の経年変化

区分	測定局	年度	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)
一般局	古川	平成30年度	0.007	0.095	0.022
		令和元年度	0.006	0.079	0.021
		令和2年度	0.005	0.077	0.021
		令和3年度	0.005	0.063	0.017
		令和4年度	0.005	0.083	0.016
	南町	平成30年度	0.009	0.091	0.028
		令和元年度	0.009	0.082	0.026
		令和2年度	0.008	0.095	0.024
		令和3年度	0.008	0.084	0.023
		令和4年度	0.007	0.084	0.019
	森合	平成30年度	0.008	0.084	0.025
		令和元年度	0.008	0.090	0.025
		令和2年度	0.007	0.061	0.021
		令和3年度	0.006	0.084	0.020
		令和4年度	0.006	0.070	0.019
自排局	松浪町	平成30年度	0.015	0.180	0.042
		令和元年度	0.013	0.132	0.036
		令和2年度	0.012	0.108	0.035
		令和3年度	0.011	0.100	0.032
		令和4年度	0.010	0.091	0.027

出典：「大気汚染測定結果（平成30年度～令和4年度）」（福島県生活環境部 水・大気環境課）

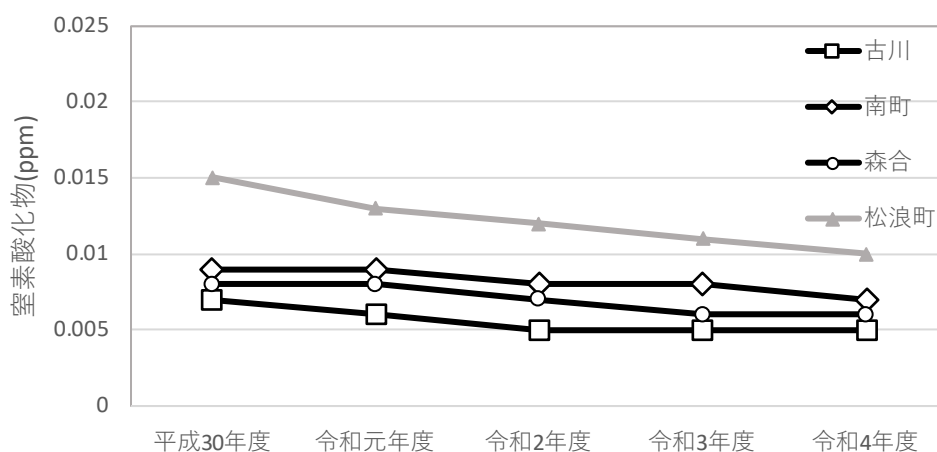


図 3-1-8 窒素酸化物の経年変化（年平均値）

3) 光化学オキシダント

平成30年度～令和4年度の古川測定局、南町測定局及び森合測定局における光化学オキシダントの測定結果は、表3-1-10及び図3-1-9に示すとおりである。

昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数が、古川測定局で13～33日、南町測定局で10～32日、森合測定局で9～32日であり、全ての測定局で環境基準を満足していない。

表3-1-10 光化学オキシダントの経年変化

区分	測定局	年度	昼間の1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを 越えた日数と時間数		環境基準 による評価
			(ppm)	(日)	(時間)	(適○・不適×)
一般局	古川	平成30年度	0.032	33	167	×
		令和元年度	0.032	30	155	×
		令和2年度	0.028	13	62	×
		令和3年度	－	－	－	－
		令和4年度	－	－	－	－
	南町	平成30年度	0.031	32	158	×
		令和元年度	0.030	23	123	×
		令和2年度	0.029	15	77	×
		令和3年度	0.031	10	43	×
		令和4年度	0.031	21	127	×
	森合	平成30年度	0.032	32	165	×
		令和元年度	0.032	30	156	×
		令和2年度	0.030	16	86	×
		令和3年度	0.031	9	37	×
		令和4年度	0.031	21	135	×
環境基準		昼間の1時間値が0.06ppm以下であること。				

注) 古川局は令和3年度より測定を停止している。

出典：「大気汚染測定結果（平成30年度～令和4年度）」（福島県生活環境部水・大気環境課）

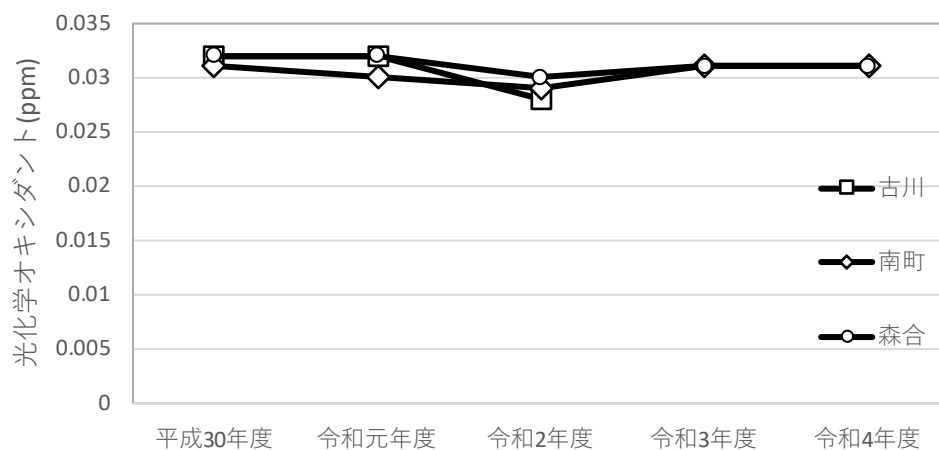


図3-1-9 光化学オキシダントの経年変化（昼間の1時間値の年平均値）

4) 浮遊粒子状物質

平成30年度～令和4年度の古川測定局、南町測定局、森合測定局及び松浪町測定局における浮遊粒子状物質の測定結果は、表3-1-11及び図3-1-10に示すとおりである。

年平均値の推移は、古川測定局で0.009～0.012mg/m³、南町測定局で0.014～0.017mg/m³、森合測定局で0.008～0.012mg/m³、松浪町測定局で0.010～0.014mg/m³であり、全ての測定局で環境基準を満足している。

表3-1-11 浮遊粒子状物質の経年変化

区分	測定局	年度	年平均値	日平均値の 2%除外値	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数とその割合		環境基準	
					(時間)	(%)	長期的評価	短期的評価
			(mg/m ³)	(mg/m ³)			(適○・不適×)	
一般局	古川	平成30年度	0.012	0.031	0	0.0	○	○
		令和元年度	0.009	0.027	0	0.0	○	○
		令和2年度	0.010	0.028	0	0.0	○	○
		令和3年度	0.009	0.023	0	0.0	○	○
		令和4年度	0.011	0.025	0	0.0	○	○
	南町	平成30年度	0.017	0.038	0	0.0	○	○
		令和元年度	0.014	0.030	0	0.0	○	○
		令和2年度	0.016	0.036	0	0.0	○	○
		令和3年度	0.014	0.030	0	0.0	○	○
		令和4年度	0.015	0.033	0	0.0	○	○
	森合	平成30年度	0.012	0.032	0	0.0	○	○
		令和元年度	0.010	0.030	0	0.0	○	○
		令和2年度	0.009	0.024	0	0.0	○	○
		令和3年度	0.008	0.022	0	0.0	○	○
令和4年度		0.009	0.023	0	0.0	○	○	
自排局	松浪町	平成30年度	0.014	0.036	0	0.0	○	○
		令和元年度	0.012	0.033	0	0.0	○	○
		令和2年度	0.012	0.030	0	0.0	○	○
		令和3年度	0.010	0.027	0	0.0	○	○
		令和4年度	0.011	0.028	0	0.0	○	○
環境基準		1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、 1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		長期的評価：1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。				
				短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。				

出典：「大気汚染測定結果（平成30年度～令和4年度）」（福島県生活環境部水・大気環境課）

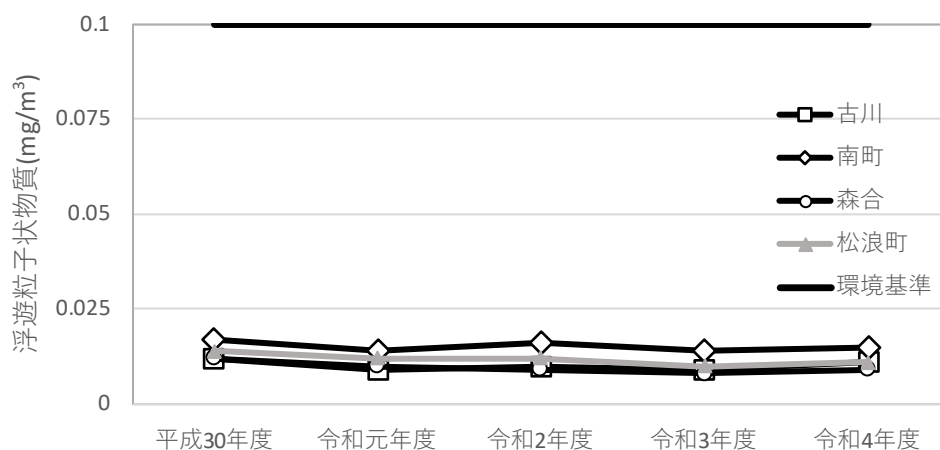


図3-1-10 浮遊粒子状物質の経年変化（年平均値）

5) ダイオキシン類

平成30年度～令和4年度の信夫ヶ丘競技場におけるダイオキシン類の測定結果は、表3-1-12及び図3-1-11に示すとおりである。

年平均値の推移は、0.0051～0.0090pg-TEQ/m³であり、環境基準を満足している。

表3-1-12 ダイオキシン類の経年変化

調査地点	年度	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境基準の適否
信夫ヶ丘競技場	平成30年度	0.0082	○
	令和元年度	0.0077	○
	令和2年度	0.0051	○
	令和3年度	0.0090	○
	令和4年度	0.0065	○
環境基準	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下		

出典：「環境等測定調査結果（平成30年度～令和4年度分）」（福島県）

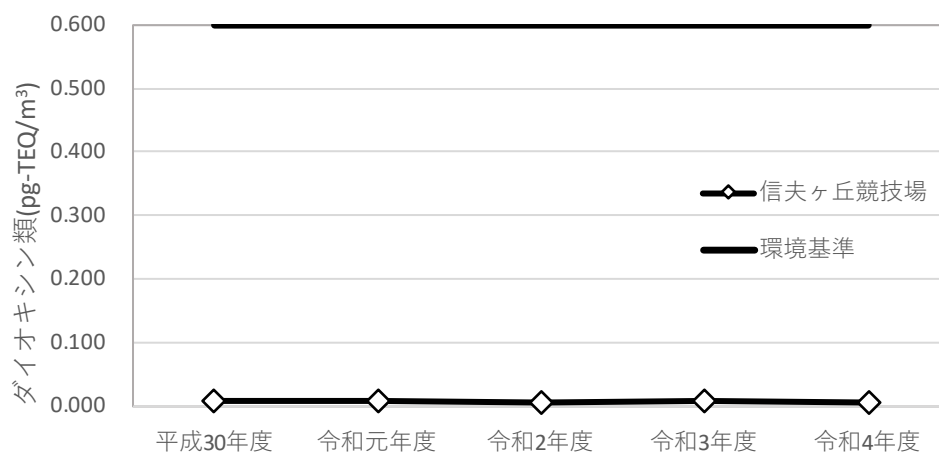


図3-1-11 ダイオキシン類の経年変化（年平均値）

6) 微小粒子状物質

平成30年度～令和4年度の古川測定局及び森合測定局における微小粒子状物質の測定結果は、表3-1-13及び図3-1-12に示すとおりである。

年平均値の推移は、古川測定局で $7.0\sim 9.7\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、森合測定局で $6.7\sim 9.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、であり、長期的評価では環境基準を満足している。また、日平均値の98%値の推移は、古川測定局で $19.9\sim 26.9\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、森合測定局で $17.8\sim 26.8\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、短期的評価においても環境基準を満足している。

表3-1-13 微小粒子状物質の経年変化

区分	測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 98%値	環境基準の 長期的評価	環境基準の 短期的評価
一般局	古川	平成30年度	9.7	26.9	○	○
		令和元年度	7.8	21.1	○	○
		令和2年度	8.0	23.0	○	○
		令和3年度	－	－	－	－
		令和4年度	7.0	19.9	○	○
	森合	平成30年度	9.5	26.8	○	○
		令和元年度	7.8	20.6	○	○
		令和2年度	7.6	22.7	○	○
		令和3年度	6.7	17.8	○	○
		令和4年度	7.4	19.9	○	○
環境基準		1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	長期的評価：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。			
			短期的評価：1日平均値のうち年間98パーセントイル値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。			

注) 古川局は令和3年度の測定を停止している。

出典：「大気汚染測定結果（平成30年度～令和4年度）」（福島県生活環境部水・大気環境課）

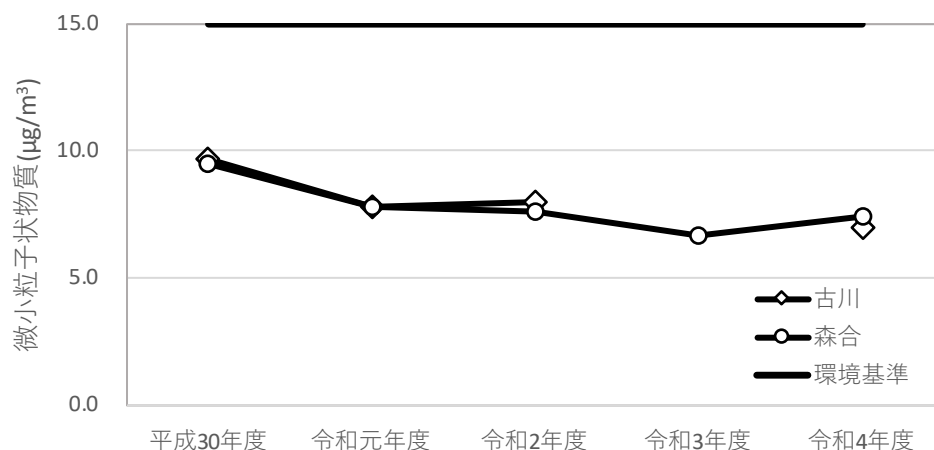


図3-1-12 微小粒子状物質の経年変化（年平均値）

3-1-3 騒音・振動の状況

1) 環境騒音

対象事業実施区域周辺の環境騒音の調査結果は、表 3-1-14 に、測定地点は図 3-1-13 に示すとおりである。

環境騒音では、昼間、夜間ともに環境基準を満足している。

表 3-1-14 環境騒音調査結果（令和 4 年度）

番号	地点名	用途地域	環境基準類型 (地域区分)	時間 区分	等価騒音レベル(LAeq) (dB)	環境基準 (dB)	環境基準の 適否
環1	渡利	第一種低層住居専用地域	A 類型 (第 1 種)	昼間	42	55	○
				夜間	36	45	○
環2	南沢又	第 1 種中高層住居専用地域	A 類型 (第 2 種)	昼間	46	55	○
				夜間	33	45	○
環3	東浜町	第一種住居地域	B 類型 (第 2 種)	昼間	46	55	○
				夜間	36	45	○
環4	大町	商業地域	C 類型 (第 3 種)	昼間	47	60	○
				夜間	41	50	○
環5	郷野目	工業地域	C 類型 (第 4 種)	昼間	53	60	○
				夜間	45	50	○
環6	黒岩	近隣商業地域	C 類型 (第 3 種)	昼間	46	60	○
				夜間	39	50	○
環7	飯坂町	商業地域	C 類型 (第 3 種)	昼間	44	60	○
				夜間	33	50	○
環8	蓬莱町	第二種低層住居専用地域	A 類型 (第 1 種)	昼間	40	55	○
				夜間	32	45	○

注) 昼間：6時～22時、夜間22時～6時

出典：「令和5年度版福島の環境令和4年度事業報告」（福島市）

2) 自動車騒音・振動

対象事業実施区域周辺の自動車交通騒音・振動の調査結果は表 3-1-15 及び表 3-1-16 に、測定地点は図 3-1-13 に示すとおりである。

自動車交通騒音では、松浪町（国道 4 号）及び鳥谷野（国道 4 号）の昼間及び夜間において、環境基準を満足していない。また、自動車交通振動は、25dB 未満～47.1dB となっている。

表 3-1-15 自動車交通騒音調査結果（令和 4 年度）

番号	測定地点	時間区分	等価騒音レベル(LAeq) (dB)	環境基準 (dB)	環境基準 の適否
自1	松浪町 国道4号	昼間	73	70	×
		夜間	70	65	×
自2	鳥谷野 国道4号	昼間	73	70	×
		夜間	72	65	×
自3	天神町 国道13号	昼間	70	70	○
		夜間	65	65	○
自4	泉 国道13号(西道路)	昼間	67	70	○
		夜間	60	65	○
自5	南中央 国道13号(西道路)	昼間	67	70	○
		夜間	61	65	○
自6	渡利 国道114号	昼間	67	70	○
		夜間	60	65	○
自7	館の前 国道115号	昼間	66	70	○
		夜間	59	65	○
自8	方木田 国道115号	昼間	66	70	○
		夜間	60	65	○
自9	笹谷 主要地方道福島・飯坂線	昼間	61	70	○
		夜間	54	65	○
自10	野田町 主要地方道福島・吾妻・裏磐梯線	昼間	64	70	○
		夜間	55	65	○
自11	鎌田 県道飯坂・保原線	昼間	66	70	○
		夜間	61	65	○
自12	大森 県道南福島停車場線	昼間	70	70	○
		夜間	65	65	○

注1) 昼間：6時～22時、夜間22時～6時

2) 環境基準は「幹線交通を担う道路に近接する空間における特例」の基準とする。

出典：「令和5年度版 福島県環境 令和4年度事業報告」（福島市）

表 3-1-16 自動車交通振動調査結果（令和4年度）

番号	測定地点	測定値	振動レベル(dB)			
			9:00～11:00	15:00～17:00	23:00～1:00	3:00～5:00
自1	松浪町 国道4号	中央値	35.7	35.8	25未満	25未満
		上端値	47.1	45.8	45.7	44.5
		下端値	25未満	25未満	25未満	25未満
自2	鳥谷野 国道4号	中央値	33.9	32.6	25未満	25未満
		上端値	42.8	41.4	38.7	44.2
		下端値	25未満	25未満	25未満	25未満
自3	天神町 国道13号	中央値	27.3	26.6	25未満	25未満
		上端値	38.7	35.9	27.5	27.9
		下端値	25未満	25未満	25未満	25未満
自4	泉 国道13号(西道路)	中央値	25未満	25未満	25未満	25未満
		上端値	29.2	29.1	25未満	25未満
		下端値	25未満	25未満	25未満	25未満
自5	南中央 国道13号(西道路)	中央値	25未満	25未満	25未満	25未満
		上端値	33.6	31.5	25未満	25未満
		下端値	25未満	25未満	25未満	25未満
自6	渡利 国道114号	中央値	25未満	25未満	25未満	25未満
		上端値	29.5	29.8	25未満	25未満
		下端値	25未満	25未満	25未満	25未満
自7	館の前 国道115号	中央値	25未満	25未満	25未満	25未満
		上端値	33.6	32.7	25未満	25未満
		下端値	25未満	25未満	25未満	25未満
自8	方木田 国道115号	中央値	25.6	25.5	25未満	25未満
		上端値	36.1	34.3	25未満	25未満
		下端値	25未満	25未満	25未満	25未満
自9	笹谷 主要地方道福島・飯坂線	中央値	25.7	25.9	25未満	25未満
		上端値	34.6	33.9	25.3	25未満
		下端値	25未満	25未満	25未満	25未満
自10	野田町 主要地方道福島・吾妻・裏磐梯線	中央値	32.9	32.9	25未満	25未満
		上端値	41.7	39.7	29.7	25未満
		下端値	25未満	25.7	25未満	25未満
自11	鎌田 県道飯坂・保原線	中央値	25未満	29.5	25未満	25未満
		上端値	27.9	43.4	32.7	29.8
		下端値	25未満	25満	25未満	25未満
自12	大森 県道南福島停車場線	中央値	26.7	29.8	25未満	25未満
		上端値	35.1	40	25未満	25.9
		下端値	25未満	25未満	25未満	25未満

出典：「令和5年度版福島の環境令和4年度事業報告」（福島市）

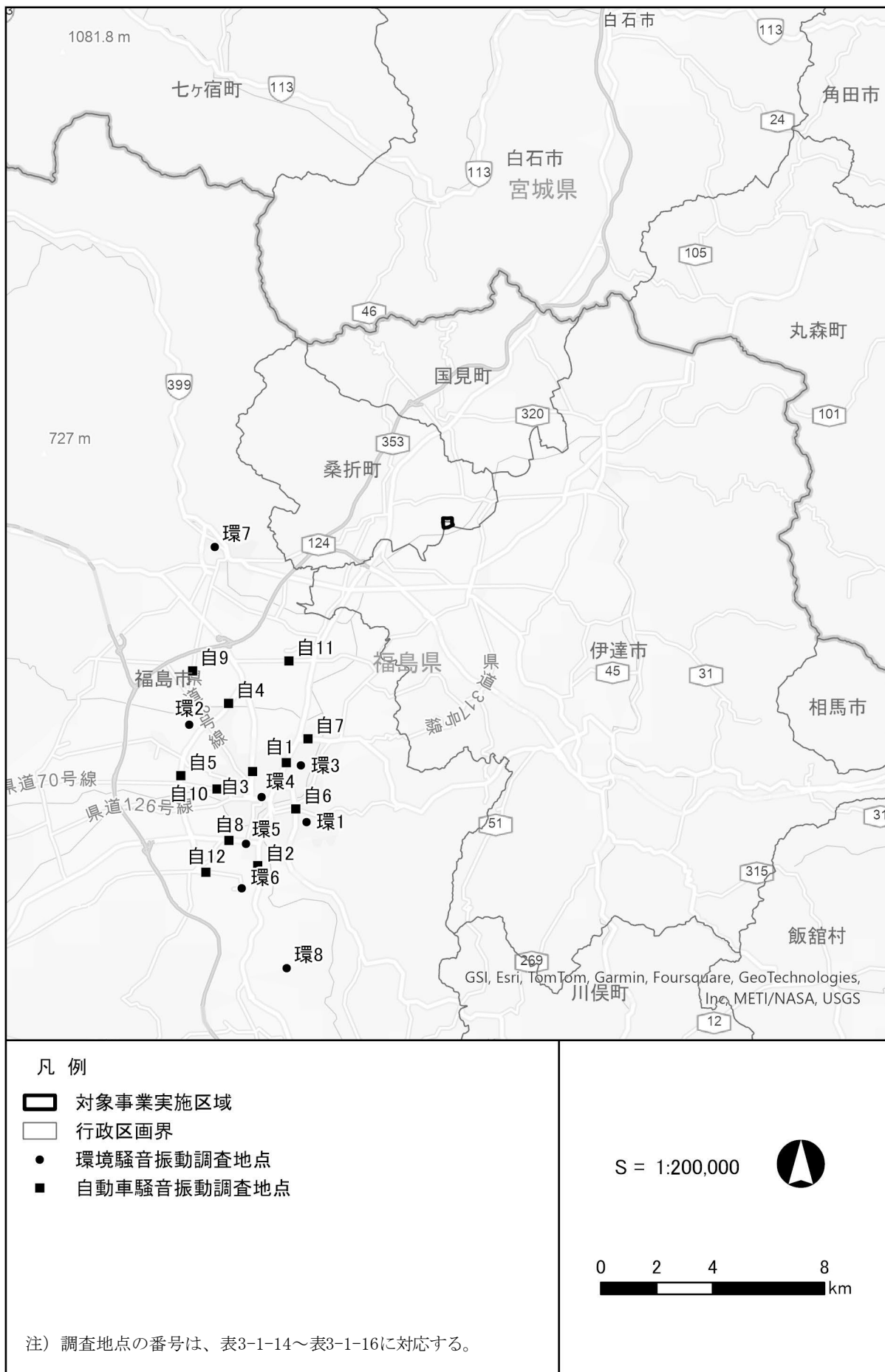


図 3-1-13 騒音調査地点図

3-1-4 悪臭の状況

「環境等測定調査結果（令和4年度分）」（福島県）によると、対象事業実施区域周辺における令和4年度の公害苦情件数の悪臭は桑折町で1件であった。なお、既存施設に起因する悪臭の苦情はない。

3-1-5 水象の状況

対象事業実施区域及びその周辺における河川の流量等調査結果は表3-1-17に、調査地点は図3-1-14に示すとおりである。

調査地点の水温は2.0℃～25.5℃、流量は40.11m³/s～108.32m³/sとなっている。

表 3-1-17 流量等調査結果（令和4年度）

河川名	調査地点	調査項目	単位	平均値	最小値	最大値
阿武隈川	大正橋	水温	℃	14.2	2.0	25.5
		流量	m ³ /s	66.05	40.11	108.32

出典：「水質年報（令和4年度）」（福島県）



図 3-1-14 流量・水質等調査地点図

3-1-6 水質の状況

1) 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

対象事業実施区域及びその周辺における、令和 4 年度の河川の生活環境項目における水質調査は、阿武隈川の大正橋において行われており、B 類型に指定されている。調査結果は表 3-1-18 に、調査地点は図 3-1-14 に示すとおりである。全ての項目において、環境基準を満足している。

表 3-1-18 生活環境項目の測定結果（令和 4 年度）

項目	単位	平均	最小	最大	環境基準 (B類型)	環境基準の 適否
水素イオン濃度pH	-	7.4	7.3	7.6	6.5以上 8.5以下	○
溶存酸素量 DO	mg/L	10.5	8.2	13.0	5mg/L以上	○
生物化学的酸素要求量 BOD	mg/L	1.2	0.9	1.7	3mg/L 以下	○
化学的酸素要求量 COD	mg/L	3.0	2.4	4.5	-	○
浮遊物質 量 SS	mg/L	7.4	3.0	14.0	25mg/L以下	○
大腸菌数	CFU/ 100ml	74.6	25.0	13.0	1,000CFU/ 100ml以下	○
全窒素	mg/L	1.7	1.2	2.2	-	○
全リン	mg/L	0.07	0.04	0.10	-	○

出典：「水質年報（令和4年度）」（福島県）

2) 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

令和4年度の阿武隈川の大正橋の健康項目における水質調査結果は表3-1-19に、調査地点は図3-1-14に示すとおりである。

全ての項目において、環境基準を満足している。

表3-1-19 健康項目の測定結果（令和4年度）

項目	平均(mg/L)	最小(mg/L)	最大(mg/L)	環境基準	環境基準の適否
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下	○
シアン	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと	○
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下	○
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	0.02mg/L以下	○
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	0.01mg/L以下	○
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下	○
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下	○
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下	○
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下	○
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.04mg/L以下	○
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1mg/L以下	○
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下	○
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下	○
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L以下	○
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下	○
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下	○
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下	○
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下	○
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下	○
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.01mg/L以下	○
硝酸性窒素	1.06	0.91	1.21	10mg/L以下	○
亜硝酸性窒素	0.03	0.023	0.029	10mg/L以下	○
ふっ素	0.18	0.17	0.19	0.8mg/L以下	○
ほう素	0.07	0.05	0.09	1mg/L以下	○
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下	○

注1) 網掛け部分は、環境基準が未達成を示す。

2) 「<(数字)」は定量下限値未満を示す。

3) 環境基準の「検出されないこと」とは、環境基準により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質年報（令和4年度）」（福島県）

3) ダイオキシン類

対象事業実施区域周辺における水質のダイオキシン類の測定結果は表 3-1-20 に、調査地点は図 3-1-14 示すとおりである。

全ての調査地点で環境基準を満足している。

表 3-1-20 ダイオキシン類の測定結果（水質）

年度	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否
令和4年度	摺上川	幸橋	0.072	○
	東根川	阿武隈川合流前	0.49	○
環境基準	年間平均値：1pg-TEQ/L以下			

出典：「環境等測定調査結果（令和4年度）」（福島県）

4) 地下水

水質汚濁防止法第 15 条第 1 項の規定に基づき県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視、また、過去に環境基準を超過した地点等の水質の推移を監視するため測定した継続監視調査と、地下水における人の健康の保護に関する要監視項目の、令和 4 年度の地下水水質の調査結果は表 3-1-21 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の調査地点 19 地点中 6 地点で基準を超過している。

なお、調査地点の所在地の詳細については公表されていない。

表 3-1-21(1) 地下水水質の調査結果（概況調査）

単位：mg/L

項目	伊達市		環境基準
	久根妻 (定点方式)	保原町柱田 (ローリング方式)	
カドミウム	—	< 0.0003	0.003mg/L以下
全シアン	—	< 0.1	検出されないこと。
鉛	—	< 0.005	0.01mg/L以下
六価クロム	—	< 0.01	0.02mg/L以下
砒素	—	< 0.005	0.01mg/L以下
総水銀	—	< 0.0005	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	—	—	検出されないこと。
PCB	—	< 0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	—	< 0.002	0.02mg/L以下
四塩化炭素	—	< 0.0002	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	—	< 0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	—	< 0.002	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	—	< 0.004	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	< 0.0005	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	< 0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	—	< 0.001	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	< 0.0005	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	—	< 0.0002	0.002mg/L以下
チウラム	—	< 0.0006	0.006mg/L以下
シマジン	—	< 0.0003	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	—	< 0.002	0.02mg/L以下
ベンゼン	< 0.001	< 0.001	0.01mg/L以下
セレン	—	< 0.002	0.01mg/L以下
硝酸性窒素	4.5	10	10mg/L以下
亜硝酸性窒素	< 0.1	< 0.1	10mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4.6	10	10mg/L以下
ふっ素	0.14	< 0.08	0.8mg/L以下
ほう素	0.06	< 0.02	1mg/L以下
クロロエチレン	—	< 0.0002	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	< 0.005	0.05mg/L以下
用途区分	雑用	飲用	—

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 環境基準の「検出されないこと」とは、環境基準により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3) 「<(数字)」は定量下限値未満を示す。

出典：「水質年報（令和4年度）」（福島県）

表 3-1-21(2) 地下水水質の調査結果（継続監視調査）

単位：mg/L

項目	伊達市						環境基準
	本町 周辺地区	南本町 周辺地区	細谷 周辺地区	柏町・ 西町周辺 地区 1	柏町・ 西町周辺 地区 2	柏町・ 西町周辺 地区 3	
カドミウム	—	—	—	—	—	—	0.003mg/L以下
全シアン	—	—	—	—	—	—	検出されない こと。
鉛	—	—	—	—	—	—	0.01mg/L以下
六価クロム	—	—	—	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.02mg/L以下
砒素	—	—	—	—	—	—	0.01mg/L以下
総水銀	—	—	—	—	—	—	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	検出されない こと。
PCB	—	—	—	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	検出されない こと。
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	0.02mg/L以下
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	—	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	< 0.002	< 0.002	—	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.009	< 0.004	—	< 0.004	< 0.004	0.014	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0005	< 0.0005	—	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	—	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.007	< 0.001	—	< 0.001	< 0.001	0.001	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.063	< 0.0005	—	< 0.0005	0.0008	0.073	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	—	0.002mg/L以下
チウラム	—	—	—	—	—	—	0.006mg/L以下
シマジン	—	—	—	—	—	—	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	0.02mg/L以下
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	0.01mg/L以下
セレン	—	—	—	—	—	—	0.01mg/L以下
硝酸性窒素	—	—	9.1	—	—	—	10mg/L以下
亜硝酸性窒素	—	—	< 0.1	—	—	—	10mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	9.2	—	—	—	10mg/L以下
ふっ素	—	—	—	—	—	—	0.8mg/L以下
ほう素	—	—	—	—	—	—	1mg/L以下
クロロエチレン	< 0.0002	—	—	—	—	—	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	0.05mg/L以下
用途区分	雑用	雑用	飲用	雑用	雑用	雑用	—

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 環境基準の「検出されないこと」とは、環境基準により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3) 網掛け部分は、環境基準が未達成を示す。

4) 「<(数字)」は定量下限値未達を示す。

出典：「水質年報（令和4年度）」（福島県）

表 3-1-21 (3) 地下水水質の調査結果（継続監視調査）

単位：mg/L

項目	伊達市					環境基準
	大石周辺 地区 1	大石周辺 地区 2	梁川町工 業団地	伏黒 1	伏黒 2	
カドミウム	—	—	—	—	—	0.003mg/L以下
全シアン	—	—	—	—	—	検出されない こと。
鉛	—	—	< 0.005	—	—	0.01mg/L以下
六価クロム	—	—	—	—	—	0.02mg/L以下
砒素	—	—	< 0.005	—	—	0.01mg/L以下
総水銀	—	—	—	—	—	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	検出されない こと。
PCB	—	—	—	—	—	検出されない こと。
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	0.02mg/L以下
四塩化炭素	—	—	—	—	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	0.014	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.003	0.048	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0037	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	0.002mg/L以下
チウラム	—	—	—	—	—	0.006mg/L以下
シマジン	—	—	—	—	—	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	0.02mg/L以下
ベンゼン	—	—	—	—	—	0.01mg/L以下
セレン	—	—	—	—	—	0.01mg/L以下
硝酸性窒素	—	—	—	—	—	10mg/L以下
亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	10mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	10mg/L以下
ふっ素	—	—	< 0.08	—	—	0.8mg/L以下
ほう素	—	—	—	—	—	1mg/L以下
クロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	—	< 0.0002	< 0.0002	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	0.05mg/L以下
用途区分	雑用	雑用	工業	その他	その他	—

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 環境基準の「検出されないこと」とは、環境基準により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3) 網掛け部分は、環境基準が未達成を示す。

4) 「<(数字)」は定量下限値未満を示す。

出典：「水質年報（令和4年度）」（福島県）

表 3-1-21(4) 地下水水質の調査結果（継続監視調査）

単位：mg/L

項目	桑折町	川俣町				環境基準
	成田周辺 地区	八反田周 辺地区 1	八反田周 辺地区 2	山木屋周 辺地区	賤ノ田	
カドミウム	—	—	—	< 0.0003	—	0.003mg/L以下
全シアン	—	—	—	< 0.1	—	検出されない こと。
鉛	—	—	—	< 0.005	—	0.01mg/L以下
六価クロム	< 0.01	—	—	< 0.02	—	0.02mg/L以下
砒素	—	—	—	< 0.005	—	0.01mg/L以下
総水銀	—	—	—	< 0.0005	—	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	—	—	—	< 0.0005	—	検出されない こと。
PCB	—	—	—	—	—	検出されない こと。
ジクロロメタン	—	—	—	< 0.002	—	0.02mg/L以下
四塩化炭素	—	—	—	< 0.0002	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	0.11	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0005	0.016	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	< 0.001	0.007	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	< 0.0005	0.16	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	< 0.0002	—	0.002mg/L以下
チウラム	—	—	—	—	—	0.006mg/L以下
シマジン	—	—	—	—	—	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	0.02mg/L以下
ベンゼン	—	—	—	< 0.001	—	0.01mg/L以下
セレン	—	—	—	< 0.002	—	0.01mg/L以下
硝酸性窒素	—	—	—	—	—	10mg/L以下
亜硝酸性窒素	—	—	—	< 0.1	—	10mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	—	< 0.2	—	10mg/L以下
ふっ素	2.4	—	—	1.1	—	0.8mg/L以下
ほう素	0.36	—	—	0.22	—	1mg/L以下
クロロエチレン	—	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	—	—	< 0.005	—	0.05mg/L以下
用途区分	工業	雑用	飲用	飲用	その他	—

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 環境基準の「検出されないこと」とは、環境基準により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3) 網掛け部分は、環境基準が未達成を示す。

4) 「<(数字)」は定量下限値未満を示す。

出典：「水質年報（令和4年度）」（福島県）

表 3-1-21 (5) 地下水水質の調査結果（要監視項目調査結果）

単位：mg/L

項目	伊達市 保原町柱田	指針値
クロロホルム	< 0.0006	0.06mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	< 0.006	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	< 0.02	0.2mg/L以下
イソキサチオン	< 0.0008	0.008mg/L以下
ダイアジノン	< 0.0005	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	< 0.0003	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	< 0.004	0.04mg/L以下
オキシ銅	< 0.004	0.04mg/L以下
クロロタロニル	< 0.004	0.05mg/L以下
プロピザミド	< 0.0008	0.008mg/L以下
EPN	< 0.0006	0.006mg/L以下
ジクロロボス	< 0.001	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	< 0.002	0.03mg/L以下
イプロベンホス	< 0.0008	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	< 0.0001	—
トルエン	< 0.06	0.6mg/L以下
キシレン	< 0.04	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	< 0.006	0.06mg/L以下
ニッケル	< 0.001	—
モリブデン	< 0.007	0.07mg/L以下
アンチモン	< 0.0002	0.02mg/L以下
エピクロロヒドリン	< 0.00004	0.0004mg/L以下
全マンガン	< 0.02	0.2mg/L以下
ウラン	< 0.0002	0.002mg/L以下
PFOS及びPFOAの合算値	0.0000041	0.00005mg/L以下(暫定)

注) 「<(数字)」は定量下限値未満を示す。

出典：「水質年報（令和4年度）」（福島県）

3-1-7 底質の状況

1) 含水率

対象事業実施区域周辺における阿武隈川の底質の調査結果は表 3-1-22 に、調査地点は図 3-1-15 に示すとおりである。

底質の調査は阿武隈川の蓬莱橋下流の黒岩観測所で行われており、含水率は 25.2%～30.5%となっている。

表 3-1-22 底質の経年変化

年度	調査地点		採泥位置	含水率(%)
平成25年度	阿武隈川	黒岩観測所	表層から10cm 程度	25.2
平成26年度				26.9
平成29年度				30.5

出典：「水文水質データベース」（国土交通省ウェブページ）

2) ダイオキシン類

対象事業実施区域周辺における底質のダイオキシン類の調査結果は表 3-1-23 に、調査地点は図 3-1-15 に示すとおりであり、全ての調査地点で、環境基準を満足している。

表 3-1-23 ダイオキシン類の経年変化（底質）

年度	水域名	測定地点名	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (水質)
平成30年度	摺上川	幸橋	0.22	○
	東根川	阿武隈川合流前	0.30	○
令和元年度	摺上川	幸橋	0.12	○
	東根川	阿武隈川合流前	1.6	○
令和2年度	摺上川	幸橋	0.14	○
	東根川	阿武隈川合流前	1.2	○
令和3年度	摺上川	幸橋	0.17	○
	東根川	阿武隈川合流前	0.28	○
令和4年度	摺上川	幸橋	0.16	○
	東根川	阿武隈川合流前	0.38	○
環境基準	150pg-TEQ/g以下			

出典：「環境等測定調査結果（平成30年度～令和4年度）」（福島県）



図 3-1-15 底質調査地点図

3-1-8 土壌及び地盤の状況

1) 土壌汚染の状況

令和6年2月20日現在、対象事業実施区域周辺に要措置区域として指定されている土地はない。形質変更時要届出区域として指定されている土地は、表3-1-24に示すとおり3件ある。

表 3-1-24 形質変更時要届出区域

指定した 区域の種類	指定年月日	所在地	指定面積	特定有害物質の項目		
				種類	溶出	含有
形質変更時 要届出区域	H23. 9. 20	福島県伊達市保原町字東野崎60番1の一部	800m ²	ふっ素及びその化合物	○	○
				鉛及びその化合物	○	—
形質変更時 要届出区域	H30. 3. 16	福島県伊達市保原町字柏町68番1、68番2、68番4、68番5、68番6、68番7、68番8、68番9、68番10、68番11、68番12、68番13、68番14、68番19、68番20、68番21、68番22、68番24、68番25、68番26、68番27、68番28、68番30、68番31、68番34、68番36、68番37、68番38、68番39及び68番40並びに同市保原町字柏町68番3、68番15、68番16、68番17、68番18、68番23、68番29、68番32、68番33及び68番35の各一部	6, 951. 7m ²	六価クロム化合物	○	○
				クロロエチレン	○	—
				1, 1-ジクロロエチレン	○	—
				シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	—
				テトラクロロエチレン	○	—
				トリクロロエチレン	○	—
				ポリ塩化ビフェニル	○	—
形質変更時 要届出区域	R2. 4. 10	福島県伊達市保原町中瀬字道下一号32番2及び32番6の各一部	10, 200m ²	鉛及びその化合物	○	○
				砒素及びその化合物	○	—

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況」（福島県）

2) ダイオキシン類

対象事業実施区域周辺のダイオキシン類の調査結果は、表3-1-25及び図3-1-16に示すとおりである。全ての調査地点で環境基準を満足している。

表 3-1-25 ダイオキシン類の調査結果（土壌）

年度	市町村名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否
令和4年度	福島市	松川工業第二公園	0. 0250	○
	川俣町	旧川俣南小学校グラウンド	0. 0019	○
環境基準	1, 000pg-TEQ/g以下			

出典：「環境等測定調査結果（令和4年度）」（福島県）

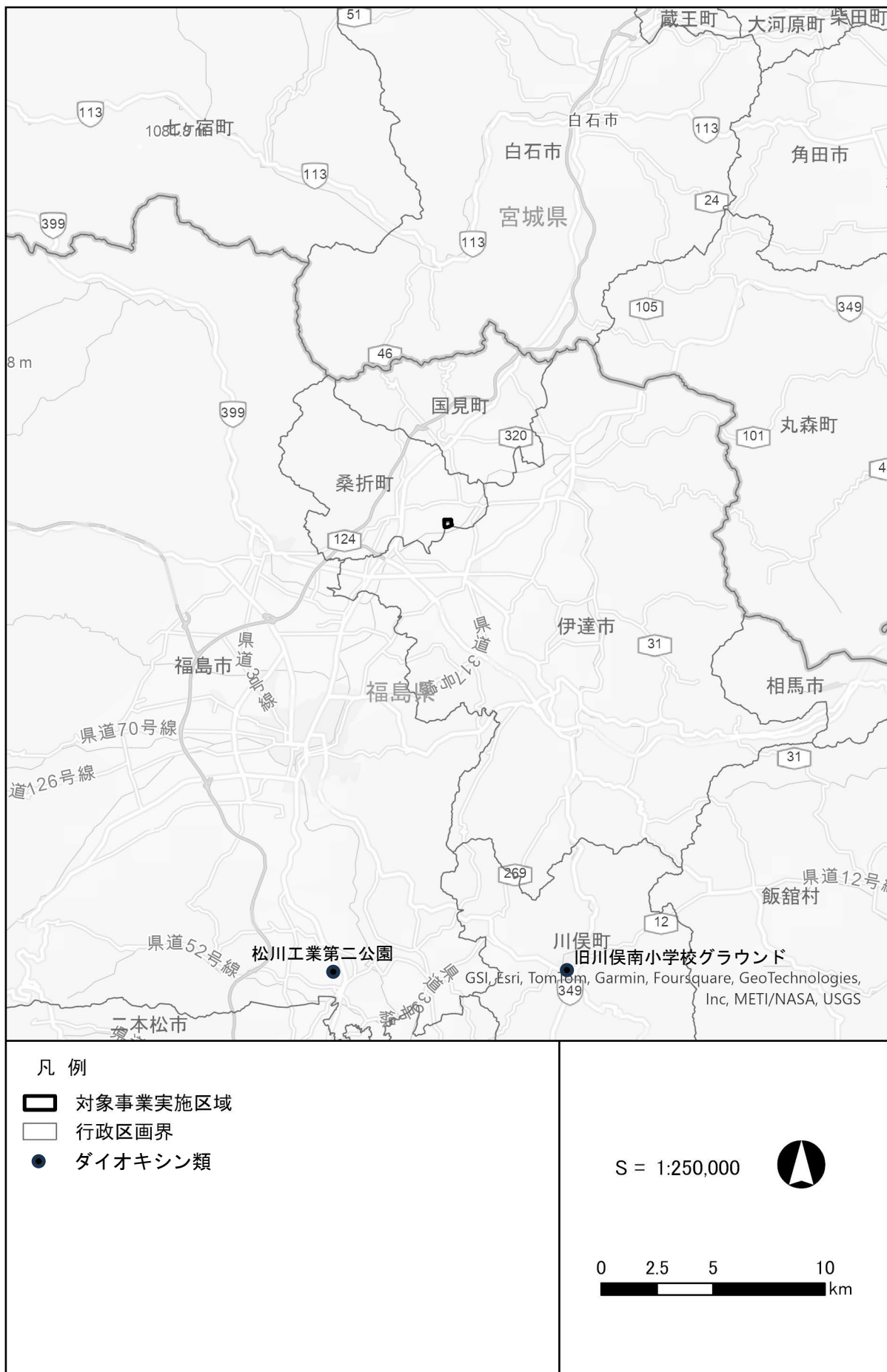


図 3-1-16 土壌の調査結果

3) 地盤沈下の状況

「伊達市環境基本計画策定に向けた基礎調査報告書 平成 21 年 3 月」(伊達市)によると、対象事業実施区域周辺では、地盤沈下に関する報告や苦情は確認されていない。

なお、平成 22 年度の「市長への手紙」によると、「梁川町五十沢地区の道路(新地～株木)で地盤沈下)の報告があり、建設部土木課の早急に対処する回答があった。

● 梁川町五十沢地区の道路(新地～株木)で地盤沈下がおこっており、事故が起きる危険性があるので修繕してほしい。

ご指摘のありました市道は、2 級市道新地株木線新地地内で、現地を早速調査いたしましたところ 50 メートル区間で幅 1.5 メートル程が路肩の高さで約 13 センチ沈下しておりました。沈下を知らず通行した場合、急にハンドルをとられ土手下に転落する可能性があり大変危険であり早急に対処いたします。また、お気づきの箇所がございましたらお知らせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。(22 年 2 月 4 日回答：建設部 土木課)

3-1-9 地形及び地質の状況

1) 地形の状況

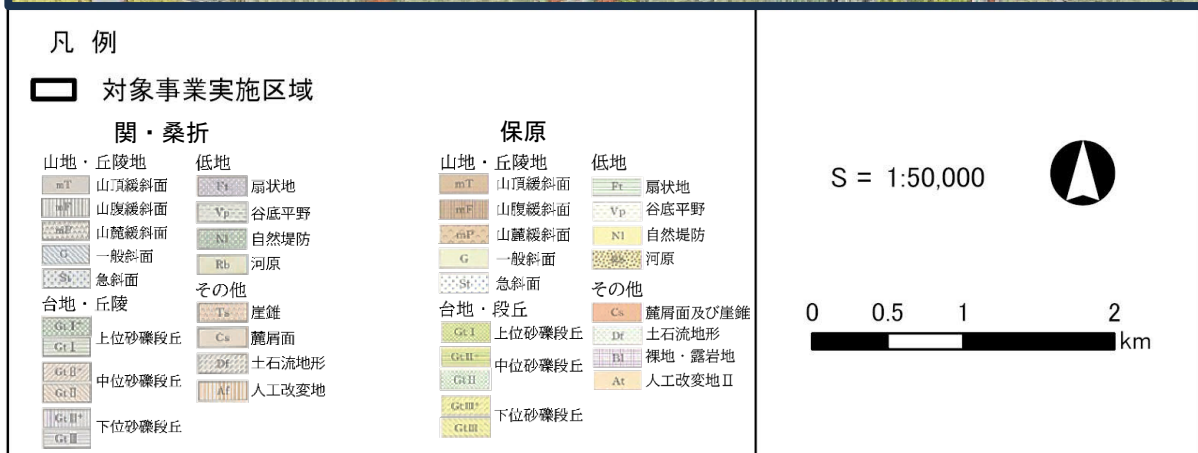
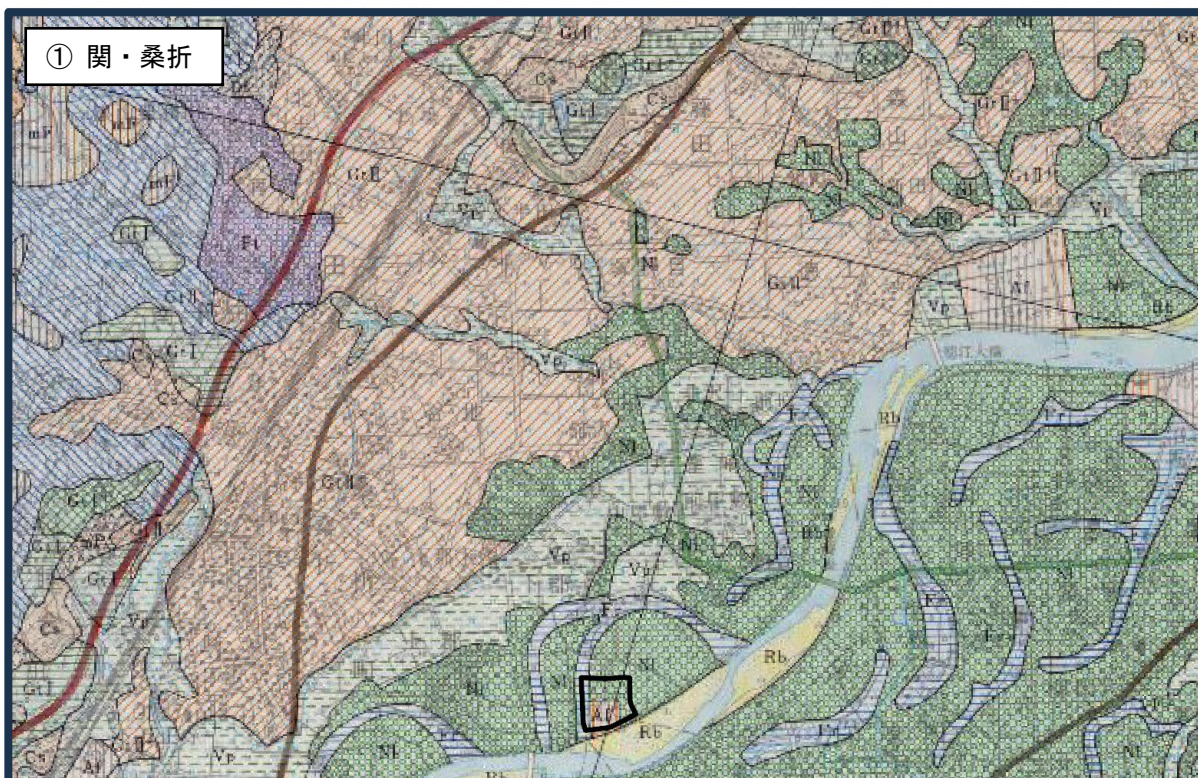
対象事業実施区域及びその周辺における地形分類図は、図 3-1-17 に示すとおりである。対象事業実施区域の南は河川、旧河道と自然堤防が人工改変地の対象事業実施区域を囲むように分布している。

2) 地質の状況

対象事業実施区域及び周辺における表層地質図は図 3-1-18 に、土壌図は図 3-1-19 に示すとおりである。

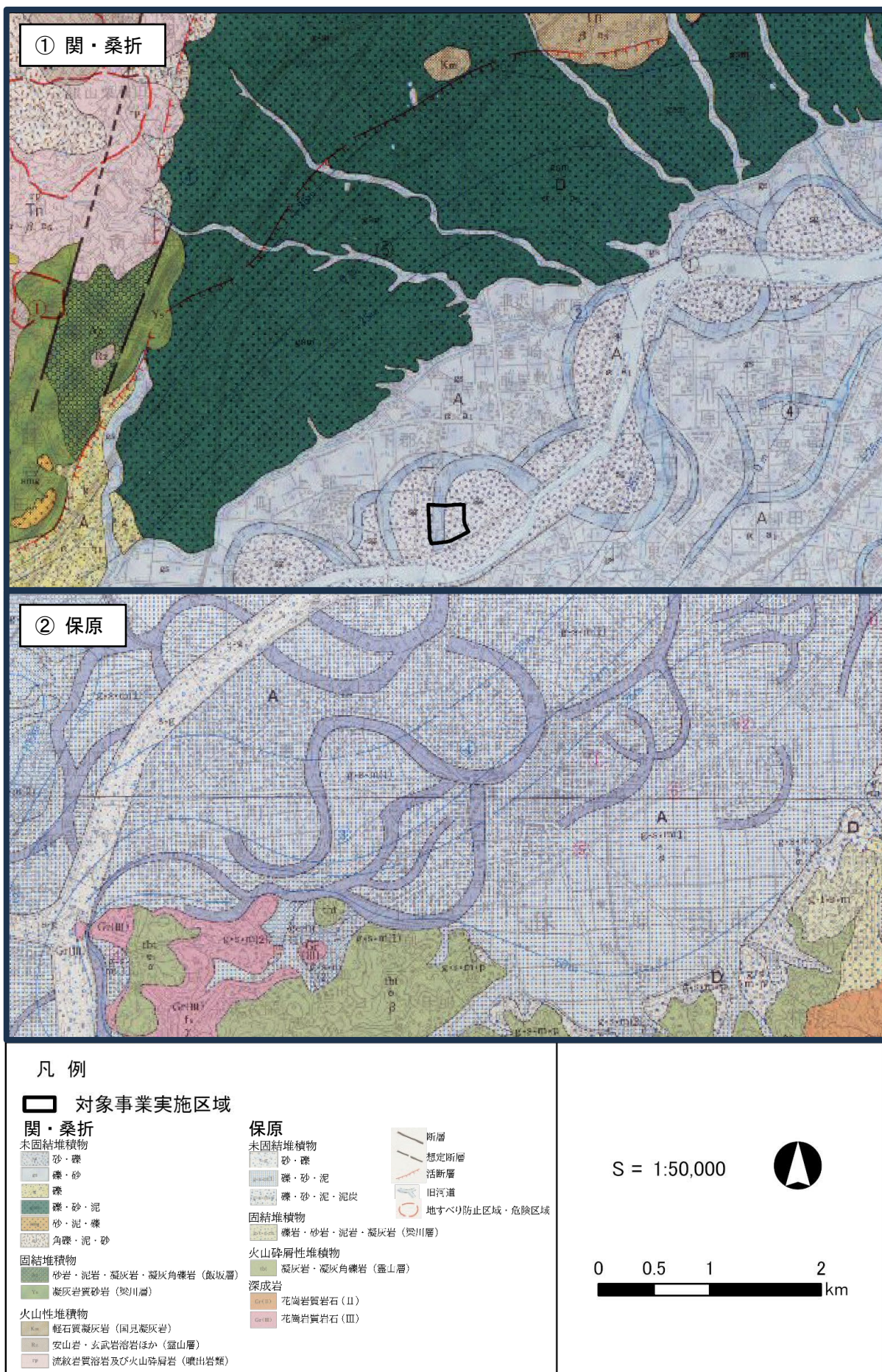
対象事業実施区域の表層地質は、砂・礫となっている。

また、対象事業実施区域内の土壌は、除地（市街地・未区分地）となっているが、南側は中粗粒褐色低地土（Od）、北側は細粒褐色低地土または粘質（Ho）に囲まれている。



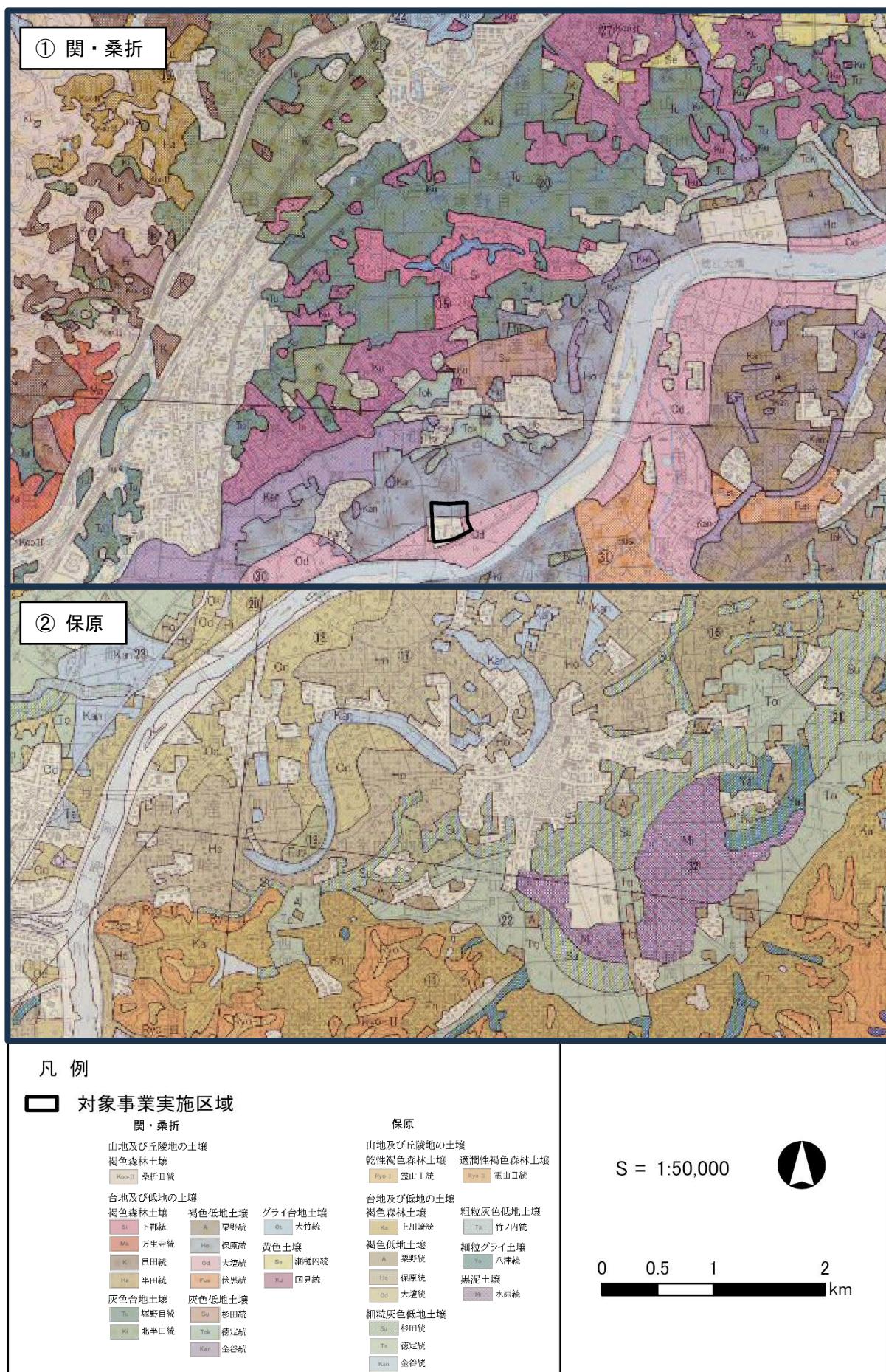
出典：「土地分類基本調査（地形分類図）関・桑折」（平成10年4月）「土地分類基本調査（地形分類図）保原」（昭和62年6月）

図 3-1-17 地形分類図



出典：「土地分類基本調査（表層地質図）関・桑折」（平成10年4月）「土地分類基本調査（表層地質図）保原」（昭和62年6月）

図 3-1-18 表層地質図



出典：「土地分類基本調査（土壌図）関・桑折」（平成10年4月）「土地分類基本調査（土壌図）保原」（昭和62年6月）

図 3-1-19 土壌図

3-1-10 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況については、対象事業実施区域が含まれる周辺市町を調査範囲とし、分類ごとに整理した。

1) 動物

対象事業実施区域及び周辺の動物の生息状況は、表 3-1-26 に示す資料を基に表 3-1-27 に示す基準に該当する重要な種を抽出することにより整理した。

表 3-1-26 動物の確認文献等

No.	文献名
1	「レッドデータブックふくしまⅠー福島県の絶滅のおそれのある野生動物ー(植物・昆虫類・鳥類)」(福島県生活環境部環境共生領域 自然保護グループ、平成14年)
2	「レッドデータブックふくしまⅡー福島県の絶滅のおそれのある野生動物ー(淡水魚類/両生・爬虫類/哺乳類)」(福島県生活環境部環境共生領域 自然保護グループ、平成15年)

注)「レッドデータブックふくしまⅠ、Ⅱ」については、対象事業実施区域周辺が含まれる二次メッシュ(桑折、保原、月舘、川俣、舟生、霊山、萩平、飯樋)に該当する種及び、二次メッシュがない種については、各種の【県内の分布、生育状況】の項目において、対象事業実施区域周辺で確認記録があると記載されている種を抽出した。

表 3-1-27 重要な種の選定基準

選定根拠			選定基準
法令による指定	①	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号)	・ 特別天然記念物(特天) ・ 国指定天然記念物(国天)
	②	「福島県文化財保護条例」 (昭和45年7月21日条例第43号)	・ 県指定天然記念物(県天)
	③	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」 (平成4年6月5日法律第75号)	・ 国内希少野生動植物種(国内) ・ 国際希少野生動植物種(国際) ・ 特定国内希少野生動植物種(特定) ・ 緊急指定種(緊急)
文献による指定	④	「環境省レッドリスト2020」 (令和2年3月、環境省)	・ 絶滅(EX) ・ 野生絶滅(EW) ・ 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) ・ 絶滅危惧ⅠA類(CR) ・ 絶滅危惧ⅠB類(EN) ・ 絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・ 準絶滅危惧(NT) ・ 情報不足(DD) ・ 地域個体群(LP)
	⑤	「ふくしまレッドリスト(2022年版)」 (令和5年3月、福島県生活環境部自然保護課)	・ 絶滅(EX) ・ 野生絶滅(EW) ・ 絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) ・ 絶滅危惧ⅠA類(CR) ・ 絶滅危惧ⅠB類(EN) ・ 絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・ 準絶滅危惧(NT) ・ 情報不足(DD) ・ 地域個体群(LP)

(1) 哺乳類

対象事業実施区域及びその周辺における哺乳類の重要な種は、表 3-1-28 に示すとおり 4 目 4 科 4 種が該当した。

表 3-1-28 重要な種（哺乳類）の状況

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	コウモリ	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ					DD
2	ネズミ	ネズミ	カヤネズミ					DD
3	ネコ	クマ	ツキノワグマ			国際		
4	ウシ	ウシ	カモンシカ	特天				
計	4目	4科	4種	1種	0種	1種	0種	2種

注1) 選定基準は、表3-1-27に示したとおりである。

2) 種名、学名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」に準拠した。

(2) 鳥類

対象事業実施区域及びその周辺における鳥類の重要な種は、表 3-1-29 に示すとおり 8 目 15 科 22 種が該当した。

表 3-1-29 重要な種（鳥類）の状況

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	ハト	ハト	アオバト					NT
2	ペリカン	サギ	ササゴイ					NT
3	ツル	クイナ	ヒクイナ				NT	CR+EN
4			バン					NT
5	チドリ	シギ	オオジシギ				NT	CR+EN
6		カモメ	コアジサシ				VU	CR+EN
7	タカ	ミサゴ	ミサゴ				NT	NT
8		タカ	ハチクマ				NT	NT
9			チュウヒ				EN	CR+EN
10			ハイタカ				NT	NT
11			オオタカ				NT	VU
12			サシバ				VU	NT
13	フクロウ	フクロウ	アオバズク					VU
14			トラフズク					CR+EN
15	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ			国内	VU	VU
16	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ				VU	NT
17		カササギヒタキ	サンコウチョウ					NT
18		ヒバリ	ヒバリ					NT
19		ヨシキリ	オオヨシキリ					NT
20			コヨシキリ					VU
21		セッカ	セッカ					NT
22		ホオジロ	ホオアカ					VU
計	8目	15科	22種	0種	0種	1種	11種	22種

注1) 選定基準は、表3-1-27に示したとおりである。

2) 種名、学名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」に準拠した。

(3) 両生類・爬虫類

対象事業実施区域及びその周辺における両生類・爬虫類の重要な種は、表3-1-30に示すとおり2目4科4種が該当した。

表 3-1-30 重要な種（両生類・爬虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ				NT	NT
2		イモリ	アカハライモリ				NT	NT
3	無尾	アカガエル	ムカシツチガエル					DD
4		アオガエル	モリアオガエル					LP
計	2目	4科	4種	0種	0種	0種	2種	4種

注1) 選定基準は、表3-1-27に示したとおりである。

2) 種名、学名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」に準拠した。

(4) 昆虫類

対象事業実施区域及びその周辺における昆虫類の重要な種は、表 3-1-31 に示すとおり 2 目 6 科 8 種が該当した。

表 3-1-31 重要な種（昆虫類）の状況

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	トンボ	ヤンマ	カトリヤンマ					VU
2		サナエトンボ	ナゴヤサナエ				VU	CR+EN
3	チョウ	セセリチョウ	チャマダラセセリ				EN	CR+EN
4		シジミチョウ	カラスシジミ					NT
5			クロシジミ				EN	CR+EN
6			ミヤマシジミ				EN	CR+EN
7		アゲハチョウ	ヒメギフチョウ				NT	CR+EN
8		シロチョウ	ヒメシロチョウ				EN	VU
計	2 目	6 科	8 種	0 種	0 種	0 種	6 種	8 種

注1) 選定基準は、表3-1-27に示したとおりである。

2) 種名、学名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」に準拠した。

(5) 魚類

対象事業実施区域及びその周辺における魚類の重要な種は、確認文献からは該当がなかった。

2) 植物

対象事業実施区域及び周辺の植物の生育状況は、表 3-1-32 に示す資料を基に表 3-1-33 に示す基準に該当する重要な種を抽出することにより整理した。

表 3-1-32 植物の確認文献等

No.	文献名
1	「レッドデータブックふくしまⅠー福島県の絶滅のおそれのある野生動物ー (植物・昆虫類・鳥類)」 (福島県生活環境部環境共生領域 自然保護グループ、平成14年)

注) 「レッドデータブックふくしまⅠ」については、対象事業実施区域周辺が含まれる二次メッシュ(桑折、保原、月舘、川俣、舟生、霊山、萩平、飯樋)に該当する種及び、二次メッシュがない種については、各種の【県内の分布、生育状況】の項目において、対象事業実施区域周辺で確認記録があると記載されている種を抽出した。

表 3-1-33 重要な種の選定基準

選定根拠			選定基準
法令による指定	①	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号)	・ 特別天然記念物 (特天) ・ 国指定天然記念物 (国天)
	②	「福島県文化財保護条例」 (昭和45年7月21日条例第43号)	・ 県指定天然記念物 (県天)
	③	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)」 (平成4年6月5日法律第75号)	・ 国内希少野生動植物種 (国内) ・ 国際希少野生動植物種 (国際) ・ 特定国内希少野生動植物種 (特定) ・ 緊急指定種 (緊急)
文献による指定	④	「環境省レッドリスト2020」 (令和2年3月、環境省)	・ 絶滅 (EX) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN) ・ 絶滅危惧ⅠA類 (CR) ・ 絶滅危惧ⅠB類 (EN) ・ 絶滅危惧Ⅱ類 (VU) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 情報不足 (DD) ・ 地域個体群 (LP)
	⑤	「ふくしまレッドリスト (2022年版)」 (令和5年3月、福島県生活環境部自然保護課)	・ 絶滅 (EX) ・ 野生絶滅 (EW) ・ 絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN) ・ 絶滅危惧ⅠA類 (CR) ・ 絶滅危惧ⅠB類 (EN) ・ 絶滅危惧Ⅱ類 (VU) ・ 準絶滅危惧 (NT) ・ 情報不足 (DD) ・ 地域個体群 (LP)

(1) 維管束植物

対象事業実施区域及びその周辺における維管束植物の重要な種は、表 3-1-34 に示すとおり 17 目 23 科 40 種が該当した。

表 3-1-34 重要な種（維管束植物）の状況

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	ミズニラ	ミズニラ	ミズニラ				NT	NT
2	ウラボシ	イワデンド	コガネシダ					NT
3	クスノキ	クスノキ	ヤマコウバシ					NT
4	オモダカ	オモダカ	アギナシ				NT	VU
5			ウリカワ					EN
6		トチカガミ	セキショウモ					VU
7	ユリ	シュロソウ	クルマバツクバネソウ					NT
8		ユリ	ヤマスカシユリ				NT	VU
9	クサスギカズラ	ラン	エビネ				NT	VU
10			ギンラン					NT
11	イネ	イネ	ヒメコヌカグサ				NT	NT
12			ウンゼンザサ					DD
13			オオシダザサ					DD
14	キンポウゲ	キンポウゲ	センウズモドキ				VU	VU
15			フクジュソウ					VU
16			イチリンソウ					VU
17			カザグルマ				NT	EN
18			シラネアオイ					EN
19			オキナグサ				VU	EN
20	ユキノシタ	ボタン	ヤマシャクヤク				NT	VU
21			ベニバナヤマシャクヤク				VU	CR
22		アリノトウグサ	ホザキノフサモ					EN
23	マメ	マメ	マルバヌスビトハギ					NT
24			トキリマメ					NT
25	バラ	イラクサ	コケミズ					NT
26			ハクサンサイコ					NT
27		バラ	ミチノクナシ				EN	
28	キントラノオ	トウダイグサ	マルミノウルシ				NT	NT
29		スミレ	シロスミレ					CR
30	フトモモ	アカバナ	オオアカバナ				VU	VU
31	ムクロジ	ムクロジ	ホソエカエデ					DD
32	ツツジ	サクラソウ	サクラソウ				NT	EN
33	シソ	シソ	キセワタ				VU	CR
34			エゾタツナミソウ					NT
35	キク	キキョウ	バアソブ				VU	CR
36		キク	トウゲブキ					NT
37			オオニガナ					NT
38			アキノハハコグサ				EN	CR
39			ホタルサイコ					VU
40			ハマボウフウ					NT
計	17目	23科	40種	0種	0種	0種	17種	39種

注1) 選定基準は、表3-1-33に示したとおりである。

2) 種名、学名及び配列は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和5年度生物リスト」に準拠した。

(2) 非維管束植物

対象事業実施区域及びその周辺における非維管束植物の重要な種は、表 3-1-35 に示すとおり 4 目 7 科 7 種が該当した。

表 3-1-35 重要な種（非維管束植物）の状況

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
1	キセルゴケ	キセルゴケ	ミギワイクビゴケ				CR+EN	CR+EN
2	タチヒダゴケ	タチヒダゴケ	モミゴケ					VU
3	イヌマゴケ	ムジナゴケ	ムジナゴケ					VU
4		ハイヒモゴケ	サイコクサガリゴケ					VU
5	シトネゴケ	ヒゲゴケ	レイシゴケ				VU	CR+EN
6		ヤナギゴケ	ヤリノホゴケ					NT
7		ハイゴケ	ミヤマハイゴケ					VU
計	4 目	7 科	7 種	0 種	0 種	0 種	2 種	7 種

注) 選定基準は、表3-1-33に示したとおりである。

(3) 植生の状況

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況は、「第 2 回自然環境保全基礎調査」及び「第 3 回自然環境保全基礎調査」（環境省ウェブページ）により把握した。

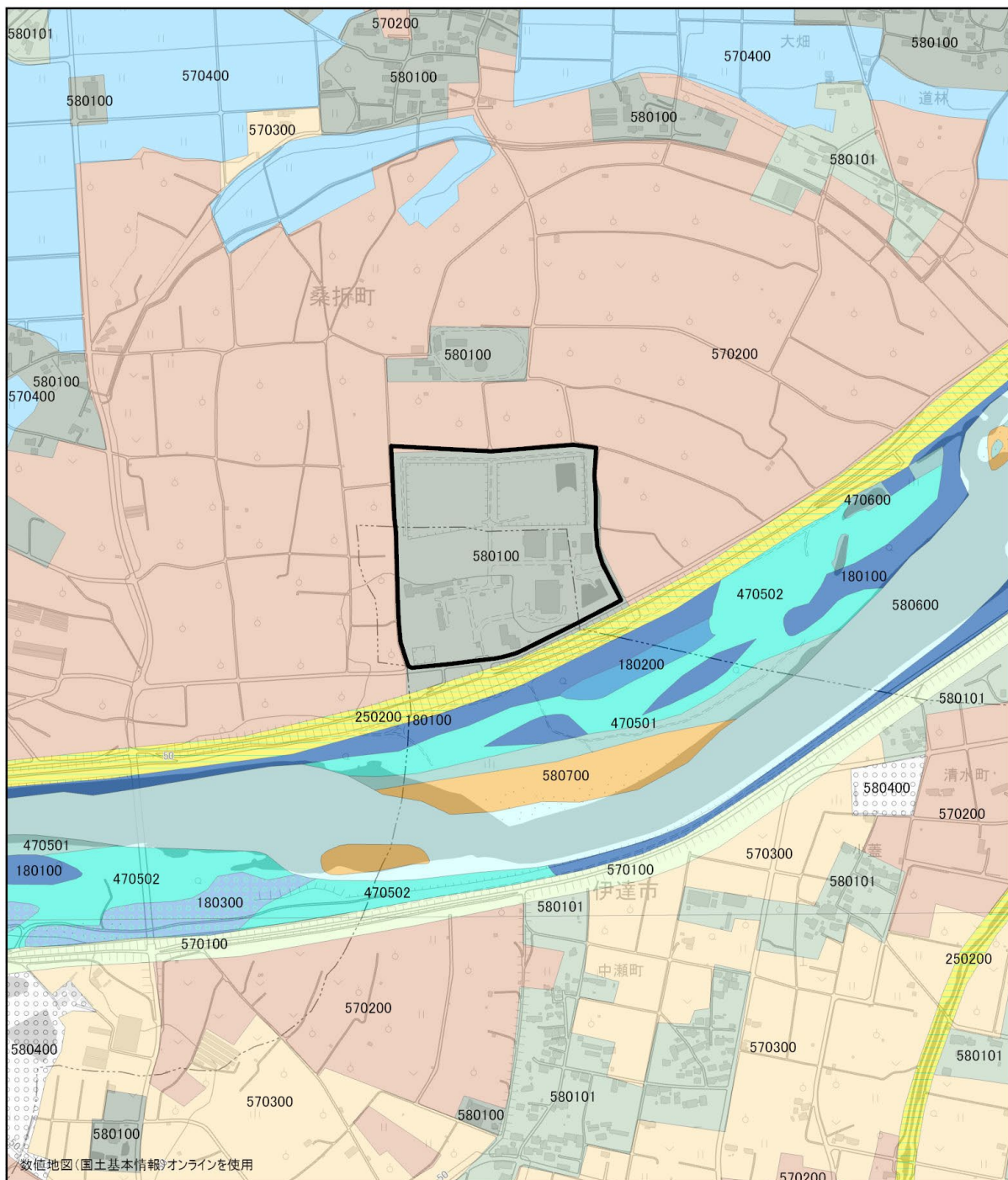
「第 2 回自然環境保全基礎調査」及び「第 3 回自然環境保全基礎調査」によると、対象事業実施区域南は河川、そのほかは旧河道と自然堤防が人工改変地の対象事業実施区域を囲むように分布している。対象事業実施区域南側は河川となっており、ヨシクラスやオギ群集が広く分布し、その他、ヤナギ高木群落やツルヨシ群集もみられる。対象事業実施区域周辺は果樹園に広く覆われ、自然堤防の周辺には市街地が分布している。

対象事業実施区域及びその周辺の植生図は、図 3-1-20 に示すとおりである。



出典：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 現存植生図 福島」（環境省ウェブページ）

図 3-1-20(1) 現存植生図



数値地図(国土基本情報)オンラインを使用

凡 例

- | | |
|---|---|
| 対象事業実施区域 | 570100路傍・空地雑草群落 |
| 行政区画界 | 570200果樹園 |
| 180100ヤナギ高木群落(IV) | 570300畑雑草群落 |
| 180200ヤナギ低木群落(IV) | 570400水田雑草群落 |
| 180300オニグルミ群落(IV) | 580100市街地 |
| 250200ススキ群団(V) | 580101緑の多い住宅地 |
| 470501ツルヨシ群集 | 580400造成地 |
| 470502オギ群集 | 580600開放水域 |
| 470600ヒルムシロクラス | 580700自然裸地 |

S = 1:10,000



0 100 200 400
m

出典：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 現存植生図 福島」（環境省ウェブページ）

図 3-1-20(2) 現存植生図（対象事業実施区域周辺）

※図3-1-20 現存植生図の凡例

180100ヤナギ高木群落(IV)	550000竹林
180200ヤナギ低木群落(IV)	560100ゴルフ場・芝地
180300オニグルミ群落(IV)	560200牧草地
230100アカマツ群落(V)	570100路傍・空地雑草群落
240101ニシキウツギーノリウツギ群落	570101放棄畑雑草群落
250100ササ群落(V)	570200果樹園
250200ススキ群団(V)	570300畑雑草群落
260000伐採跡地群落(V)	570400水田雑草群落
410101クリーコナラ群集	570500放棄水田雑草群落
470400ヨシクラス	580100市街地
470501ツルヨシ群集	580101緑の多い住宅地
470502オギ群集	580200残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
470600ヒルムシロクラス	580300工場地帯
540100スギ・ヒノキ・サワラ植林	580400造成地
540200アカマツ植林	580600開放水域
540700カラマツ植林	580700自然裸地
540902ニセアカシア群落	580800残存・植栽樹群地
541402イタチハギ群落	

出典：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 現存植生図 福島」（環境省ウェブページ）

図 3-1-20 (3) 現存植生図 凡例

3) 生態系の状況

環境類型区分の概要は表 3-1-36 に、環境類型区分における構成要素は表 3-1-37 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の植生は、図 3-1-20 で示したとおり、対象事業実施区域南に河川区域、対象事業実施区域周辺に隣接して果樹園が構成しており、ノスリ等の猛禽類を上位とした食物連鎖が成立することが考えられる。

表 3-1-36 環境類型区分の概要

項目	環境類型区分
地形・地質	対象事業実施区域周辺の表層地質は、砂・礫である。
主な植生等	果樹園、ヨシクラス、オギ群集、ヤナギ高木・低木群落、ツルヨシ群集、自然裸地、芝地

出典1：「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（環境省ウェブページ）

2：「土地分類基本調査（土壌図）福島」（昭和56年6月）

3：「土地分類基本調査（土壌図）保原」（昭和62年6月）

表 3-1-37 環境類型区分における構成要素

項目	環境類型区分
第五次消費者（食肉性動物）	ノスリ等
第四次消費者（食肉・雑食性動物）	イタチ等
第三次消費者（食虫・雑食性動物）	ハタネズミ等
第二次消費者（食虫性動物）	ニホンアマガエル等
第一次消費者（食植性動物）	バッタ類、トンボ類等
生産者（植物・群落）	果樹園、ヨシクラス、ヤナギ群落

3-1-11 景観の状況

1) 景観資源

観光資源から景観を選定した。この中で、対象事業実施区域周辺に位置する主な景観資源は、表 3-1-38 及び図 3-1-21 に示すとおりである。

表 3-1-38(1) 主な景観資源

No.	名称	所在地
1	紅屋峠千本桜	福島県伊達市保原町所沢東畑
2	高子岡城跡	福島県伊達市保原町上保原字丹露盤
3	金子公園・伊達稻荷神社	福島県伊達市箱崎中川端
4	薬師堂	福島県伊達市保原町字城ノ内
5	二野袋公園	福島県伊達市梁川町二野袋
6	桃畑	福島県伊達市箱崎、伏黒
7	愛宕山	福島県伊達市箱崎愛宕山
8	半田山自然公園	福島県伊達郡桑折町大字南半田字宮沢
9	ピーチリパーク157	福島県伊達郡桑折町伊達崎古返り
10	陣屋の社公園	福島県伊達郡桑折町字陣屋
11	桑折西山城跡	福島県伊達郡桑折町大字万正寺字本丸
12	中尊寺蓮（あつかし千年公園）	福島県伊達郡国見町大字西大枝字原前道下地内
13	阿津賀志山山頂（展望台）	福島県伊達郡国見町大字大木戸字阿津賀志山三地内
14	桐目木花の里	福島県伊達郡国見町大字内谷字桐目木二地内

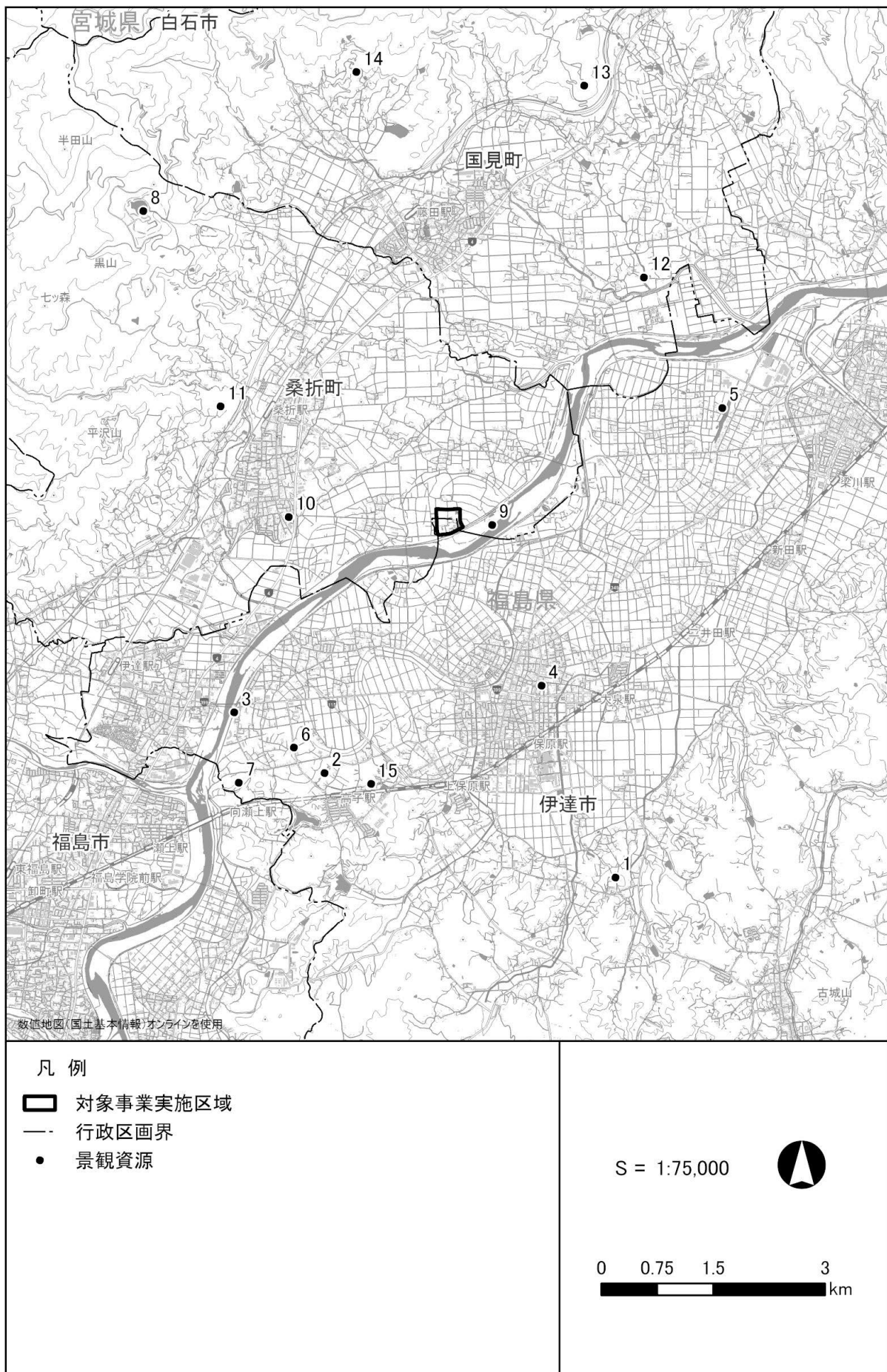
出典：「花・自然・景色」（令和6年7月、伊達市観光情報ポータルサイトだてめがね）、「桑折町観光ガイドブック」「こおりさくらガイド」（桑折町ウェブページ）、「国見町周遊マップ」（国見町ウェブページ）から主な景観資源を抽出した。

環境省自然環境保全基礎調査による、対象事業実施区域周辺に位置する自然景観資源を選定した。保原地区の岩谷の奇岩怪岩（白雲洞）は伊達市保原町上保原小性山に位置する。

表 3-1-38(2) 主な景観資源

No.	類型	名称	自然景観資源名	位置
15	その他	岩谷の奇岩怪岩（白雲洞）	中地形、極微地形以外の 際立った地形	小性山

出典：「伊達市環境基本計画策定に向けた基礎調査報告書」（平成21年3月、伊達市）



注) 番号は表3-1-38に対応する。

図 3-1-21 対象事業実施区域周辺の景観資源の位置

2) 眺望点

選定した景観資源のうち、対象事業実施区域周辺における眺望点の分布状況及び眺望方向は、表 3-1-39 及び図 3-1-22 に示すとおりである。

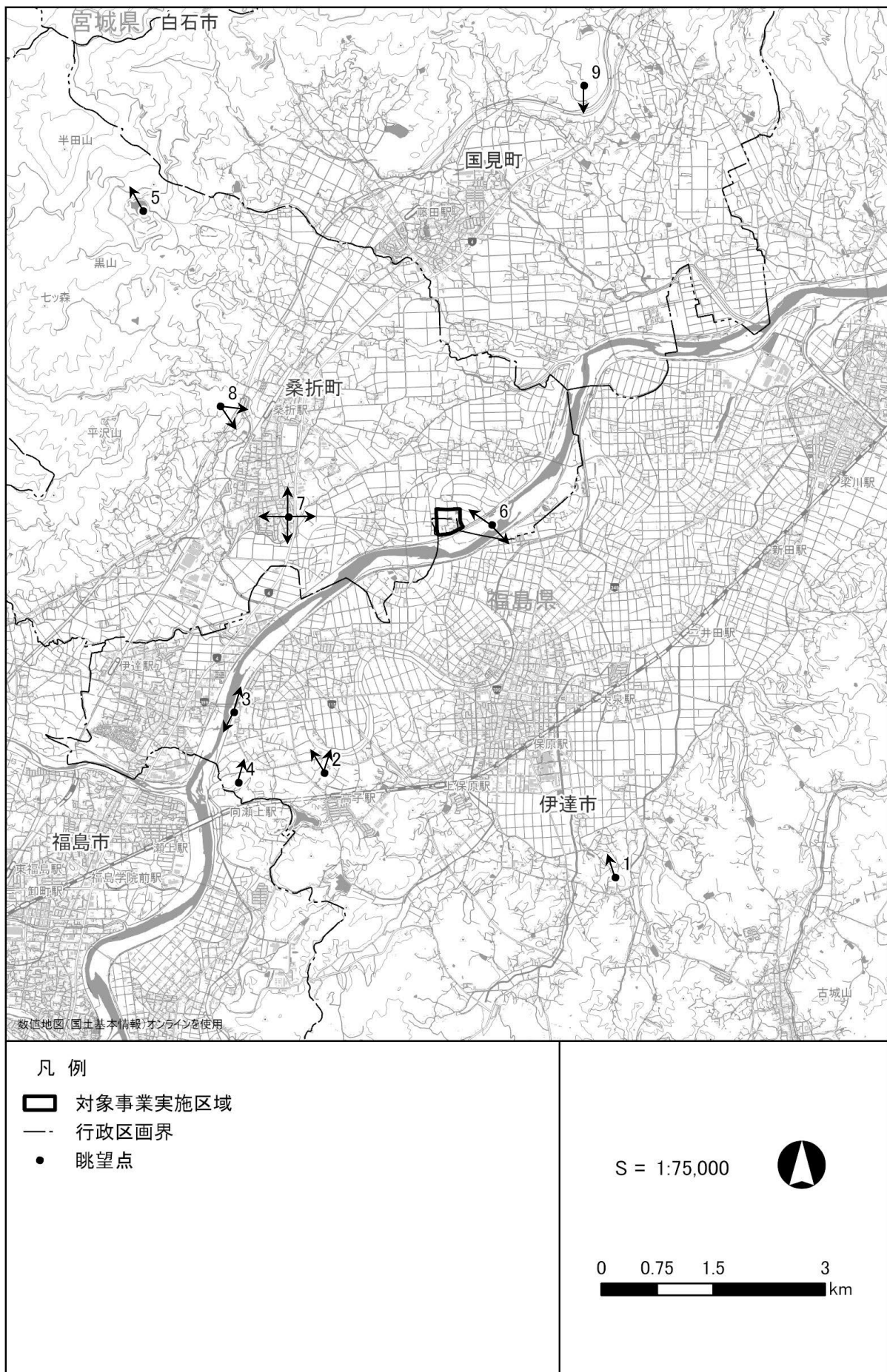
表 3-1-39 主要な眺望点

No.	名称	概要
1	紅屋峠千本桜から見た蔵王連峰	伊達地方北部や蔵王が一望できる小高い峠に位置する。その峠いっぱいに1,000本以上の桜が咲き誇る。
2	高子岡城跡から見た伊達市街地	山頂には、鎮護の神として亀岡八幡宮を祀ったといわれ、現在も白い鳥居をくぐった先に八幡神社が鎮座している。神社の奥には高子二十境の丹露盤があり、市内を一望できる。
3	金子公園・伊達稲荷神社から見た吾妻連峰	阿武隈川サイクリングロード沿いの公園。桜の名所であり、吾妻連峰が一望できる。
4	愛宕山から見た阿武隈川、吾妻連峰	信達平野を一望する標高114mの山。眼下には阿武隈川、西方には吾妻連峰が一望できる。
5	半田山自然公園の逆さ桜	ゴールデンウィーク頃まで桜が楽しめる遅咲きの名所。半田沼の水面に映る逆さ桜が見どころ。
6	ピーチリパーク157から見た阿武隈川と桃の花	多目的広場や花畑、川、池、遊歩道などが備わる公園で、阿武隈川や果樹園の桃の花が一望できる。
7	陣屋の杜公園から見た伊達市街地	江戸時代の役所や役宅、御蔵などがあった場所で、現在は公園として親しまれている。紅葉や楓の紅葉が美しく、市内を一望できる。
8	桑折西山城跡	東へ伸びた丘陵の先端頂部に築かれた城跡。信達平野が一望できる。
9	阿津賀志山山頂（展望台）	その形からタンガラ山や三角山と呼ばれており、国見町のシンボルとなっている。信達平野が一望できる。

出典1：「花・自然・景色」（令和6年7月、伊達市観光情報ポータルサイトだてめがね）

2：「桑折町観光ガイドブック」「こおりさくらガイド」（桑折町ウェブページ）、

3：「国見町周遊マップ」（国見町ウェブページ）



注) 番号は表3-1-39に対応する。

図 3-1-22 眺望点の位置

3-1-12 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3-1-40 及び図 3-1-23 に示すとおりである。

表 3-1-40 主な人と自然との触れ合いの活動の場

No.	名称	注意すべき理由	概要	出典
1	保原総合公園	レクリエーション施設	伊達市の中心部に位置し、緑豊かな環境の中に運動施設のほか、幼児から小学生までが楽しめる遊具施設や修景施設を有する総合的なレクリエーション施設。	1, 3
2	高子二十境ウォークコース	ウォーキング	阿武隈急行高子駅～上保原駅間を散策するコース。史跡を巡りながら伊達の郷の四季を感じて散策できる。	2
3	ピーチリバー157	レクリエーション施設	広々とした多目的広場では日帰りキャンプやバーベキュー、阿武隈川沿いに整備された親水護岸では釣りやカヌー、遊歩道ではサイクリング、ウォーキングを楽しめる。また、堤防上の公園中央の池では水辺の生き物の観察ができる。	4
4	桃の郷ポケットパーク	ウォーキング	阿武隈川左岸の昭和大橋から伊達崎橋の間の堤防上に整備された遊歩道。中間地点にこおり桃源郷展望台があり、桃が咲く時期には桃源郷のような景観を楽しめる。	4
5	半田山自然公園	ハイキング	お花見、サイクリング、キャンプ、紅葉狩りなど、色々な形で大自然と触れ合うことができる多目的公園。	4

出典1：「伊達市内の指定文化財一覧」（伊達市ウェブページ）

2：「だてなサイクリングマップ」（伊達市ウェブページ）

3：「福島県伊達市観光情報ポータルサイト」（伊達市ウェブページ）

4：「交流館・文化施設・体育施設・公園など」（桑折町ウェブページ）

3-1-13 廃棄物の状況

平成29年度～令和3年度の過去5年間における周辺地域の年間ごみ総排出量の推移は、表 3-1-41 及び図 3-1-24 に示すとおりである。周辺地域の年間ごみ総排出量は令和元年に増加しているが、その後は減少傾向を示している。

表 3-1-41 年度別ごみ処理状況

市町	年度	計画収集人口	ごみ総排出量	ごみ搬入量	ごみ処理量		リサイクル率
					直接焼却量	直接最終処分量	
		(人)	(t)	(t)	(t)	(t)	(%)
伊達市	平成29年度	60,853	24,621	23,935	22,301	0	11.0
	平成30年度	60,164	24,885	24,244	19,940	0	11.6
	令和元年度	59,441	28,101	27,526	23,198	0	9.8
	令和2年度	59,436	26,417	25,925	20,519	0	11.0
	令和3年度	58,552	25,304	24,856	20,038	0	10.9
桑折町	平成29年度	12,123	5,047	4,981	4,031	0	12.5
	平成30年度	11,973	4,936	4,863	3,958	0	12.1
	令和元年度	11,774	5,559	5,487	4,508	0	10.3
	令和2年度	11,592	5,381	5,343	4,246	0	11.9
	令和3年度	11,421	5,197	5,165	4,006	0	11.7
国見町	平成29年度	9,376	3,581	3,343	2,889	0	13.0
	平成30年度	9,220	3,586	3,364	2,915	0	12.3
	令和元年度	9,018	3,692	3,468	2,987	0	12.2
	令和2年度	8,847	3,689	3,490	3,004	0	11.9
	令和3年度	8,653	3,884	3,884	3,278	0	5.7
川俣町	平成29年度	13,834	6,194	6,194	5,327	0	7.2
	平成30年度	13,434	5,955	5,955	5,111	0	7.1
	令和元年度	13,053	5,864	5,864	5,041	0	6.6
	令和2年度	12,718	6,141	6,141	5,214	0	5.6
	令和3年度	12,391	5,679	5,679	4,861	0	7.1

出典：「第134回（2020年）福島県統計年鑑」～「第138回（2024年）福島県統計年鑑」（令和2年～令和6年3月、福島県統計協会）

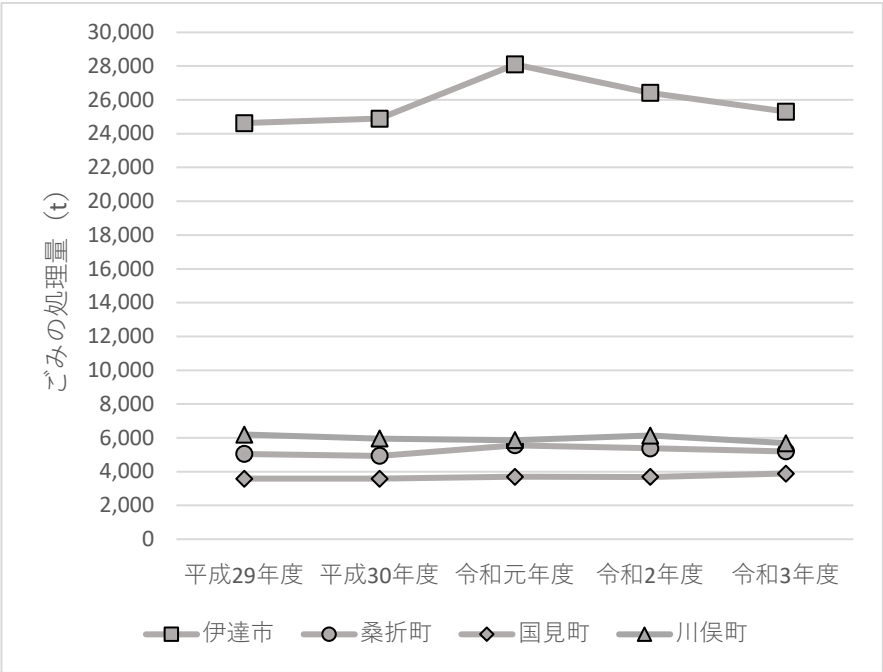


図 3-1-24 ごみの処理量の経年変化（年合計値）

3-1-14 温室効果ガスの排出の状況

平成 29 年度～令和 3 年度の過去 5 年間における周辺地域の産業部門ごとの温室効果ガスの排出量は、表 3-1-42 及び図 3-1-25 に示すとおりである。周辺地域の全体の排出量としては、減少傾向にある。

表 3-1-42 対象事業実施区域周辺における温室効果ガスの経年変化（部門別）

単位：千t-CO₂

市町	年度	合計	産業部門	業務その他部門	家庭部門	運輸部門	廃棄物分野
伊達市	平成 29 年度	449	144	61	97	136	11
	平成 30 年度	452	153	65	89	133	12
	令和元年度	456	163	65	87	130	11
	令和 2 年度	384	125	53	78	117	11
	令和 3 年度	370	102	58	83	116	11
桑折町	平成 29 年度	104	45	12	20	26	2
	平成 30 年度	103	45	13	18	25	2
	令和元年度	102	44	13	18	25	2
	令和 2 年度	102	52	10	16	23	2
	令和 3 年度	104	51	11	17	23	2
国見町	平成 29 年度	63	11	10	15	26	1
	平成 30 年度	64	12	11	13	26	2
	令和元年度	61	11	11	13	24	2
	令和 2 年度	54	11	9	12	21	1
	令和 3 年度	54	10	9	12	21	1
川俣町	平成 29 年度	98	28	14	23	30	3
	平成 30 年度	98	29	15	21	29	3
	令和元年度	95	28	15	21	28	3
	令和 2 年度	84	27	11	18	25	2
	令和 3 年度	87	28	12	20	25	2

出典：「自治体排出量カルテ（福島県）」（環境省ウェブページ）

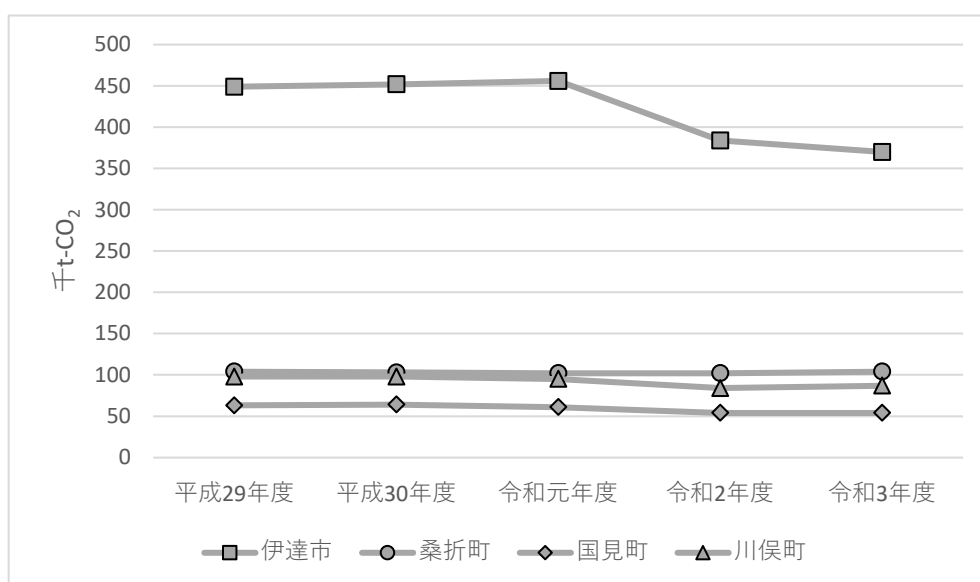


図 3-1-25 温室効果ガスの経年変化（総排出量）

3-1-15 放射線の状況

1) 対象事業実施区域周辺の空間線量

伊達地方衛生処理組合による令和4年の空間線量率は表3-1-43に、福島県によるモニタリングの経年変化は表3-1-44に示すとおりである。

また、調査地点は図3-1-26に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の空間線量率は、 $0.06 \sim 0.18 \mu\text{Sv/h}$ であり、対象事業実施区域周辺の平均環境放射線量としては、横ばい傾向にある。

表3-1-43(1) 測定地点における空間線量率（令和4年測定分）

周辺地点		6月				5月					4月		
		29日	20日	13日	6日	30日	23日	16日	9日	2日	25日	18日	11日
①	桑折町 公民館南郷分館	0.06	0.06	0.06	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.06	0.07	0.07	0.06
②	桑折町 吉沼集会所	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08
③	桑折町 道林会館	0.1	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.1	0.09	0.09	0.1	0.09	0.09
④	保原町 中瀬町集会所	0.16	0.16	0.16	0.17	0.17	0.16	0.18	0.17	0.16	0.17	0.16	0.17

出典：「空間線量率の測定値」（伊達地方衛生処理組合ウェブページ）

表3-1-43(2) 測定地点における空間線量率（令和4年測定分）

敷地境界		6月				5月					4月		
		29日	20日	13日	6日	30日	23日	16日	9日	2日	25日	18日	11日
①	東	0.13	0.13	0.13	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14	0.14
②	北東角	0.17	0.17	0.16	0.18	0.18	0.17	0.18	0.17	0.17	0.18	0.16	0.17
③	北	0.18	0.18	0.17	0.19	0.18	0.18	0.19	0.19	0.19	0.19	0.18	0.18
④	北西角	0.18	0.18	0.18	0.18	0.19	0.19	0.19	0.19	0.18	0.19	0.17	0.19
⑤	西	0.15	0.15	0.15	0.16	0.15	0.15	0.16	0.16	0.15	0.15	0.15	0.16
⑥	南	0.14	0.13	0.14	0.15	0.15	0.15	0.16	0.15	0.15	0.15	0.14	0.15
⑦	正面前	0.08	0.08	0.08	0.09	0.08	0.08	0.09	0.08	0.09	0.08	0.08	0.09

出典：「空間線量率の測定値」（伊達地方衛生処理組合ウェブページ）

表3-1-43(3) 測定地点における空間線量率（令和4年測定分）

薪ストーブ等直接 搬入灰保管場所		6月				5月					4月		
		29日	20日	13日	6日	30日	23日	16日	9日	2日	25日	18日	11日
I	東	0.07	0.07	0.07	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08	0.07	0.08	0.08	0.08
II	南	0.05	0.06	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06	0.06	0.05	0.06	0.06	0.06
III	西	0.06	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.06	0.06	0.07	0.06	0.07	0.07
IV	北	0.23	0.22	0.21	0.22	0.23	0.22	0.23	0.23	0.22	0.23	0.22	0.23
V	BG	0.08	0.07	0.07	0.08	0.08	0.07	0.08	0.07	0.07	0.07	0.07	0.07

出典：「空間線量率の測定値」（伊達地方衛生処理組合ウェブページ）

表3-1-44 対象事業実施区域周辺の平均環境放射線量の経年変化

単位： $\mu\text{Sv/h}$

地点	2020年4月	2021年4月	2022年4月	2023年4月	2024年4月
桃の郷 ポケットパーク 桃の郷トイレ	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05

注）各年4月の平均値

出典：「県内各市町村環境放射能測定結果（令和2年度～令和6年度）」（福島県ウェブページ）



図 3-1-26 放射線測定地点の位置

2) ごみ焼却施設の焼却灰等の放射線量

ごみ焼却施設から排出される主灰（焼却灰）、飛灰（キレート処理灰）、薪ストーブ灰、煙突排ガスの放射線線量（令和5年11月から令和6年10月測定）は、表3-1-45に示すとおりである。

なお、薪ストーブ灰については、放射能濃度が8,000Bq/kgを超える場合には、取扱通知に準じ一定の間隔（1ヶ月程度）をおいて測定を継続している。8,000Bq/kgを超えない場合には、一般埋立処分地において埋立処分している。

表 3-1-45(1) 放射性物質測定結果（焼却灰）

単位：Bq/kg

月	試料採取 日時	試料測定 日時	測 定 結 果			備 考
			放射性セシウム			
			Cs-134	Cs-137	合 計	
10月	2024/10/10 10:56	2024/10/16	不検出 (10)	180	180	1～3号炉 混合
9月	2024/9/5 10:56	2024/9/12	不検出 (10)	270	270	1～3号炉 混合
8月	2024/8/8 13:00	2024/8/22	不検出 (10)	180	180	1～3号炉 混合
7月	2024/7/4 10:53	2024/7/11	不検出 (10)	190	190	1～3号炉 混合
6月	2024/6/13 10:51	2024/6/19	不検出 (10)	230	230	1～3号炉 混合
5月	2024/5/10 11:00	2024/5/17	不検出 (10)	190	190	1～3号炉 混合
4月	2024/4/11 11:13	2024/4/18	不検出 (10)	280	280	1～3号炉 混合
3月	2024/3/7 11:20	2024/3/13	不検出 (10)	84	84	1～3号炉 混合
2月	2024/2/13 13:25	2024/2/19	不検出 (10)	68	68	1～3号炉 混合
1月	2024/1/12 11:21	2024/1/19	不検出 (10)	71	71	1～3号炉 混合
12月	2023/12/28 11:18	2024/1/11	不検出 (10)	130	130	1～3号炉 混合
11月	2023/11/9 11:16	2023/11/20	不検出 (10)	170	170	1～3号炉 混合

注）下段の（ ）は検出下限値を示す。

表 3-1-45(2) 放射性物質測定結果（飛灰）

単位：Bq/kg

No.	試料採取 日時	試料測定 日時	測 定 結 果			備 考
			放射性セシウム			
			Cs-134	Cs-137	合計	
10月	2024/10/8 9:08	2024/10/16	不検出 (10)	790	790	1～3号炉 混合
9月	2024/9/3 9:12	2024/9/12	不検出 (10)	660	660	1～3号炉 混合
8月	2024/8/6 9:05	2024/8/22	12	900	912	1～3号炉 混合
7月	2024/7/2 9:02	2024/7/11	16	890	906	1～3号炉 混合
6月	2024/6/11 9:01	2024/6/19	14	900	914	1～3号炉 混合
5月	2024/5/8 9:10	2024/5/17	16	1,100	1,116	1～3号炉 混合
4月	2024/4/9 8:45	2024/4/18	11	650	661	1～3号炉 混合
3月	2024/3/5 8:33	2024/3/13	10	500	510	1～3号炉 混合
2月	2024/2/9 8:35	2024/2/19	不検出 (10)	470	470	1～3号炉 混合
1月	2024/1/12 8:39	2024/1/19	10	520	530	1～3号炉 混合
12月	2023/12/26 8:53	2024/1/11	20	930	950	1～3号炉 混合
11月	2023/11/7 8:57	2023/11/20	22	990	1,012	1～3号炉 混合

注）下段の（ ）は検出下限値を示す。

表 3-1-45(3) 放射性物質測定結果（薪ストーブ灰）

単位：Bq/kg

No.	試料採取 日時	試料測定 日時	測 定 結 果			備 考
			放射性セシウム			
			Cs-134	Cs-137	合計	
10月	2024/10/7 13:37	2024/10/16	13	900	913	
9月	2024/9/2 13:31	2024/9/12	15	770	785	
8月	2024/8/5 13:31	2024/8/22	69	3,900	3,969	
7月	2024/7/1 13:32	2024/7/11	22	1,700	1,722	
6月	2024/6/10 13:38	2024/6/19	26	1,600	1,626	
5月	2024/5/7 13:34	2024/5/17	54	3,500	3,554	
4月	2024/4/8 13:38	2024/4/18	47	3,200	3,247	
3月	2024/3/4 13:45	2024/3/13	12	610	622	
2月	2024/2/6 11:30	2024/2/19	38	2,300	2,338	
1月	2024/1/9 13:34	2024/1/19	25	1,500	1,525	
12月	2023/12/25 13:36	2024/1/11	29	1,500	1,529	
11月	2023/11/6 13:33	2023/11/20	不検出 (10)	330	330	

※薪ストーブ等発生灰は、平成24年1月より環境省通知によって市町村等が処分（一時保管）することとなった。

※測定方法：収集された薪ストーブ等灰は、できる限りまとめたうえで平成24年4月より測定を行う。

注）下段の（ ）は検出下限値を示す。

表 3-1-45(4) 放射性物質測定結果（煙突排ガス（1号炉））

単位：Bq/m³

No.	試料採取 日時	試料測定 日時	測 定 結 果			備 考
			放射性セシウム			
			Cs-134	Cs-137	合計	
10月	2024/10/8 10:40～14:40	2024/10/18	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
9月	2024/9/5 9:10～13:10	2024/9/13	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
8月	2024/8/8 11:00～15:00	2024/8/26	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
7月	2024/7/2 11:00～15:00	2024/7/12	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
6月	2024/6/11 11:00～15:00	2024/6/21	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
5月	2024/5/8 11:00～15:00	2024/5/22	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
4月	2024/4/9 9:35～13:35	2024/4/18	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
3月	2024/3/5 9:30～13:30	2024/3/14	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
2月	2024/2/9 10:20～14:32	2024/2/20	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
1月	2024/1/10 9:25～13:25	2024/1/22	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
12月	2023/12/26 9:35～13:35	2024/1/11	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
11月	2023/11/7 10:00～14:00	2023/11/20	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	

下段の（ ）は検出下限値を示す。

表 3-1-45(5) 放射性物質測定結果（煙突排ガス（2号炉））

単位：Bq/m³

No.	試料採取 日時	試料測定 日時	測 定 結 果			備 考
			放射性セシウム			
			Cs-134	Cs-137	合 計	
10月	2024/10/9 10:15～14:15	2024/10/18	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
9月	2024/9/4 10:20～14:20	2024/9/13	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
8月	2024/8/7 10:30～14:30	2024/8/26	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
7月	2024/7/3 10:40～14:40	2024/7/12	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
6月	2024/6/12 11:00～15:00	2024/6/21	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
5月	2024/5/9 11:00～15:00	2024/5/22	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
4月	2024/4/10 9:30～13:30	2024/4/18	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
3月	2024/3/6 9:25～13:25	2024/3/14	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
2月	2024/2/13 11:00～15:00	2024/2/20	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
1月	2024/1/11 9:15～13:15	2024/1/22	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
12月	2023/12/27 9:15～13:15	2024/1/11	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	
11月	2023/11/8 9:15～13:15	2023/11/20	不検出 (1)	不検出 (1)	不検出	

注）下段の（ ）は検出下限値を示す。

表 3-1-45 (6) 放射性物質測定結果（煙突排ガス（3号炉））

単位：Bq/m³

No.	試料採取 日時	試料測定 日時	測 定 結 果			備 考
			放射性セシウム			
			Cs-134	Cs-137	合 計	
10月	2024/10/10 9:10～13:10	2024/10/18	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
9月	2024/9/3 12:10～16:10	2024/9/13	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
8月	2024/8/6 10:40～14:40	2024/8/26	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
7月	2024/7/4 9:00～13:00	2024/7/12	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
6月	2024/6/13 9:00～13:00	2024/6/21	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
5月	2024/5/10 9:00～13:00	2024/5/22	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
4月	2024/4/11 9:00～13:00	2024/4/18	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
3月	2024/3/7 9:10～13:10	2024/3/14	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
2月	2024/2/7 11:00～15:00	2024/2/20	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
1月	2024/1/12 9:15～13:15	2024/1/22	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
12月	2023/12/28 9:10～13:10	2024/1/11	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
11月	2023/11/9 9:10～13:10	2023/11/20	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	

注) 下段の（ ）は検出下限値を示す。

3) 地下水の放射線量

揚水した地下水の放射線量は、表 3-1-46 に示すとおりである。

表 3-1-46 放射性物質測定結果（地下水（原水））

単位：Bq/m³

No.	試料採取 日時	試料測定 日時	測 定 結 果			備 考
			放射性セシウム			
			Cs-134	Cs-137	合 計	
10月	2024/10/7 13:20	2024/10/16	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
9月	2024/9/2 13:15	2024/9/12	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
8月	2024/8/5 13:17	2024/8/22	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
7月	2024/7/1 13:17	2024/7/11	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
6月	2024/6/10 13:20	2024/6/19	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
5月	2024/5/7 13:15	2024/5/17	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
4月	2024/4/8 13:21	2024/4/18	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
3月	2024/3/4 13:18	2024/3/13	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
2月	2024/2/6 11:11	2024/2/19	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
1月	2024/1/9 13:18	2024/1/19	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
12月	2023/12/25 13:18	2024/1/11	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	
11月	2023/11/6 13:21	2023/11/20	不 検 出 (1)	不 検 出 (1)	不 検 出	

注) 下段の（ ）は検出下限値を示す。

3-2 社会的状況

3-2-1 人口及び産業の状況

1) 人口の状況

平成 30 年度から令和 4 年度の過去 5 年間における周辺地域の世帯数及び人口の推移は、表 3-2-1 及び図 3-2-1 に示すとおりである。

周辺地域の過去 5 年間における世帯数は増加傾向となっており、人口は減少傾向である。

表 3-2-1 世帯数及び人口の推移

市町	年度	世帯数	人口		
			総数	男	女
伊達市	平成 30 年度	21,909	60,164	29,355	30,809
	令和元年度	21,981	59,441	29,013	30,428
	令和 2 年度	21,158	58,240	28,313	29,927
	令和 3 年度	21,228	57,336	27,909	29,427
	令和 4 年度	21,344	56,533	27,512	29,021
桑折町	平成 30 年度	4,306	11,868	5,626	6,242
	令和元年度	4,321	11,671	5,547	6,124
	令和 2 年度	4,194	11,459	5,491	5,968
	令和 3 年度	4,190	11,284	5,444	5,840
	令和 4 年度	4,199	11,138	5,407	5,731
国見町	平成 30 年度	3,312	9,079	4,391	4,688
	令和元年度	3,312	8,881	4,299	4,582
	令和 2 年度	3,123	8,639	4,114	4,525
	令和 3 年度	3,105	8,447	4,015	4,432
	令和 4 年度	3,086	8,236	3,922	4,314
川俣町	平成 30 年度	5,432	13,398	6,774	6,624
	令和元年度	5,403	13,017	6,609	6,408
	令和 2 年度	4,780	12,170	5,986	6,184
	令和 3 年度	4,765	11,850	5,831	6,019
	令和 4 年度	4,732	11,530	5,677	5,853

注) 各年10月1日現在の値である。

出典：「第134回（2020年）福島県統計年鑑」～「第138回（2024年）福島県統計年鑑」（令和2年～令和6年3月、福島県統計協会）

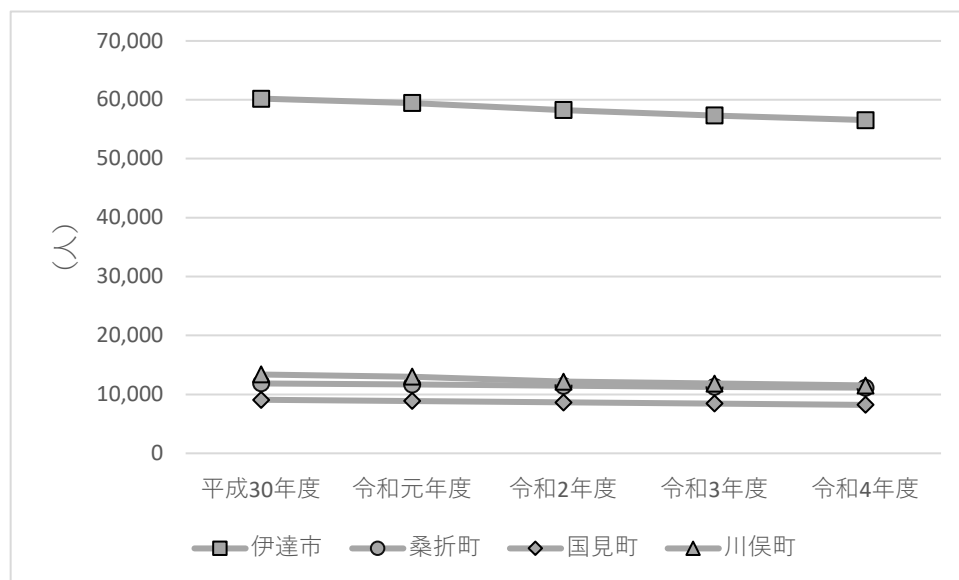


図 3-2-1 人口の推移

2) 産業の状況

(1) 産業の状況

対象事業実施区域及びその周辺における令和３年の産業別就業者数は、表 3-2-2 に示すとおりである。

就業者数は４市町とも製造業が最も多く、次いで卸売・小売業が多くなっている。

表 3-2-2 産業別の就業者数の状況

単位：人

区分		伊達市	桑折町	国見町	川俣町
総数		19,083	5,205	2,515	5,216
第一次産業	農業・林業・漁業	259	57	58	143
第二次産業	鉱業	－	－	－	13
	建設業	1,810	353	189	449
	製造業	4,533	2,407	713	1,932
第三次産業	電気・ガス	1	－	8	11
	情報通信業	8	3	1	6
	運輸業・郵便業	1,327	279	172	231
	卸売業・小売業	3,915	674	699	906
	金融業・保険業	219	49	20	72
	不動産業・物品賃貸業	295	89	22	86
	学術研究・専門技術サービス業	223	29	15	29
	宿泊業・飲食サービス業	759	199	141	215
	生活関連サービス業・娯楽業	868	53	54	149
	教育・学習支援業	449	23	3	26
	医療・福祉	3,184	506	284	719
	複合サービス業	220	47	34	42
	サービス業（他に分類されないもの）	1,013	437	102	187

出典：「第138回（2024年）福島県統計年鑑」（令和6年3月、福島県統計協会）

(2) 農業の状況

令和2年の農家数は、表3-2-3に示すとおりである。

伊達市、桑折町、国見町では販売農家は半数以上だが、川俣町では自給的農家が半数以上を占めている。

表 3-2-3 農家数の状況

単位：人

市町	総農家数	販売農家	自給的農家
伊達市	3,868	2,136	1,732
桑折町	729	486	243
国見町	774	532	242
川俣町	671	251	420

出典：「第138回（2024年）福島県統計年鑑」（令和6年3月、福島県統計協会）

(3) 林業の状況

令和3年度の現況森林面積は、表3-2-4に示すとおりである。

4市町の現況森林面積は、合計で25,195haとなっている。

表 3-2-4 森林面積の状況

単位：人

市町	総数	国有林	公有林	私有林	森林整備 センター
伊達市	13,372	514	1,866	10,606	386
桑折町	1,877	409	755	668	46
国見町	1,400	－	270	1,130	－
川俣町	8,546	831	741	6,922	52

出典：「第138回（2024年）福島県統計年鑑」（令和6年3月、福島県統計協会）

(4) 商業の状況

令和3年の商業の状況は、表3-2-5に示すとおりである。

表 3-2-5 商業の状況

市町	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
伊達市	605	3,846	6,218,198
桑折町	101	651	1,012,960
国見町	92	670	930,211
川俣町	144	881	1,439,030

出典：「第138回（2024年）福島県統計年鑑」（令和6年3月、福島県統計協会）

(5) 工業の状況

令和3年の工業の状況は、表3-2-6に示すとおりである。

表 3-2-6 工業の状況

市町	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
伊達市	120	3,703	11,985,396
桑折町	29	2,187	6,519,241
国見町	19	666	966,346
川俣町	42	1,681	2,981,668

注）従業者4人以上の事業所の集計結果とする。

出典：「第138回（2024年）福島県統計年鑑」（令和6年3月、福島県統計協会）

3-2-2 土地利用の状況

令和5年の土地利用の状況は、表 3-2-7 に示すとおりである。

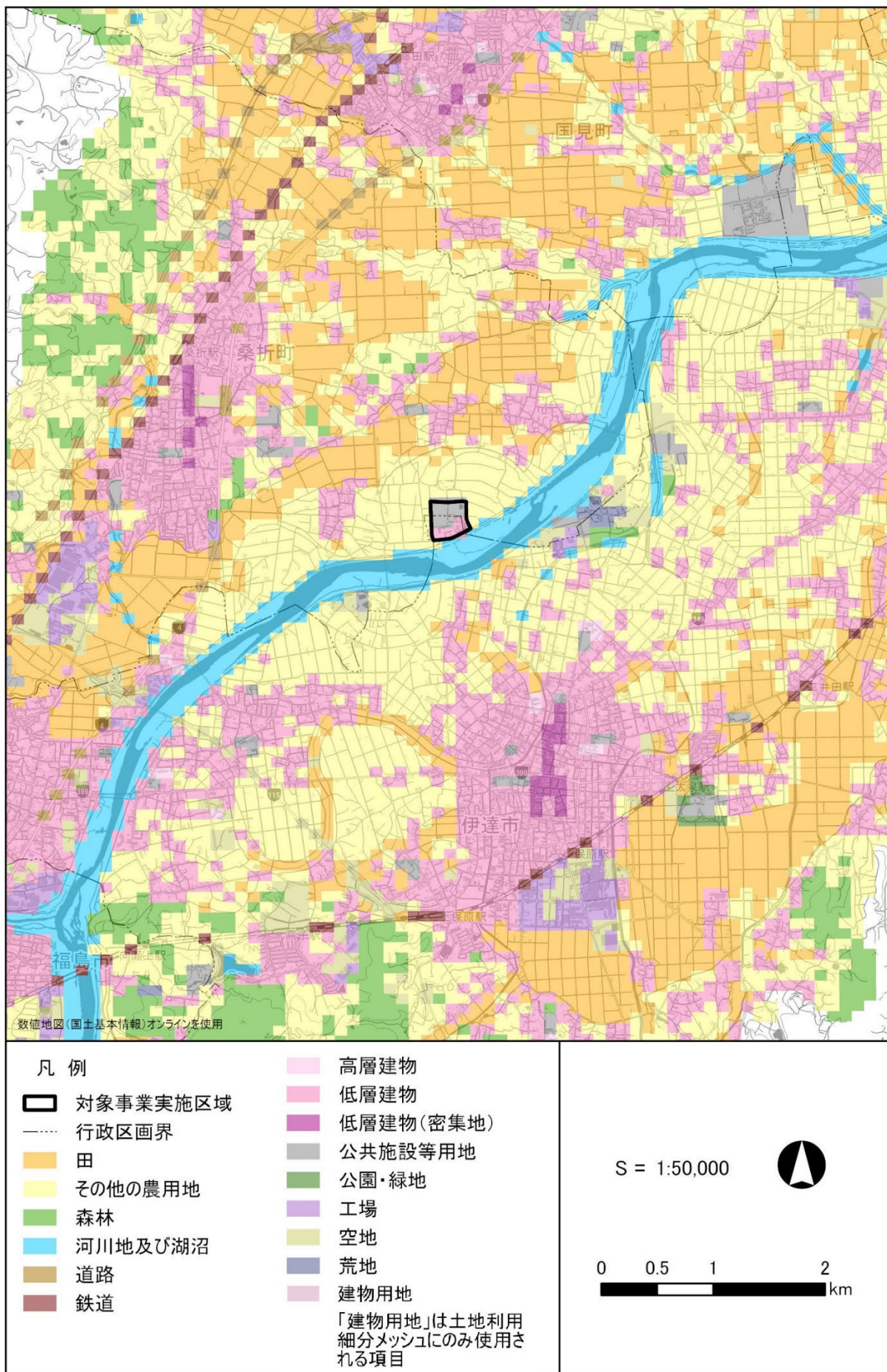
対象事業実施区域周辺の土地利用の現況図は図 3-2-2 に、用途地域図は図 3-2-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺の土地利用の現況は、対象事業実施区域の南側には阿武隈川が流れており、周りは農用地となっている。また、対象事業実施区域は、用途地域の指定はない。

表 3-2-7 土地利用の状況

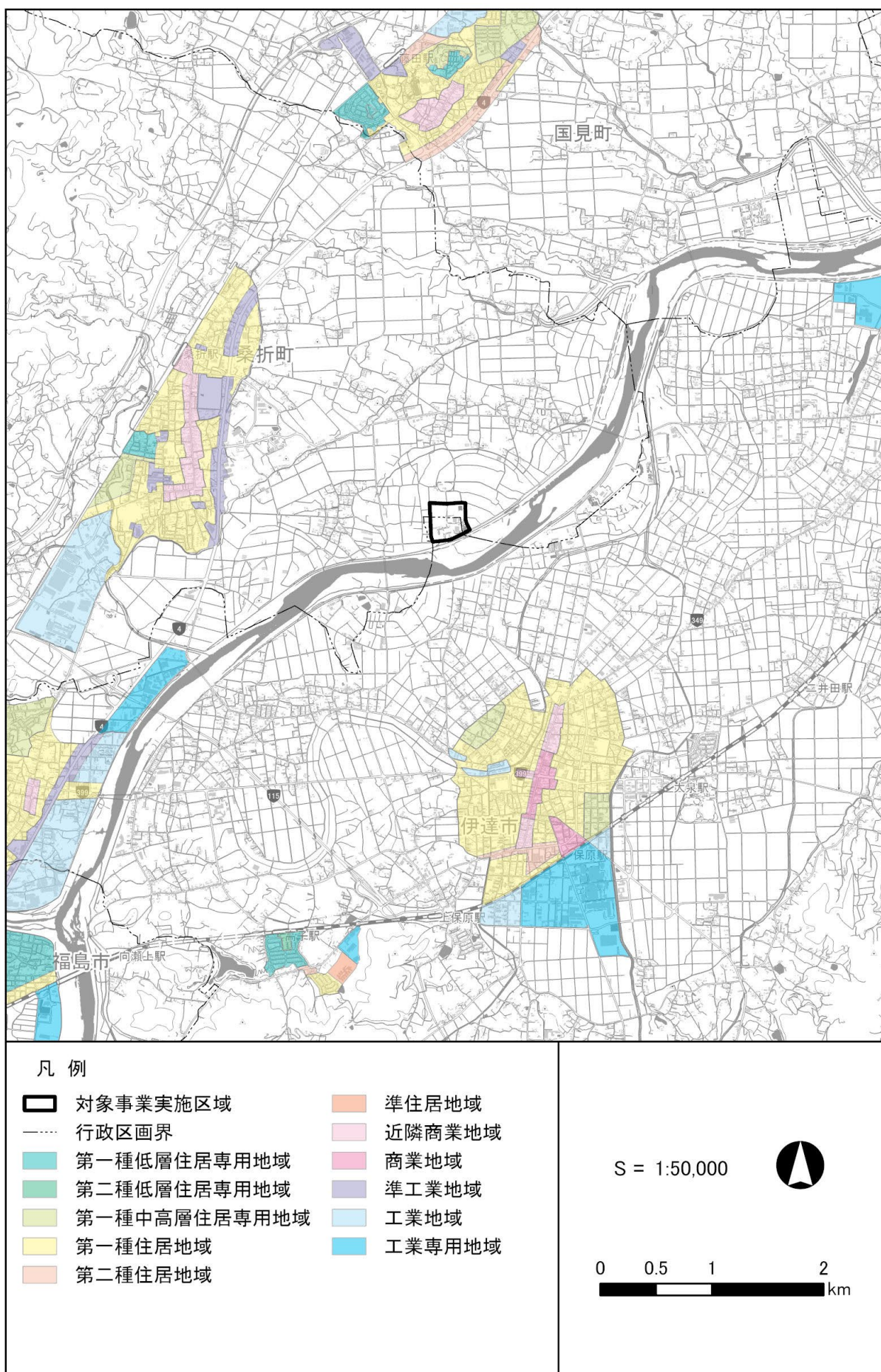
区分	面積 (km ²)			
	伊達市	桑折町	国見町	川俣町
田	21.163	6.053	5.776	8.414
畑	47.849	7.031	6.472	14.198
宅地	15.328	3.006	2.715	4.754
池沼	0.177	0.029	0.077	0.070
山林	89.548	6.962	12.466	84.403
牧場	0.029	0.059	0.071	2.646
原野	3.411	0.539	0.440	2.763
鉱泉地・雑種地	3.620	0.895	1.348	1.408
その他	83.995	18.396	8.586	9.044
合計	265.120	42.970	37.950	127.700

出典：「第138回（2024年）福島県統計年鑑」（令和6年3月、福島県統計協会）



出典：「都市地域土地利用細分メッシュ（令和3年）」（国土数値情報ダウンロードサイト、国土交通省）

図 3-2-2 土地利用の現況



出典：「用途地域データ（令和元年、福島県）」（国土数値情報ダウンロードサイト、国土交通省）

図 3-2-3 都市計画用途地域

3-2-3 河川、湖沼、海域の利用の状況

1) 水道の供給状況

令和4年度の水道の供給状況は、表3-2-8に示すとおりである。
4市町の水道普及率は91.1～99.8%となっている。

表3-2-8 水道の供給状況

単位：人 箇所 %

市町	人口	総数			普及率	上水道			簡易水道			専用水道		
		箇所数	計画給水人口	現在給水人口		箇所数	計画給水人口	現在給水人口	箇所数	計画給水人口	現在給水人口	箇所数	確認時給水人口	現在給水人口
伊達市	56,019	4	57,700	51,645	92.2	1	57,700	51,645	0	0	0	3	0	0
桑折町	11,001	5	14,585	10,733	97.6	1	13,910	10,394	3	675	339	1	0	0
国見町	8,095	2	13,500	8,081	99.8	1	13,500	8,081	0	0	0	1	0	0
川俣町	11,330	2	14,049	10,327	91.1	1	13,500	9,870	1	549	457	0	0	0

出典：「第138回（2024年）福島県統計年鑑」（令和6年3月、福島県統計協会）

2) 地下水の利用状況

ふくしま復興情報ポータルサイトによると、福島県内では飲用井戸等で放射性物質の検査を実施しており、伊達市、桑折町、国見町及び川俣町の飲用井戸等の地点数は表3-2-9に示すとおりである。

表3-2-9 関連市町の飲用井戸等の地点数

市町	水源の種類				
	井戸水	浅井戸	地下水	湧水	表流水
伊達市	261	64	—	23	4
桑折町	—	—	—	16	—
国見町	—	—	1	1	—
川俣町	7	—	—	3	—

出典：「飲用井戸水等の検査結果（中通り地方）」（令和6年10月、ふくしま復興情報ポータルサイト）

3-2-4 交通の状況

対象事業実施区域及びその周辺における令和３年度の主要な道路の交通量は表 3-2-10 に、調査地点は図 3-2-4 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺では、令和３年度の平日に交通量調査が行われている。令和３年度の平日の 12 時間自動車交通量は、対象事業実施区域に近接する浪江国見線では 4,312 台である。

表 3-2-10 主要な道路の交通量

路線名	観測地点名	平日の交通量（台）					
		12時間			24時間		
		小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
東北自動車道	桑折JCT～国見	11,924	6,628	18,552	14,324	14,349	28,673
	国見～白石	11,544	6,665	18,209	13,990	14,237	28,227
一般国道4号	福島市瀬ノ上町東町一丁目	17,518	3,422	20,940	21,991	5,265	27,256
	伊達市岡沼	13,536	3,512	17,048	16,589	7,960	24,549
	伊達郡国見町貝田字松村	4,572	2,930	7,502	5,904	4,868	10,772
東北中央自動車道 (相馬福島道路)	伊達市保原町柱田東沢	3,364	727	4,091	4,121	860	4,981
	伊達市伏黒道六神	3,337	772	4,109	4,082	931	5,013
	伊達郡桑折町大字成田半五郎	2,304	810	3,114	2,749	1,021	3,770
一般国道349号	伊達市保原町東野崎155-1	4,392	463	4,855	5,214	758	5,972
福島保原線	伊達市保原町上保原字新溜井1-2	11,608	774	12,382	13,970	1,508	15,478
浪江国見線	伊達郡桑折町伊達崎字安貝内20	3,928	384	4,312	4,597	664	5,261
白石国見線	伊達郡国見町小坂字北畠36-1	1,459	87	1,546	1,684	187	1,871
保原伊達崎桑折線	伊達市保原町字東台後1-1	2,839	598	3,437	3,373	820	4,193
	伊達郡桑折町大字上郡字弁慶20	1,767	95	1,862	2,048	224	2,272
飯坂桑折線	伊達郡桑折町大字成田字引地15	5,495	824	6,319	6,572	1,200	7,772
保原桑折線	伊達市伏黒観音前21	4,495	290	4,785	5,249	589	5,838
伊達霊山線	伊達市保原町大泉字大地内124	5,886	427	6,313	6,962	803	7,765
五十沢国見線	伊達市梁川町東大枝字南町3	2,147	267	2,414	2,512	433	2,945
国見福島線	伊達郡国見町泉田字川北65-1	400	5	405	441	13	454
	伊達市長岡9	4,494	103	4,597	5,222	386	5,608

注) 斜体表示は推定値

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査」（国土交通省）

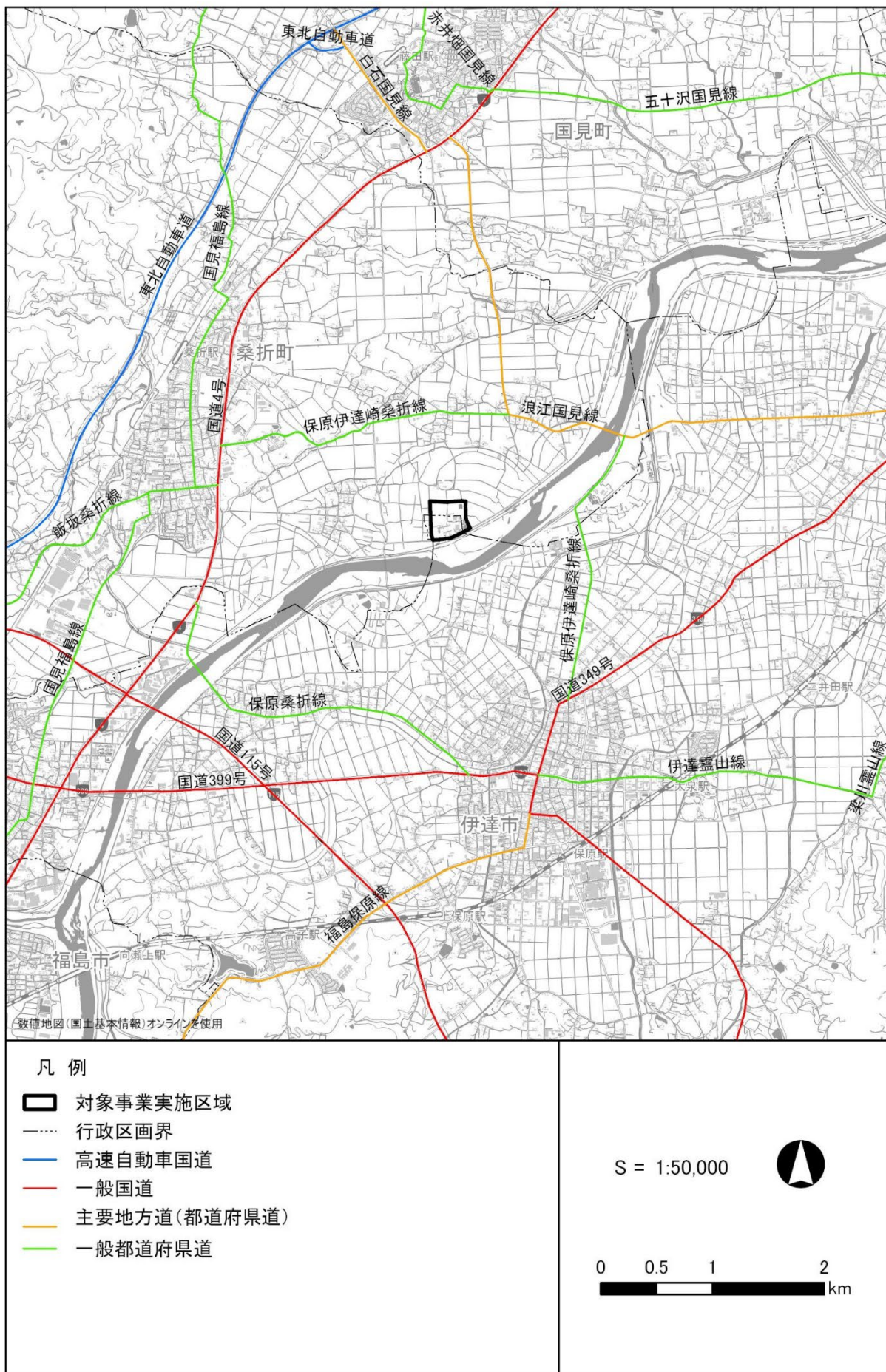


図3-2-4 交通網及び自動車交通量調査地点位置図

3-2-5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況

対象事業実施区域及びその周辺における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全施設」という）の状況は表 3-2-11 に、位置については図 3-2-5 に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い環境保全施設は、対象事業実施区域の北側約 1,100m の位置に存在する「伊達崎小学校」である。

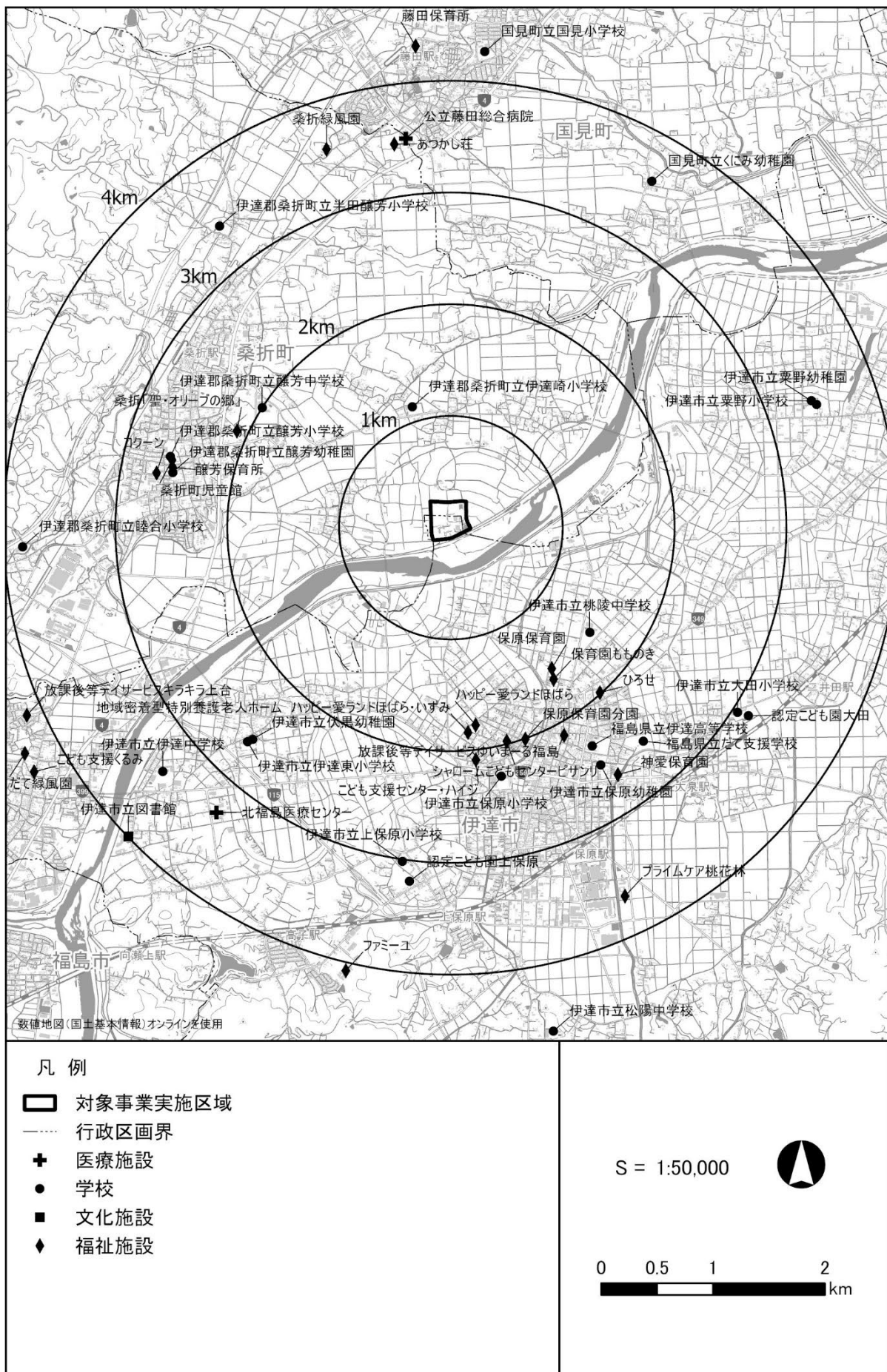
表 3-2-11(1) 環境保全施設の状況

種別	項目	施設名称	所在地
文化施設	図書館	伊達市立図書館	伊達市箱崎字川端7番地
学校	幼稚園	伊達市立伏黒幼稚園	伊達市伏黒字土井ノ内42
		伊達市立栗野幼稚園	伊達市梁川町栗野字沼頭21
		伊達市立保原幼稚園	伊達市保原町字城ノ内67
		伊達郡桑折町立醸芳幼稚園	桑折町桑島三11-24
		国見町立くにみ幼稚園	国見町大字森山字太田川36
	幼保連携型認定こども園	認定こども園大田	伊達市保原町大泉字前原内246-1
		認定こども園上保原	伊達市保原町上保原字上ノ原22-2
	小学校	伊達市立伊達東小学校	伊達市伏黒字土井ノ内42
		伊達市立栗野小学校	伊達市梁川町栗野字沼頭28
		伊達市立大田小学校	伊達市保原町大泉字前原内111
		伊達市立保原小学校	伊達市保原町字弥生町15
		伊達市立上保原小学校	伊達市保原町上保原字無苦代内11
		伊達郡桑折町立醸芳小学校	桑折町字桑島三2-8
		伊達郡桑折町立睦合小学校	桑折町大字成田字堰上46-3
		伊達郡桑折町立半田醸芳小学校	桑折町南半田字上田町5
		伊達郡桑折町立伊達崎小学校	桑折町大字下郡字細町1
		国見町立国見小学校	国見町大字藤田字町尻一 2
	中学校	伊達市立伊達中学校	伊達市箱崎字沖110
		伊達市立松陽中学校	伊達市保原町大柳字向山1
		伊達市立桃陵中学校	伊達市保原町字豊田1-1
		伊達郡桑折町立醸芳中学校	桑折町大字上郡字柳下5
	高等学校	福島県立伊達高等学校	伊達市保原町字元木23
	特別支援学校	福島県立だて支援学校	伊達市保原町大泉字大館78
医療施設	病院	公立藤田総合病院	国見町大字塚野目字三本木14
		北福島医療センター	伊達市箱崎字東23番1

表 3-2-11(2) 環境保全施設の状況

種別	項目	施設名称	所在地
福祉施設	児童発達支援センター（福祉型）	こども支援センター・ハイジ	伊達市保原町泉町80
	小規模保育事業所A型	保育園もものき	伊達市保原町字東台後60-2
		神愛保育園	伊達市保原町字城ノ内116-8
	保育所	釀芳保育所	桑折町字桑島三11-21
		保原保育園分園	伊達市保原町字西町116
		保原保育園	伊達市保原町字東台後80-1
		藤田保育所	国見町大字山崎字館東12-1
	介護老人保健施設	プライムケア桃花林	伊達市保原町字岡代9-1
		桑折「聖・オリーブの郷」	桑折町上郡字内記1-1
	地域密着型老人介護福祉施設	地域密着型特別養護老人ホーム　ハッピー愛ランドほばら・いずみ	伊達市保原町泉町9-1
	養護老人ホーム（一般）	桑折緑風園	桑折町大字北半田字峯47
	児童センター	桑折町児童館	桑折町字桑島三2-7
	児童発達支援センター（福祉型）	放課後等デイサービスゆいまーる福島	伊達市保原町字元木91-7
		放課後等デイサービスキラキラ上台	伊達市上台10-6
		こども支援くるみ	伊達市片町10-3
		シャロームこどもセンターピサンリ	伊達市保原町字西町73-3
		ひろせ	伊達市保原町久保9-3
	特別養護老人ホーム	あつかし荘	桑折町大字北半田字一本木前5-2
		ファミリーユ	伊達市保原町上保原字遍照原8-8
		だて緑風園	伊達市馬場口36-1
		ハッピー愛ランドほばら	伊達市保原町字泉町1-1
		コクーン	桑折町字桑島四9-4

出典：国土数値情報「学校データ(R5)」「医療機関データ(R2)」「福祉施設データ(R5)」「文化施設データ(H25)」(国土交通省)



出典：国土数値情報「学校データ(R5)」「医療機関データ(R2)」「福祉施設データ(R5)」「文化施設データ(H25)」(国土交通省)

図 3-2-5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況

3-2-6 下水道等の整備の状況

令和4年度末の下水道等の整備の状況は、表3-2-12に示すとおりである。
汚水処理人口普及率（人口比）は、66.3%～78.4%となっている。

表 3-2-12 下水道等の整備状況

市町	住民基本 台帳人口 (年度末 現在)	下水道	農業集落 排水	合併処理 浄化槽	その他	計	
		処理人口	整備人口	処理人口	整備人口	処理・整備 人口	普及率
伊達市	57,270	22,029	1,024	15,687	－	38,740	67.6
桑折町	11,126	5,463	－	3,259	－	8,722	78.4
国見町	8,303	4,083	－	1,789	－	5,872	70.7
川俣町	11,858	－	－	7,866	－	7,866	66.3

出典：「第138回（2024年）福島県統計年鑑」（令和6年3月、福島県統計協会）

3-2-7 文化財等の状況

1) 指定文化財等

対象事業実施区域及びその周辺における指定文化財の状況は、表3-2-13及び図3-2-6に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、指定文化財等が存在しているが、対象事業実施区域内には指定文化財等は存在しない。

表 3-2-13(1) 指定文化財等の状況

番号	名称	所在地	分類
1	薬師堂堂宇 薬師堂山門	伊達市保原町字城ノ内	市指定有形文化財
2	長谷寺山門	伊達市保原町五丁目	市指定有形文化財
3	福厳寺六地藏	伊達市箱崎	市指定史跡
4	阿武の松原碑	伊達市箱崎	市指定史跡
5	菅野八郎自刻之碑	伊達市保原町金原田	市指定史跡
6	熊阪霸陵・熊阪台州・熊阪盤谷墓碑	伊達市保原町上保原	市指定史跡
7	岡陣屋跡	伊達市岡前	市指定史跡
8	福厳寺宝篋印塔	伊達市箱崎	市指定史跡
9	供養塔	伊達市伏黒	市指定史跡
10	七角石塔	伊達市広前	市指定史跡
11	富田洋々亭筆塚	伊達市伏黒	市指定史跡
12	修験伊達家極楽院旧跡	伊達市中畑	市指定史跡
13	修験伊達家極楽院墓碑	伊達市広前	市指定史跡
14	桑折寺山門	桑折町字新町32番地	県指定重要文化財
15	万正寺の大カヤ	桑折町大字万正寺字大樋4番地	県指定天然記念物
16	無能寺の笠マツ	桑折町字上町4番地	県指定天然記念物
17	芭蕉の田植塚	桑折町字北町17番地	町指定史跡
18	半田銀山遺跡	桑折町大字南半田字女郎橋ほか	町指定史跡
19	桑折代官 竹内平右衛門信将の墓所	桑折町字沢10番地	町指定史跡
20	つつじヶ丘遺跡	桑折町大字万正寺字天神森ほか	町指定史跡
21	大五輪遺跡	桑折町大字万正寺字大五輪1-8	町指定史跡
22	錦木塚古墳	桑折町大字伊達崎字錦塚9ほか	町指定史跡
23	早田傳之助宅 附羽州街道	桑折町大字北半田字御免町35番地	町指定史跡
24	蓬田半左衛門の墓所	桑折町大字伊達崎字岩ノ町17の2番地	町指定史跡
25	桑折代官 寺西重次郎封元の墓所	桑折町字上町10番地の1	町指定史跡
26	桑折代官 藤方彦市郎忠列の墓所	桑折町字上町10番地の1	町指定史跡
27	桑折代官 島田帯刀政富家族の墓所	桑折町字上町10番地の1	町指定史跡
28	観音寺観音堂	桑折町大字万正寺字坂町21番地	町指定有形文化財
29	旧佐藤家住宅	国見町藤田字観月台15	県指定重要文化財
30	塚野目第一号墳(八幡塚古墳)	国見町塚野目字前畑地内	県指定史跡
31	藤田城跡	国見町山崎字北古館地内ほか	県指定史跡
32	王壇古墳	国見町大字西大枝字王壇地内	県指定史跡

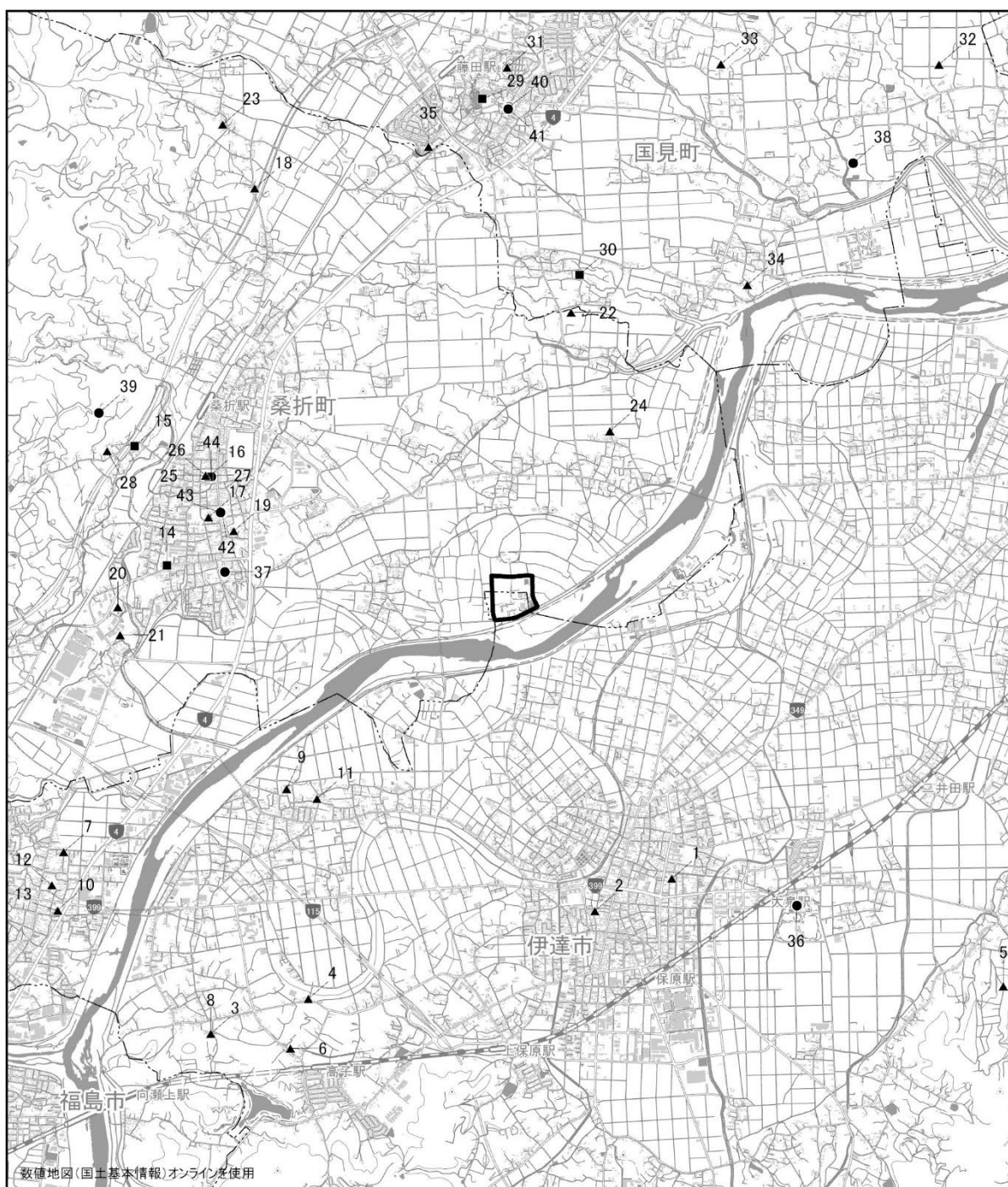
表 3-2-13(2) 指定文化財等の状況

番号	名称	所在地	分類
33	森山第4号墳	国見町森山字上野薬師地内	県指定史跡
34	沼田神社(本殿彫刻)	国見町徳江字沼田46(沼田神社)	町指定有形民俗文化財
35	堰下古墳	国見町内谷字館脇23(春日神社)	町指定無形民俗文化財
36	旧亀岡家住宅	伊達市保原町大泉字宮脇265番地	国指定重要文化財
37	旧伊達郡役所	桑折町字陣屋12番地	国指定重要文化財
38	阿津賀志山防塁	国見町	国指定史跡
39	桑折西山城跡	桑折町	国指定史跡
40	奥山家住宅主屋	国見町大字藤田字北11-2	国指定登録有形文化財 (建造物)
41	奥山家住宅洋館	国見町大字藤田字北7-1	国指定登録有形文化財 (建造物)
42	栗花家住宅主屋	桑折町字北町76	国指定登録有形文化財 (建造物)
43	栗花家住宅店蔵	桑折町字北町76	国指定登録有形文化財 (建造物)
44	無能寺山門	桑折町字上町4-2	国指定登録有形文化財 (建造物)
45	伏黒河岸寄蔵	伊達市伏黒字川岸5	市指定有形文化財
46	小野平治郎顕彰碑	伊達市箱崎字愛宕山下	市指定史跡

出典1：「伊達市ウェブページ」

2：「桑折町ウェブページ」

3：「国見町ウェブページ」



数値地図(国土基本情報)オンラインを使用

凡 例

- 対象事業実施区域
- · — · — 行政区画界
- 国指定・登録文化財
- 県指定文化財
- ▲ 市町指定文化財

S = 1:50,000



0 0.5 1 2 km

※No. 46, No. 47は位置不明のため図示していない

出典：「伊達市ウェブページ」「桑折町ウェブページ」「国見町ウェブページ」

図 3-2-6 指定文化財等の位置図

2) 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周辺における埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3-2-14 及び図 3-2-7 に示すとおりである。

対象事業実施区域に最も近い埋蔵文化財包蔵地は、対象事業実施区域の西側の「沖船場遺跡」である。なお、対象事業実施区域内には、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

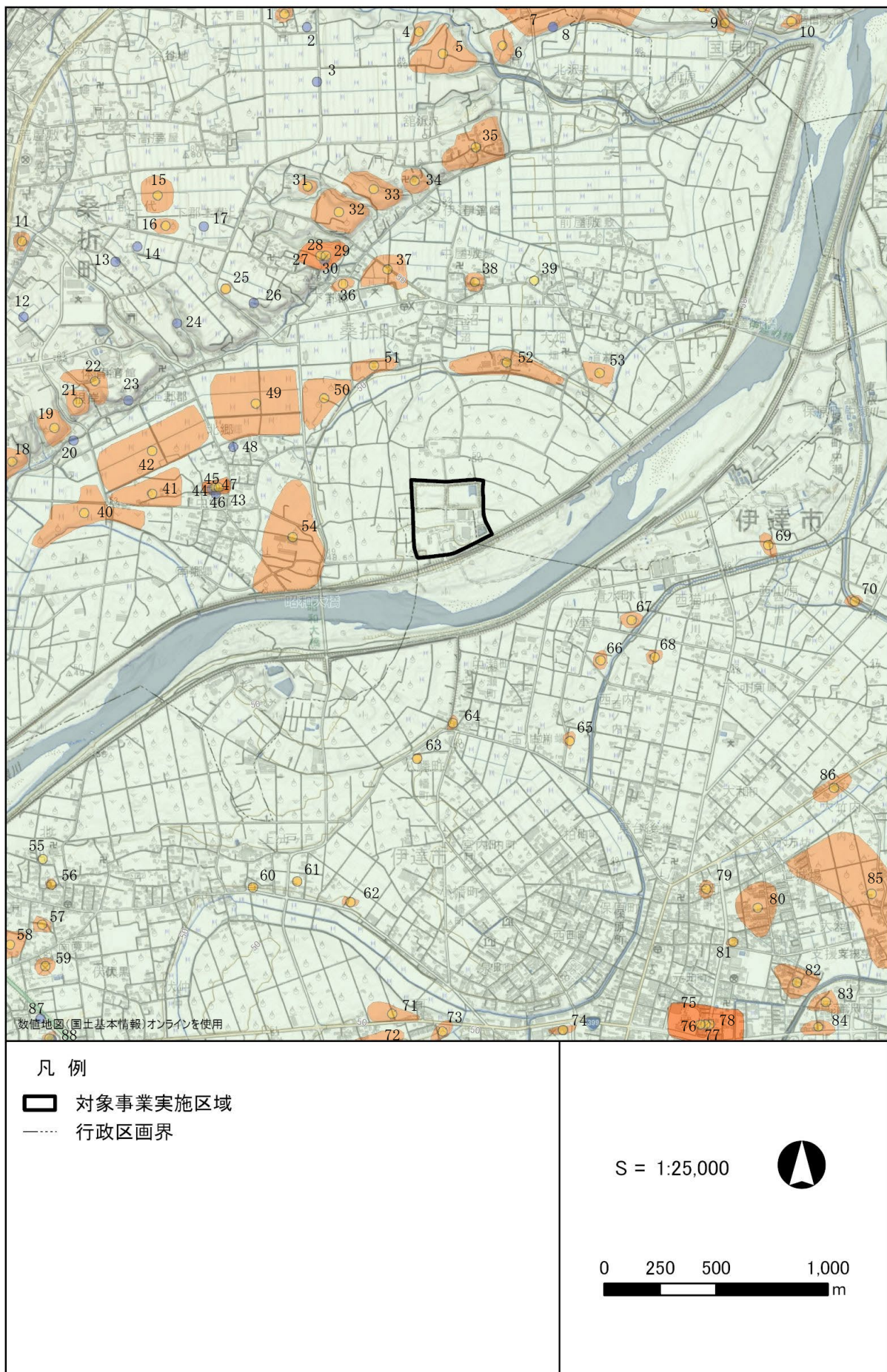
表 3-2-14(1) 埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	名称	種別	主な時代
1	御堂内屋敷跡	城館	中世（細分不明）
2	二本木遺跡	散布地	縄文 中世（細分不明）
3	伊達崎館跡	城館	中世（細分不明）
4	後猪ノ馬場遺跡	散布地	縄文 古墳 奈良
5	猪ノ馬場館跡	城館	中世（細分不明）
6	台遺跡	散布地	縄文 古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
7	塚野目古墳群	古墳	古墳
8	塚野目 6 号古墳	古墳 散布地	古墳 弥生 縄文 平安
9	反畑祭祀	散布地	古墳
10	反畑館跡	城館	中世（細分不明）
11	東段館跡	城館	中世（細分不明）
12	林泉寺前遺跡	散布地	縄文
13	左右衛門館	城館	中世（細分不明）
14	沖沢田遺跡	散布地	奈良 平安
15	日暮遺跡	散布地	縄文
16	下郡遺跡	散布地	縄文
17	文吾館跡	城館	中世（細分不明）
18	神十郎館跡	城館	中世（細分不明）
19	左衛門館跡	城館	中世（細分不明）
20	佐野遺跡	散布地	奈良 平安
21	文吾館跡	城館	中世（細分不明）
22	林泉寺前遺跡	散布地	縄文
23	宮前遺跡	城館	奈良 近世（細分不明）
24	細町塚田遺跡	散布地	平安 奈良
25	蝦夷塚遺跡	散布地	弥生 古墳
26	長者畑遺跡	散布地	平安 古墳
27	下郡山館跡	城館	鎌倉 中世（細分不明）
28	館ノ内・下郡館遺跡	散布地	縄文
29	下郡山館跡	城館	鎌倉 中世（細分不明）
30	吉沼遺跡	散布地	平安 奈良
31	中丸館跡	城館	中世（細分不明）
32	下郡古館跡	城館	中世（細分不明）
33	下郡小館跡	城館	中世（細分不明）
34	下西館跡/大林寺館跡	城館	中世（細分不明）
35	伊達崎館跡	城館	中世（細分不明）
36	堂ノ前遺跡	散布地	奈良 平安
37	榎遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
38	中屋敷跡	城館	中世（細分不明）
39	熊野塚跡	その他	古墳 中世（細分不明） 近世（細分不明）
40	佐野遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
41	中郷遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
42	細町・塚田遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
43	宮前館跡	城館	中世（細分不明）

表 3-2-14(2) 埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	名称	種別	主な時代
44	沖船場遺跡	散布地	奈良 平安
45	宮前遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
46	沖船場遺跡	散布地	古墳
47	宮前館跡	城館	中世(細分不明)
48	中郷遺跡	散布地	奈良 平安
49	沖沢田遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
50	長者畑遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
51	吉沼遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
52	柳ノ目遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
53	大畑遺跡	散布地	奈良 平安
54	沖船場遺跡	散布地	飛鳥白鳳 奈良 平安
55	光台寺供養塔	祭祀	中世(細分不明)
56	北屋敷遺跡	散布地	古墳 奈良
57	南屋敷遺跡	散布地	奈良 平安
58	館ノ内遺跡	散布地 集落	奈良 平安 近世(細分不明)
59	伏黒館跡	城館	中世(細分不明)
60	上ヶ戸 B 遺跡	散布地	奈良 平安
61	上ヶ戸 A 遺跡	散布地	奈良 平安
62	薬師堂遺跡	散布地	奈良 平安
63	小幡舟場跡	その他	近世(細分不明)
64	中瀬河岸跡	その他	近世(細分不明)
65	古川端遺跡	散布地	中世(細分不明)
66	小蓋 B 遺跡	散布地	平安 中世(細分不明)
67	小蓋 A 遺跡	散布地	中世(細分不明)
68	東小蓋遺跡	散布地	中世(細分不明)
69	中瀬舟場跡	その他	近世(細分不明)
70	西川原遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
71	大割遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
72	下ノ台遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
73	名場ノ内遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
74	弥生町 A 遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
75	城ノ内遺跡	散布地	中世(細分不明)
76	保原陣屋跡	城館	近世(細分不明)
77	保原城跡/中島館	城館	鎌倉 中世(細分不明)
78	城ノ内遺跡	散布地	中世(細分不明)
79	栄町 A 遺跡	散布地	平安
80	久保遺跡	散布地	古墳
81	栄町 B 遺跡	散布地 集落	平安 中世(細分不明)
82	道城場遺跡	散布地	古墳
83	菖蒲沢 A 遺跡	集落 散布地 墓	弥生 古墳 中世(細分不明)
84	大地内 A 遺跡	散布地 城館	古墳 中世(細分不明) 近世(細分不明)
85	大館遺跡	散布地	古墳
86	六万坊遺跡	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
87	荒屋敷遺跡	散布地	古墳 奈良 平安 中世(細分不明)
88	宮本遺跡	散布地	奈良 平安

出典：「文化財総覧webGIS」(奈良文化財研究所ウェブページ)



出典：「文化財総覧webGIS」（奈良文化財研究所ウェブページ）

図 3-2-7 埋蔵文化財包蔵地の位置図

3-3 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

3-3-1 大気質

1) 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号等において、表 3-3-1 に示すとおり規定されている。

表 3-3-1(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	[長期的評価] - 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値（2%除外値）を、環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。 [短期的評価] - 測定を行った日についての1日平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	[長期的評価] - 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値（2%除外値）を、環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。 [短期的評価] - 測定を行った日についての1日平均値、若しくは8時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	[長期的評価] 年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（98%値）を、環境基準と比較して評価する。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	[長期的評価] - 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した後の最高値（2%除外値）を、環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。 [短期的評価] - 測定を行った日についての1日平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	[長期的評価] 1年平均値を環境基準と比較して評価する。[短期的評価] - 年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（98%値）を環境基準と比較して評価する。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	[短期的評価] 測定を行った日についての各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

表 3-3-1(2) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2) 規制基準等

(1) 排出基準

工場、事業場に設置されるばい煙発生施設から排出されるばい煙は、「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」により排出基準が定められている。また、「福島県生活環境の保全等に関する条例」では、ばい煙指定施設ごとに指定有害物質の排出基準が定められている。新施設に適用される排出基準は表 3-3-2、表 3-3-3 に示すとおりである。

表 3-3-2 廃棄物焼却炉に適用する大気汚染防止法の概要

分類	大気汚染防止法	
届出を要する規模又は能力	火格子面積が2m ² 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるもの (法施行令別表第1)	
硫黄酸化物 (K値規制)	硫黄酸化物の排出基準は次式により算出した量とする。 $q = K \times 10^{-3} He^2$ q : 硫黄酸化物の許容排出量 (m ³ /h) K : 大気汚染防止法第3条第2項第1号の政令で定める地域別に定める定数 (伊達市は17.5) He : 補正された排出口の高さ (大気汚染防止法施行規則第3条第2項の規定による) (m) (法施行令別表第3、施行規則別表第1)	
ばいじん	焼却能力	基準値
	4,000kg/h以上	0.04g/m ³ _N
	2,000kg/h以上4,000kg/h未満	0.08g/m ³ _N
	2,000kg/h未満	0.15g/m ³ _N
塩化水素	700mg/Nm ³ _N	
窒素酸化物	浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	450ppm
	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)	700ppm
	上記2項以外の廃棄物焼却炉 (連続炉)	250ppm

注) 窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする (濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。)

$$C = \{ (21 - 0n) / (21 - 0s) \} \times Cs$$

C : 補正後の窒素酸化物の濃度 (ppm)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。)

0n : 標準酸素濃度 (%)

Cs : 排出ガス中の窒素酸化物の実測値 (ppm) (JIS K 0104による。) $C = \{ 9 / (21 - 0s) \} \times Cs$

表 3-3-3 廃棄物焼却炉に適用するダイオキシン類対策特別措置法の概要

分類	ダイオキシン類対策特別措置法	
届出を要する規模又は能力	火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が0.5m ² 以上であるか、又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50kg以上であるもの。	
ダイオキシン類	焼却能力	基準値
	4,000kg/h以上	0.1ng-TEQ/m ³ N
	2,000kg/h以上4,000kg/h未満	1ng-TEQ/m ³ N
	2,000kg/h未満	5ng-TEQ/m ³ N

注) ダイオキシン類の濃度は次の式によって換算した濃度とする。

$$C = \{ (21 - 0n) / (21 - 0s) \} \times Cs$$

C : ダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³N)

0n : 標準酸素濃度 (12%)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs : 排出ガス中のダイオキシン類の実測値 (ng-TEQ/m³N)

(2) 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

福島県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という）では、ばい煙指定施設ごとに指定有害物質の排出基準を定めている。新施設に適用される指定有害物質に係るばい煙排出基準は、表 3-3-4 に示すとおりである。

表 3-3-4 指定有害物質に係るばい煙排出基準

指定有害物質	基準値 (mg/m ³ N)	規模又は能力
カドミウム及びその化合物	1	焼却能力が1時間当たり 1,000kg 以上 である こと。
弗素、弗化水素及び弗化ケイ素	10	
鉛及びその化合物	10	
銅及びその化合物	10	
亜鉛及びその化合物	10	
シアン化水素	1	
砒素及びその化合物	1	
クロム及びその化合物	1	

3-3-2 騒音

1) 環境基準

騒音に係る環境基準は、平成10年9月30日環境庁告示第64号において、地域の類型及び時間区分ごとに表3-3-5に示すとおり基準値を規定している。また、道路に面する地域の騒音に係る環境基準は表3-3-6に、幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準は表3-3-7に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺は図3-3-1に示すように、福島県の指定する環境騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域に指定されていない。

表 3-3-5 騒音に係る環境基準

地域の類型		基準値		該当地域 (都市計画法に定める用途地域区分)
		昼間	夜間	
AA	特に静穏を要する地域	50dB以下	40dB以下	住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域（福島県内では指定地域なし）
A	専ら住居の用に供される地域	55dB以下	45dB以下	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及びこれに相当する地域
B	主として住居の用に供される地域	55dB以下	45dB以下	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれに相当する地域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60dB以下	50dB以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれに相当する地域

注) 昼間：6時～22時、夜間：22時～6時

表 3-3-6 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

注1) 昼間：6時～22時、夜間22時～6時

注2) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

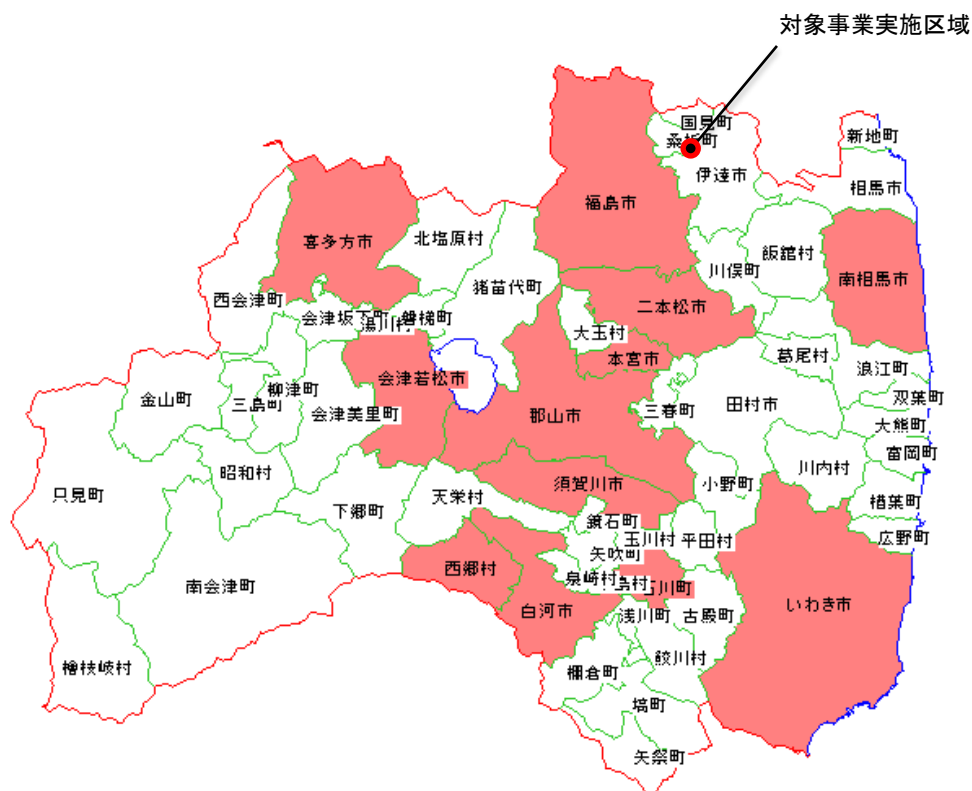
表 3-3-7 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準

基準値	
昼間	夜間
70dB以下	65dB以下

注1) 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市長村道（市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路を示す。

2) 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離によりその範囲が特定されている。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路20m



福島県

出典：「福島県における騒音対策の概要」（福島県ウェブサイト）

図 3-3-1 福島県の環境騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を有する市町村

2) 規制基準等

(1) 工場及び事業場の規制基準

工場・事業場等の騒音について「騒音規制法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき規制基準が定められている。

「騒音規制法」における特定施設及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」における騒音指定施設のうち、新施設に該当する可能性のある施設は表 3-3-8 に示すとおりである。

また、「騒音規制法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制基準は、表 3-3-9 に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する伊達市は、図 3-3-2 に示すように福島県の指定する騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村に含まれている。

表 3-3-8 特定施設及び騒音指定施設（抜粋）

騒音指定施設
1. 金属加工機械 ①圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） ②製管機械 ③ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） ④液圧プレス（矯正プレスを除く。） ⑤機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） ⑥せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） ⑦鍛造機 ⑧ワイヤーフォーミングマシン ⑨ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ⑩タンブラー ⑪切断機（といしを用いるものに限る。）
2. 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3. 土石用又は鉱物用の破碎機及び摩砕機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

表 3-3-9 騒音規制法及び県条例に基づく工場・事業場に係る規制地域及び騒音規制基準

地域区分	時間の区分			当該地域（都市計画法に定める用途地域区分）
	昼間	朝・夕	夜間	
第1種区域	50dB	45dB	40dB	第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域
第2種区域	55(50) dB	50(45) dB	45(40) dB	第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	60(55) dB	55(50) dB	50(45) dB	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 用途地域以外の地域
第4種区域	65(60) dB	60(55) dB	55(50) dB	工業地域
第5種区域	75(70) dB	70(65) dB	65(60) dB	工業専用地域

注1) 昼間：7時～19時、朝：6時～7時、夕：19時～22時、夜間：22時～6時

2) 騒音レベルの測定場所は、原則として騒音特定工場等の敷地の境界線上とする。

3) ()内の数字は、学校、病院、図書館、特別養護老人ホーム等、特別に静穏を要する施設の敷地の周囲概ね50mの区域内における基準。

国土地理院承認 平14総複 第149号



福島県

出典：「福島県における騒音対策の概要」（福島県ウェブページ）

図 3-3-2 福島県の騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村

(2) 建設作業騒音に係る規制基準

建設作業の騒音について「騒音規制法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき規制基準が定められている。

「騒音規制法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業（騒音規制法では特定建設作業、県条例では騒音指定建設作業）を表 3-3-10 に示すように指定している。

また、「騒音規制法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制基準は、表 3-3-11 に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する伊達市は、図 3-3-3 に示すように福島県の指定する騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村に含まれている。

表 3-3-10 特定建設作業及び騒音指定建設作業

騒音指定建設作業	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを定める件（平成9年環境庁告示第54号。以下「騒音建設作業告示」という。）に掲げるものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（騒音建設作業告示に掲げるものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（騒音建設作業告示に掲げるものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

表 3-3-11 建設作業騒音に係る規制地域及び規制基準

区域区分		騒音の 規制基準	作業できない 時間	1日当たりの 作業時間	同一作業場所 における作業時間	日曜・休日 における作業
法規制	第1号 区域	85dB 以下	午後7時～ 翌午前7時	1日のうち10時間を 超えないこと	連続して6日間を 超えないこと	禁止
	第2号 区域		午後10時～ 翌午前6時	1日のうち14時間を 超えないこと		
県条例規制				午後7時～ 翌午前7時		

注1) 基準が適用されるのは、騒音・振動規制法に基づく指定地域（法規制）及びその他の地域のうち学校、病院等の周囲80mの地域（条例規制）。

2) 第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の全域、並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲80m以内の区域。第2号区域：法に基づく規制地域のうち第1号区域を除く地域。

なお、県条例に基づく規制では、区域の区分はない。

3) 基準を上回る騒音、振動を発生している場合に改善勧告又は命令を行うに当たり、防止対策のほかに、一日当たりの作業時間を表に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることが出来る。

4) 表に掲げる基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しない。また、災害その他非常事態の発生により特定建設作業等を緊急に行う必要がある場合等も適用しない。



福島県

出典：「福島県における騒音対策の概要」（福島県ウェブページ）

図 3-3-3 福島県の騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村

(3) 道路交通騒音に係る要請限度

自動車騒音の要請限度について、「騒音規制法」に基づく指定地域内における限度として定められている。

対象事業実施区域が位置する伊達市は図 3-3-4 に示すように、福島県の指定する騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村に含まれており、表 3-3-12 に示すとおり要請限度が定められている。

表 3-3-12 道路交通騒音に係る規制地域及び要請限度

地域区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB
環境基準において規定された幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例	75dB	70dB

注1) 昼間：6時～22時、夜間：22時～6時

2) a区域をあてはめる地域は、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域とする。

3) b区域をあてはめる地域は、第1種・第2種住居地域及び準住居地域とする。

4) c区域をあてはめる地域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。



福島県

出典：「福島県における騒音対策の概要」（福島県ウェブページ）

図 3-3-4 福島県の騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村

3-3-3 振動

1) 規制基準等

(1) 工場及び事業場の規制基準

工場及び事業場の振動について、「振動規制法」に基づき規制基準が定められている。また、「振動規制法」に基づく指定地域以外の地域においては、県知事が振動の防止に関して準拠すべき基準を示した「福島県振動防止対策指針」を定めている。

「振動規制法」における特定施設及び「福島県振動防止対策指針」における振動施設のうち新施設に該当する可能性のある施設は、表 3-3-13 に示すとおりである。

また、「振動規制法」及び「福島県振動防止対策指針」に基づく規制基準は、表 3-3-14 及び表 3-3-15 に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する伊達市は、図 3-3-5 に示すように振動規制法に基づく指定地域を有する市町村に含まれている。

表 3-3-13 特定施設及び振動施設（抜粋）

振動指定施設	
1. 金属加工機械	
① 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
② 機械プレス	
③ セン断機（原動機の定格出力が一キロワット以上のものに限る。）	
④ 鍛造機	
⑤ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が三七・五キロワット以上のものに限る。）	
2. 圧縮機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）	

表 3-3-14 振動規制法に基づく工場及び事業場に係る規制地域及び規制基準

地域区分	時間の区分		当該地域（都市計画法に定める用途地域区分）
	昼間	夜間	
第1種区域	65(60) dB	60(55) dB	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	70(65) dB	65(60) dB	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注1) 昼間：7時～19時、夜間：19時～7時

2) 振動レベルの測定場所は、原則として振動特定工場等の住居に面する敷地の境界線上とする。

3) () 内の数字は、学校、病院、図書館、特別養護老人ホーム等、特別に静穏を要する施設の敷地の周囲概ね50mの区域内における基準。

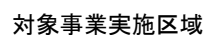
表 3-3-15 福島県振動防止対策指針に基づく工場及び事業場に係る規制地域及び規制基準

地域区分	時間の区分		当該地域（都市計画法に定める用途地域区分）
	昼間	夜間	
第1種区域	60(55) dB	55(50) dB	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
第2種区域	65(60) dB	60(55) dB	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域相当、工業専用地域

注1) 昼間：7時～19時、夜間：19時～7時

2) 振動レベルの測定場所は、原則として振動特定工場等の住居に面する敷地の境界線上とする。

3) () 内の数字は、学校、病院、図書館、特別養護老人ホーム等、特別に静穏を要する施設の敷地の周囲概ね50mの区域内における基準。



福島県

出典：「福島県における振動対策の概要」（福島県ウェブページ）

図 3-3-5 福島県の振動規制法に基づく指定地域を有する市町村

(2) 建設作業振動に係る規制基準

建設作業の振動について「振動規制法」及び「福島県振動防止対策指針」により、特定建設作業、規制地域及び規制基準が定められている。

「振動規制法」及び「福島県振動防止対策指針」に基づく規制基準は、表 3-3-16 及び表 3-3-17 に示すとおりである。

対象事業実施区域が位置する伊達市は、図 3-3-6 に示すように振動規制法に基づく指定地域を有する市町村に含まれている。

表 3-3-16 振動規制法に基づく建設作業振動に係る規制地域及び規制基準

区域区分	振動の 規制基準	作業できない 時間	1日当たりの 作業時間	同一作業場所における作業時間	日曜・休日における作業
第1号区域	75dB 以下	午後7時～ 翌午前7時	1日のうち10時間 を超えないこと	連続して6日間を 超えないこと	禁止
第2号区域		午後10時～ 翌午前6時	1日のうち14時間 を超えないこと		

注1) 基準が適用されるのは、騒音・振動規制法に基づく指定地域（法規制）及びその他の地域のうち学校、病院等の周囲80mの地域（条例規制）。

2) 第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の全域、並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲80m以内の区域。第2号区域：法に基づく規制地域のうち第1号区域を除く地域。なお、県条例に基づく規制では、区域の区分はない。

3) 基準を上回る騒音、振動を発生している場合に改善勧告又は命令を行うに当たり、防止対策のほかに、一日当たりの作業時間を表に掲げる時間から4時間までの範囲で短縮させることが出来る。

4) 表に掲げる基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しない。また、災害その他非常事態の発生により特定建設作業等を緊急に行う必要がある場合等も適用しない。

表 3-3-17 福島県振動防止対策指針に基づく建設作業振動に係る規制地域及び規制基準

振動の 規制基準	作業できない 時間	1日当たりの 作業時間	同一作業場所における 作業時間	日曜・休日における作業
75dB	午後7時～ 翌午前7時	1日のうち10時間 を超えないこと	連続して6日間を 超えないこと	禁止

注1) 基準が適用されるのは、騒音・振動規制法に基づく指定地域（法規制）及びその他の地域のうち学校、病院等の周囲80mの地域（条例規制）。

2) 表に掲げる基準は、開始した日に終わる建設作業については適用しない。また、災害その他非常事態の発生により特定建設作業等を緊急に行う必要がある場合等も適用しない。



福島県

出典：「福島県における振動対策の概要」（福島県ウェブページ）

図 3-3-6 福島県の振動規制法に基づく指定地域を有する市町村

(3) 道路交通振動に係る要請限度

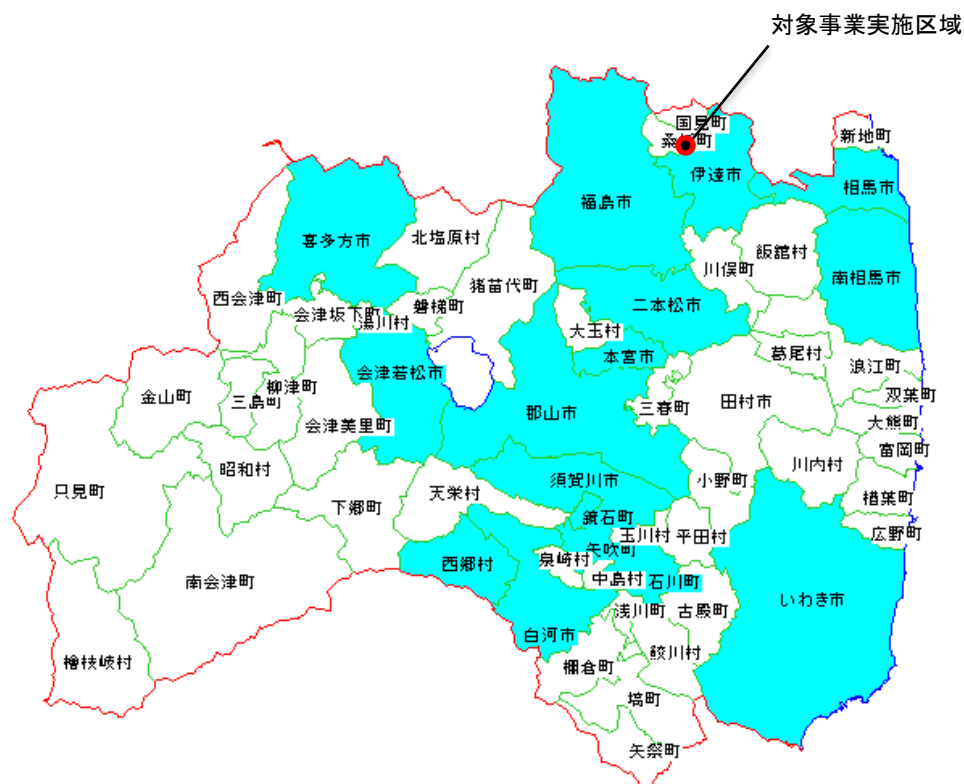
道路交通の振動について「振動規制法」及び「福島県振動防止対策（道路交通振動に係る規制）」により、道路交通振動、規制地域及び要請限度が定められている。

対象事業実施区域が位置する伊達市は、図 3-3-7 に示すように福島県の指定する振動規制法に基づく指定地域を有する市町村に含まれており、表 3-3-18 に示すとおり要請限度が定められている。

表 3-3-18 振動規制法及び福島県振動防止対策に基づく道路交通振動に係る規制地域及び要請限度

地域区分	時間の区分		当該地域（都市計画法に定める用途地域区分）
	昼間	夜間	
第1種区域	65dB	60dB	第1種・第2種低層住居専用地域、 第1種・第2種中高層住居専用地域、 第1種・第2種住居地域、準住居地域
第2種区域	70dB	65dB	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 工業地域、工業専用地域

注）昼間：7時～19時、夜間：19時～7時。



福島県

出典：「福島県における振動対策の概要」（福島県ウェブページ）

図 3-3-7 福島県の振動規制法に基づく指定地域を有する市町村

3-3-4 悪臭

1) 規制基準

福島県では、「悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）」に基づいて、工場又は事業場の事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関する取り組みを行っている。

また、「悪臭防止法」に基づく規制地域以外の地域においては、県知事が悪臭の防止に関して準拠すべき基準を示した「福島県悪臭防止対策指針」を定めている。

悪臭防止法における規制の方法は、悪臭の原因となる典型的な化学物質（特定悪臭物質）の濃度等により規制する方法と、物質を特定しないで人間の嗅覚を用いた測定法による基準（臭気指数）で規制する方法の 2 種類で、県知事（市の区域内については市長）が、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める地域（規制地域）を定め、その地域について、上記のいずれかの方法による規制基準を定めている。

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の区域ごとの規制は表 3-3-19 に、規制地域は表 3-3-20 に、臭気指数による規制は表 3-3-21 に、規制基準は表 3-3-22 に示すとおりである。

表 3-3-19 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制

特定悪臭物質の種類（単位：ppm）	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

表 3-3-20(1) 福島県内における悪臭防止法に基づく規制地域

市町名	区域の区分	規制地域
伊達市	A区域	1 第一種低層住居専用地域のうち、諏訪野一丁目、諏訪野二丁目及び諏訪野三丁目の地域並びに梁川町の区域における当該地域 2 第一種中高層住居専用地域のうち、上台、柳内、竈田、高田、六角、沢田及び馬場口の地域並びに梁川町及び保原町の区域における当該地域 3 第一種住居地域のうち、長川原、川原町、諏訪前、管田、新町、姥川、屋敷間、田町、鍛冶屋川、下志和田、中志和田、久根妻、南堀、本町、長岡、右城、片町、広前、梨子木町、前川原、原島、舘ノ内、北後、中畑、北畑、岡前、馬場口、鶴田、根岸、高田、根田、六角、沢田、細谷、沓形及び干供田の地域並びに梁川町及び保原町の区域における当該地域 4 第二種住居地域のうち、保原町の区域における当該地域 5 近隣商業地域のうち、片町、本町、右城及び長岡の地域並びに梁川町及び保原町の区域における当該地域
	B区域	1 商業地域 2 準工業地域のうち、根田、細谷、沓形、干供田、鶴巻、扇田、中道、一本木、原島、岡前、前川原、中畑、右城、広前、宮前、坂ノ上、鍛冶屋川、坂ノ下、姥ヶ懐、姥川及び川原町の地域並びに梁川町の区域における当該地域
	C区域	1 工業地域のうち、沓形、干供田、舘ノ内、根岸、久根妻、中志和田、姥ヶ懐、坂ノ下、鍛冶屋川、坂ノ上、梨子木町、宮前、広前、前川原、原島、一本木、岡沼、水抜、雪車町、川原田、一本杉、塚畑及び荒町の地域並びに梁川町及び保原町の区域における当該地域 2 工業専用地域
伊達郡 桑折町	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び近隣商業地域
	B区域	準工業地域
	C区域	工業地域

表 3-3-20(2) 福島県内における悪臭防止法に基づく規制地域

市町名	区域の区分	規制地域
伊達郡 国見町	A区域	一 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び近隣商業地域 二 光明寺の区域のうち、字鹿野山、字鹿野、字入、字沼、字沢端、字土井、字蔵ノ内、字志久、字桜町、字浜井場、字車、字滝ノ下、字山岸、字沖及び字滝沢の区域 貝田の区域のうち、字寺脇、字切内、字町裏、字町後、字百枚大沢、字鍛冶、字山ノ神前、字石畑、字日照田、字熊坂、字立久根、字姥神及び堂ノ上の区域 高城の区域のうち、字前、字簾鉾、字古屋敷、字下家老及び字原の区域 大木戸の区域のうち、字海道上及び字六角の区域
	B区域	一 準工業地域 二 藤田の区域のうち、字北沖、字鶉町一から字鶉町四まで及び字三本木一の区域 徳江の区域のうち、字原、字番匠田、字久保田及び字熊野の区域 大木戸の区域のうち、字遠光原、字遠光原山、字手代田、字熊久根、字孝徳、字五反田、字正光寺、字大光寺、字久保、字沖田、字館、字前、字西原、字中ノ作、字馬捨、字耕ノ内、字大久保、字段ノ越、字赤穂、字中穂、字高橋、字大橋及び字馬場の区域 石母田の区域のうち、字国見山中、字国見山下、字国見前、字国見、字笠松、字弁天沢、字薬師堂、字深田、字芳田、字西館、字餅田、字築山、字館ノ内、字荒町、字樋口、字岩窪、字上ノ山、字四斗蒔、字榎下、字台、字上原、字下原、字芹沢、字駒場、字唐松、字中ノ内及び字肱曲の区域 内谷の区域のうち、字花館、字清上、字矢木沢二、字三ツ森、字東脇、字東、字場佐内、字東前及び字柿木堰の区域 鳥取の区域のうち、字中ノ町、字猿角田、字皂莢沢、字葭原、字中島、字米田、字高瀬、字高瀬前、字高瀬前道下及び字沢田の区域 小坂の区域のうち、字小屋館一、字小屋館二、字寺家、字中川原、字宮五郎内、字上前田、字ミツヤ及び字古内の区域 泉田の区域のうち、字三ツ谷、字石渡及び字源女の区域 山崎の区域のうち、字上川前、字中川前、字下川前、字荒沢、字後柳、字火渡、字西畑、字館及び字稲荷林の区域
	C区域	工業地域
伊達郡 川俣町	A区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び近隣商業地域
	B区域	一 商業地域、準工業地域及び用途地域以外の都市計画区域 二 大字羽田、大字秋山及び山木屋の区域
	C区域	工業地域

出典：「福島県における悪臭対策の概要」（福島県ウェブページ）

表 3-3-21 悪臭防止法に基づく規制基準（臭気指数）福島県悪臭防止対策指針

区域の区分	工場等の敷地の境界線の地表における基準	工場等の煙突その他の気体排出施設の 排出口における基準		
		地上5m以上30m 未満の高さ	地上30m以上50m 未満の高さ	地上50m以上の 高さ
第1種区域	10	28	30	33
第2種区域	15	33	35	38
第3種区域	18	36	38	41

- 注1) 第1種区域：悪臭防止法第3条の規定により知事が指定した規制地域（以下「規制地域」という。）のうちA区域並びに規制地域以外の地域であって、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び近隣商業地域。
- 2) 第2種区域：規制地域のうちB区域並びに規制地域以外の地域であって、用途地域のうち商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域。
- 3) 第3種区域：規制地域のうちC区域並びに規制地域以外の地域であって、用途地域のうち工業地域及び工業専用地域。

表 3-3-22 規制地域における規制基準

市町名	規制地域	臭気指数
伊達市	大字伏黒の区域（県道保原桑折線北側境界線以南及び阿武隈川南側境界線以北の区域を除く。） 保原町の区域のうち、字豊町及び字八幡町の区域、字柏町の区域（第1種住居地域を除く。）、字宮内町及び字小幡町の区域並びに字中瀬町の区域（市道清水町八幡町線西側境界線以東の区域を除く。）	15

3-3-5 水質汚濁

1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号において、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」を、表 3-3-23 及び表 3-3-24 に示すとおり規定している。

「人の健康の保護に関する環境基準」では、全公共用水につき、項目ごとに基準値が設けられている。「生活環境の保全に関する環境基準」は、各公共用水域につき、水域類型及び環境基準を設けている。対象事業実施区域に隣接して阿武隈川が流れており、阿武隈川の水域類型指定は、表 3-3-25 に示すとおりである。

また、ダイオキシン類については平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号において、表 3-3-26 に示すとおり環境基準が定められている。

表 3-3-23 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 「検出されないこと」とは、環境基準により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-3-24 生活環境の保全に関する環境基準

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

注1) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値のデータ値とする。

2) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

3) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

4) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

5) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

6) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

表 3-3-25 環境基準の水域類型指定

水域	類型	達成期間
阿武隈川中流 (五百川合流点から内川合流点（宮城県）まで)	B	5年以内で可及的速やかに達成

表 3-3-26 ダイオキシン類に係る環境基準（水質）

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

2) 規制基準

対象事業に適用される排出水に係る排水基準については、表 3-3-27 及び表 3-3-28 に示すとおりである。

福島県では「大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 50 年福島県条例第 18 号）及び、「福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年福島県規則第 75 号）により、全国一律基準よりも厳しい基準を定めている。

表 3-3-27 排水基準（有害物質）

有害物質の種類	水質汚濁防止法	大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L	-	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L	最大0.5mgCN/L	0.5mgCN/L
有機燐化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L	-	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L	-	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.2mgCr(VI)/L	最大0.2mgCr(VI)/L	0.2mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L	-	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mgHg/L	-	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	-	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	-	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	-	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	-	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	-	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	-	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	-	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	-	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	-	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	-	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	-	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	-	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L	-	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L	-	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	-	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	-	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L	-	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	(海域以外) 10mgB/L	-	(海域以外) 10mgB/L
ふっ素及びその化合物	(海域以外) 8mgF/L	-	(海域以外) 8mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L	-	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	-	0.5mg/L

表 3-3-28 排水基準（その他の項目）

項目	水質汚濁防止法	大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	5.8以上8.6以下	－	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L （日間平均120mg/L）	25mg/L （日間平均20mg/L）	40mg/L （日間平均30mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L （日間平均120mg/L）	－	40mg/L （日間平均30mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L （日間平均150mg/L）	70mg/L （日間平均50mg/L）	70mg/L （日間平均50mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L	－	1mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	30mg/L	10mg/L	10mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L	1mg/L
銅含有量	3mg/L	2mg/L	2mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	－	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	－	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	－	10mg/L
クロム含有量	2mg/L	－	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³	－	3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L （日間平均60mg/L）	－	120mg/L （日間平均60mg/L）
燐含有量	16mg/L （日間平均8mg/L）	－	16mg/L （日間平均8mg/L）

注1) 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2) この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

3) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

3) 地下水

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について、平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号にて告示されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は表 3-3-29 に示すとおりである。

表 3-3-29 地下水の水質汚濁に係る環境基準について

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2) 環境基準の「検出されないこと」とは、環境基準により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3-3-6 土壌汚染

1) 環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号において、表 3-3-30 に示すとおり規定されている。

また、ダイオキシン類については、平成 11 年 12 月 27 日環境省告示第 68 号において、表 3-3-31 に示すとおり環境基準が設けられている。

表 3-3-30 土壌汚染に係る環境基準

項目	条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

- 注1) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.0003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 2) 「検液中に検出されないこと」とは、環境基準により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3) 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

表 3-3-31 ダイオキシン類に係る環境基準（土壌）

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

3-3-7 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく規制

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護区等の指定状況は、図3-3-8に示すとおりである。
対象事業実施区域及びその周辺では、鳥獣保護区の指定はない。

3-3-8 景観

「景観法（平成16年法律第110号）」第8条第1項に基づき「福島県景観計画（平成21年10月1日施行）」が、景観計画区域のほか、良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限に関する事項などを定めている。

伊達市、桑折町、国見町、川俣町は福島県景観計画区域となっている。

景観計画地域で建築物の新築等の一定の行為を行う際には、届け出が必要になる。



図 3-3-8 鳥獣保護区等の指定状況

3-3-9 廃棄物

伊達市では、平成 18 年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）の規定に基づき廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として「伊達市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を定めている。

桑折町では、昭和 47 年に「桑折町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」にて、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めている。

国見町では、昭和 47 年に「国見町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」にて、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めている。

川俣町では、昭和 47 年に「川俣町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」にて、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めている。

1) ごみ処理に関する計画等

伊達市では、「伊達市ごみ処理基本計画（平成 28 年度～平成 42 年度）」が策定されており、ごみ減量化の目標値は表 3-3-32 に示すとおりである。

なお、桑折町は災害廃棄物処理計画、国見町はごみ出しルール等、川俣町は災害廃棄物処理計画及びごみ出しルール等が定められている。

表 3-3-32 ごみ減量化の目標値（伊達市）

現状（平成26年度）	平成30年度	平成32年度	平成42年度 （ごみ処理基本計画 の目標年）
1, 097	1, 000以下	871	871

注）数値は1人1日当たりのごみ排出量（単位：g）

3-3-10 温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）」により、地方公共団体はその区域の自然的社会的条件に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策について「地方公共団体実行計画」の策定が義務付けられている。

福島県及び対象市町による地球温暖化対策実行計画とそれぞれの削減目標を表 3-3-33 に示す。福島県では「福島県地球温暖化対策推進計画」を、伊達市では「伊達市役所エコアクション」が策定されている。

表 3-3-33 地球温暖化対策実行計画と削減目標

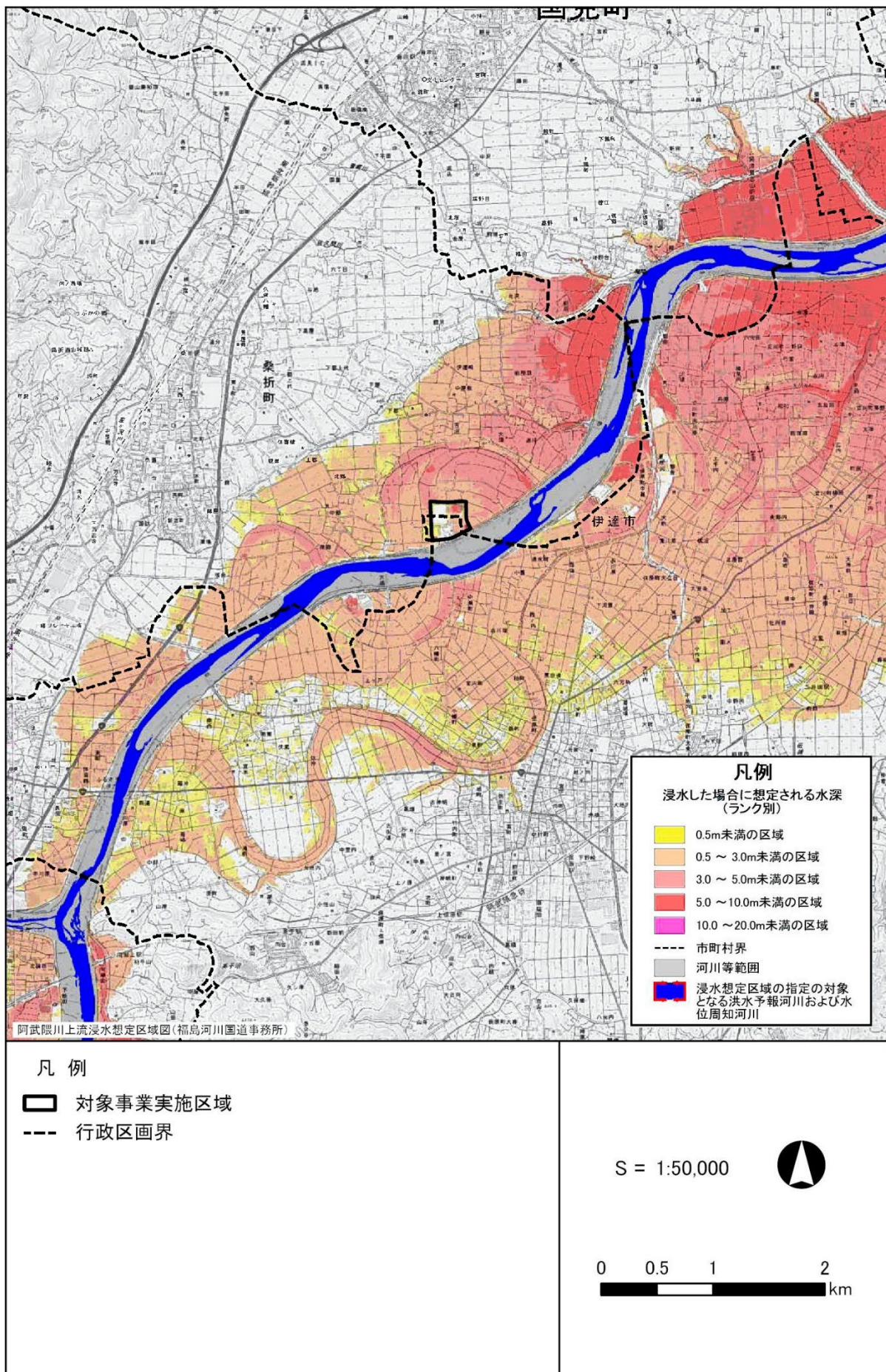
	福島県	伊達市	桑折町	国見町	川俣町
対策計画	福島県地球温暖化対策推進計画	伊達市役所エコアクションプラン	桑折町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編・区域施策編）	国見町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	川俣町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
策定年	令和3年12月 （令和5年3月改定）	2018年3月	令和4年3月改定	2024年1月 （令和6年）	令和5年2月
基準年度	2013年度 （平成25年度）	2013年度 （平成25年度）	2021年度 （令和3年度）	2022年度 （令和4年度）	2013年度 （平成25年度）
削減目標	2030年度50% 2040年度75% 2050年度実質ゼロ	2022年度 21.2% 2030年度40%	令和8年度15%	2030年度24%	2030年度35%

3-3-11 洪水浸水想定区域

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、関係機関と連携して、ハード・ソフト一体となった減災の取組を進めている。

減災の取組の一環として、市町村長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難に役立つよう、阿武隈川水系において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を公表している。

対象事業実施区域は図 3-3-9 に示すとおり、浸水した場合に想定最大規模で 0.5m 未満、0.5～3.0m 未満、3.0～5.0 未満及び 5.0～10.0 未満の区域に入っている。



出典：「阿武隈川上流浸水想定区域図」(福島河川国道事務所)

図 3-3-9 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

第 4 章

対象事業に係る環境影響評価項目

第4章 対象事業に係る環境影響評価項目

4-1 対象事業に係る環境影響評価項目

4-1-1 環境影響評価項目の選定

対象事業に係る環境影響評価の項目は、「福島県環境影響評価条例」（平成 10 年、福島県条例 64 号）及び「福島県環境影響評価技術指針」（平成 11 年、福島県告示第 589 号）（以下、「技術指針」という。）を参考として、対象事業の特性と対象事業実施区域並びにその周辺の状況を考慮して表 4-1-1 のとおり選定した。

なお、対象事業の特性は以下のとおりである。

1) 工事の実施

- ・ ごみ焼却施設の設置工事

2) 土地又は工作物の存在及び供用

- ・ ごみ焼却施設の存在
- ・ ごみ焼却施設の稼働

4-1-2 選定の理由

環境影響評価の項目として選定する理由は表 4-1-2 に、選定しない理由は表 4-1-3 に示すとおりである。

表 4-1-1 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分 (細区分) 環境要素の区分 (細区分)				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	施設の稼働	廃棄物の運搬に用いる車両の運行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			○	○
			硫黄酸化物					○	
			浮遊粒子状物質	◎	◎			○	◎
			粉じん等	○	▲			▲	▲
			有害物質等					○	
		騒音	騒音	○	○			○	○
		振動	振動	○	○			○	○
		悪臭	悪臭					○	
	水環境	水質	水の濁り			○		▲	
			水の汚れ				▲	▲	
			有害物質等					▲	
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				▲		
		土壌	土壌汚染			◎		○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○		
	植物		重要な種及び群落			○	○		
	生態系		地域を特徴づける生態系	○	○	○	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○	○	○	○	○
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物				○		○	
		建設工事に伴う副産物				○			
	温室効果ガス等		二酸化炭素	◎	◎			○	◎
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量			▲	▲	▲			

備考1：○印は、福島県環境影響評価条例において、標準項目として選定されている項目を示す。

2：▲印は、福島県環境影響評価条例において、標準項目として選定されているが、本環境影響評価では選定しない項目を示す。

3：◎印は、福島県環境影響評価条例において、標準項目として選定されていないが、事業特性から環境影響が想定されるため選定した。

表 4-1-2(1) 環境影響評価の項目の選定する理由

影響要素		影響要因		選定する理由
大気質	窒素酸化物	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により、窒素酸化物の発生が想定されるため、選定する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	施設の稼働、廃棄物の運搬に用いる車両の運行により、窒素酸化物の発生が想定されるため、選定する。
			廃棄物の運搬に用いる車両の運行	
	硫黄酸化物	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	施設の稼働により、硫黄酸化物の発生が想定されるため、選定する。
	浮遊粒子状物質	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により、浮遊粒子状物質の発生が想定されるため、選定する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	施設の稼働により、浮遊粒子状物質の発生が想定されるため、選定する。
			廃棄物の運搬に用いる車両の運行	施設の稼働、廃棄物の運搬に用いる車両の運行により、浮遊粒子状物質の発生が想定されるため、選定する。
	粉じん等	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働により、粉じん等の発生が想定されるため、選定する。
	有害物質等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	施設の稼働により、有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）の発生が想定されるため、選定する。
騒音	騒音	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により、騒音の発生が想定されるため、選定する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	施設の稼働、廃棄物の運搬に用いる車両の運行により、騒音の発生が想定されるため、選定する。
			廃棄物の運搬に用いる車両の運行	
振動	振動	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により、振動の発生が想定されるため、選定する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	施設の稼働、廃棄物の運搬に用いる車両の運行により、振動の発生が想定されるため、選定する。
			廃棄物の運搬に用いる車両の運行	
悪臭	悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突からの排出ガス及び施設から悪臭が漏洩する可能性があり、周辺に影響を及ぼすことが想定されるため、選定する。
水質	水の濁り	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	土地の造成等の施工により露出した地表面から降雨時に濁水が発生し、これを排水することにより、放流先（阿武隈川）に影響を及ぼすことが想定されるため、選定する。

表 4-1-2(2) 環境影響評価の項目の選定する理由

影響要素		影響要因		選定する理由
土壌	土壌汚染	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	土地の造成等の施工に伴い発生した土壌の場外への搬出、又は盛土等の施工に伴い土壌の持込みが想定されるため、選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	施設の稼働に伴い排ガスが発生し、周辺土壌に影響を及ぼすことが想定されるため、選定する。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施	建設機械の稼働	工事の実施により、対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、影響を及ぼすことが想定されるため、選定する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
			造成等の施工による一時的な影響	
		土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	地形改変及び施設の存在により、対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び注目すべき生息地が存在した場合、影響を及ぼすことが想定されるため、選定する。
植物	重要な種及び群落	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工による一時的な影響により、対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び植物群落が存在した場合、影響を及ぼすことが想定されるため、選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	地形改変及び施設の存在により、対象事業実施区域及びその周辺に重要な種及び植物群落が存在した場合、影響を及ぼすことが想定されるため、選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施	建設機械の稼働	対象事業実施区域及びその周辺に地域を特徴づける生態系が存在した場合、工事の実施により、影響を及ぼすことが想定されるため、選定する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
			造成等の施工による一時的な影響	
		土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域及びその周辺に地域を特徴づける生態系が存在した場合、地形改変及び施設の存在により、影響を及ぼすことが想定されるため、選定する。

表 4-1-2(3) 環境影響評価の項目の選定する理由

影響要素		影響要因		選定する理由
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設 の存在	対象事業実施区域は既存施設敷地内に位置し、主要な眺望点及び景観資源への直接的な改変は行われない。しかし、施設の存在により、対象事業実施区域周辺に位置する主要な眺望地点からの眺望景観に影響を及ぼすことが想定されるため、選定する。
人と自然との 触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工による一時的な影響により、対象事業実施区域周辺に位置する主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすことが想定されるため、選定する。
			造成等の施工による一時的な影響	
		土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設 の存在	土地又は工作物の存在及び供用により、対象事業実施区域周辺に位置する主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすことが想定されるため、選定する。
			施設の稼働 廃棄物の運搬に用いる車両の運行	
廃棄物等	廃棄物	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	土地の造成等の施工に伴い廃棄物が発生するため、選定する。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	施設の稼働に伴い廃棄物が発生するため、選定する。
	建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	造成等の施工（掘削工事等）に伴い残土が発生するため、選定する。
温室効果ガス等	二酸化炭素	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により、二酸化炭素の発生が想定されるため、選定する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	施設の稼働に伴い二酸化炭素が発生するため、選定する。
			廃棄物の運搬に用いる車両の運行	廃棄物の運搬に用いる車両の運行により、二酸化炭素の発生が想定されるため、選定する。

表 4-1-3 環境影響評価の項目の選定しない理由

影響要素		影響要因		選定しない理由
大気質	粉じん等	工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	対象事業実施区域周辺の道路は舗装されており、車両の走行により、発生する粉じん等の量はわずかであると考えられる。また、土砂運搬車両等の粉じん等の飛散が起りやすい車両には、カバーシートを使用することや、車両のタイヤに付着した泥・土は洗浄し、土砂が周辺にでないような対策を図ることから、周辺への影響は小さいと想定されるため、選定しない。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	施設の稼働による煙突排ガスは、ばいじんの捕集効果が高いバグフィルタを設置することや、飛灰等の積込場所の密閉化等の飛散防止対策を図るため、周辺への影響は小さいと想定されるため、選定しない。
			廃棄物の運搬に用いる車両の運行	施設の稼働に伴い発生する一般廃棄物埋立処分地施設へ運搬する廃棄物は、天蓋付の運搬車両を用いることや灰を湿らせてから運搬する。また、施設外へ搬出する廃棄物等については天蓋付の運搬車両を用いて場外へ搬出する等の飛散防止を行うことで周辺への影響は小さいと想定されるため、選定しない。 さらに、廃棄物運搬車両（パッカー車等）はアスファルト等の舗装道路上を走行するため、土粒子がタイヤ等に付着することはほとんどなく、粉じん等による影響は想定されないため、選定しない。
水質	水の濁り	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	1. 新施設から生じる排水は、新規に設置する場内の排水処理施設で処理を実施する。処理後の排水は、全量を焼却施設で再利用するため、無放流（クローズド）となる。 2. 今回の事業で埋立処分地施設に変更は生じないため、浸出水処理施設からの浸出水処理水の性状の変化は生じない。 3. 雨水排水は、対象事業実施区域内の調整地で処理後に放流する。 以上から、事業による周辺の河川等への影響は小さいと考えられるため、選定しない。
	水の汚れ	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設 の存在 施設の稼働	
	有害物質等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	
地形及び地質	重要な地形及び地質	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	対象事業実施区域は既存施設敷地内に位置し、重要な地形及び地質は存在しないため、選定しない。
放射線の量		工事の実施	建設機械の稼働	対象事業実施区域が位置する本市は、「原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づく原子力災害対策部長指示」による避難指示区域に該当しない。また、対象事業実施区域及びその周辺の現況の放射線量の調査結果は、国が目指す将来の目標値(0.23 μ Sv/h)を下回っているため、選定しない。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
			造成等の施工による一時的な影響	

第 5 章

調査、予測及び評価の手法

第5章 調査、予測及び評価の手法

調査、予測及び評価の手法は、事業特性及び地域特性を踏まえ、「福島県環境影響評価技術指針（平成 11 年 6 月 11 日福島県告示第 589 号）」及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 18 年 9 月）」に基づき選定した。

5-1 大気質

大気質の環境影響要因の区分は、表 5-1-1 に示すとおりである。

表 5-1-1 大気質の環境影響要因

影響要因の区分	細区分
工事の実施	建設機械の稼働
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行

5-1-1 調査手法

1) 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりである。

①大気質の濃度の状況

○一般環境大気

- ・二酸化窒素（窒素酸化物を含む）、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、粉じん等（降下ばいじん）、有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）

○道路沿道大気

- ・二酸化窒素（窒素酸化物を含む）、浮遊粒子状物質

②地上気象の状況

- ・風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量

③上層気象の状況

- ・風向・風速、気温

④道路構造等の状況

⑤主要運搬道路における交通量に係る状況

- ・時間別交通量（大型車、小型車、既存施設における廃棄物の運搬に用いる車両（以下「関連車両」という。））

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、表 5-1-2 に示すとおりである。調査は、既存資料調査及び現地調査により行う。

なお、大気質の濃度の状況の現地調査の手法は、表 5-1-3 に示すとおりである。

表 5-1-2 大気質の濃度の状況等に係る基本的な調査の手法

調査項目		既存資料調査	現地調査
① 大気質の濃度の状況	一般環境大気	一般環境大気測定局（古川、森合）、及び自動車排出ガス測定局（松浪町）の測定データ等を整理する。	表5-1-3に示す各関係告示等に定める方法とする。
	道路沿道大気		
② 地上気象の状況	風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量	梁川地域気象観測所（アメダス）の観測データ等を整理する。	「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）に定める方法とする。
③ 上層気象の状況	風向・風速、気温	—	「高層気象観測指針」（気象庁、平成16年）に基づき、GPSゾンデにより高度1,500mまで観測を行い50mごとに測定する。
④ 道路構造等の状況		—	目視視察、計測による方法とする。
⑤ 主要運搬道路における交通量に係る状況		「道路交通センサス（国土交通省）」等のデータを整理する。	カウンターにより、大型車、小型車、関連車両の時間別交通量を計測する。

注 1) 一般環境大気：二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、粉じん等（降下ばいじん）、有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）

2) 道路沿道大気：二酸化窒素、浮遊粒子状物質

表 5-1-3 大気質の濃度の状況に係る現地調査の手法

調査項目		現地調査
① 大気質の濃度の状況	二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に定める方法とする。
	二酸化硫黄	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に定める方法とする。
	浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に定める方法とする。
	粉じん等（降下ばいじん）	ダストジャーによる補集方法（分析は「衛生試験法」に定める方法）とする。
	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年、環境庁大気保全局）に定める方法とする。
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）に定める方法とする。
	水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年3月環境省）に定める方法とする。

3) 調査地域

調査地域は、表 5-1-4 に示すとおりである。

大気質の濃度の状況（一般環境大気）の調査地域の設定については、事前拡散検討を行った。事前拡散検討は、類似事例を基に梁川地域気象観測所（対象事業実施区域から東北島側に約 4.0km）の気象データ（令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）を用いて、大気の拡散式（プルーム式、パフ式）に基づく理論計算を行った。

検討の結果、最大着地濃度発生距離が南西側へ約 600m となることから、概ね 2 倍の距離（1,200m）を十分に含む範囲として、対象事業実施区域を中心とする半径 2km を調査地域とする。

表 5-1-4 大気質等の濃度の状況等の調査地域

調査項目		調査地域
①大気質の濃度の状況	一般環境大気	対象事業実施区域の中心から半径2kmの範囲
	道路沿道大気	資材及び機械の運搬に用いる車両及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルート及びその周辺
②地上気象の状況		対象事業実施区域及びその周辺
③上層気象の状況		対象事業実施区域及びその周辺
④道路構造等の状況		資材及び機械の運搬に用いる車両及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルート及びその周辺
⑤主要運搬道路における交通量に係る状況		資材及び機械の運搬に用いる車両及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルート及びその周辺

4) 調査地点

調査地点は、表 5-1-5 及び図 5-1-1～図 5-1-2 に示すとおりである。また、大気質の濃度の状況の調査地点別の調査対象項目は、表 5-1-6 に示すとおりである。

表 5-1-5 大気質等の濃度の状況等の調査地点

調査項目		既存資料調査	現地調査
①大気質の濃度の状況	一般環境大気	一般局（古川、森合）とする。	対象事業実施区域の1地点、対象事業実施区域周辺の4地点とする。 なお、粉じん等（降下ばいじん）の測定は対象事業実施区域のみとする。
	道路沿道大気	自排局（松浪町）とする。	資材及び機械の運搬及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルート上の2地点とする。
②地上気象の状況		梁川地方気象台、一般環境大気測定局（古川、森合）及び自動車排出ガス測定局（松浪町）とする。	対象事業実施区域の1地点とする。
③上層気象の状況		—	対象事業実施区域の1地点とする。
④道路構造等の状況		—	資材及び機械の運搬及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルート上の2地点とする。
⑤主要運搬道路における交通量に係る状況		対象事業実施区域周辺の道路交通センサスの調査地点とする。	

注 1) 一般環境大気：二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、粉じん等（降下ばいじん）、有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）

道路沿道大気：二酸化窒素、浮遊粒子状物質

2) 大気質の濃度の状況の現地調査の測定高さは、二酸化窒素、二酸化硫黄、有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）は地上1.5mとし、浮遊粒子状物質及び粉じん等（降下ばいじん）は地上3mとする。

表 5-1-6 大気質等の濃度の状況の調査地点別の調査対象項目

調査地点			二酸化窒素	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	粉じん等 (降下ばいじん)	塩化水素	ダイオキシン類	水銀
既存資料調査	一般局	古川測定局	○		○				
		森合測定局	○	○	○				
	自排局	松浪町測定局	○						
現地調査	一般環境大気	E1 (対象事業実施区域)	○	○	○	○	○	○	○
		E2～E5	○	○	○		○	○	○
	道路沿道大気	T1～T2	○		○				

注)「○」は調査実施項目を示す。

表 5-1-7 現地調査地点の設定根拠

調査項目		調査地点	設定根拠
①大気質の濃度の状況	一般環境大気	E1 (対象事業実施区域)	対象事業実施区域を代表する地点
		E2 (桑折町消防団第3分団第2部) 対象事業実施区域から北北西側に約1,200m	対象事業実施区域周辺を代表する地点であり、最大着地濃度出現地点を含む範囲で選定した。
		E3 (伊達市消防団梁川支団第2分団第2部) 対象事業実施区域から東南東側に約2,500m	
		E4 (伊達市消防団保原支団第5分団第7部) 対象事業実施区域から南側に約1,300m	
		E5 (桑折町消防団第3分団第3部) 対象事業実施区域から西南西側に約1,100m	
	道路沿道大気	T1 (県道33号) 県北清掃会館 T2 (桑折ピーチライン) 砂子沢上水場跡地	資材及び機械の運搬及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルートであり、住宅地が隣接する地点
②地上気象の状況		G1 (対象事業実施区域)	対象事業実施区域を代表する地点
③上層気象の状況		U1 (対象事業実施区域)	対象事業実施区域を代表する地点
④道路構造等の状況		道路沿道大気と同様とする。	道路沿道大気と同様とする。
⑤主要運搬道路における交通量に係る状況		道路沿道大気と同様とする。	道路沿道大気と同様とする。

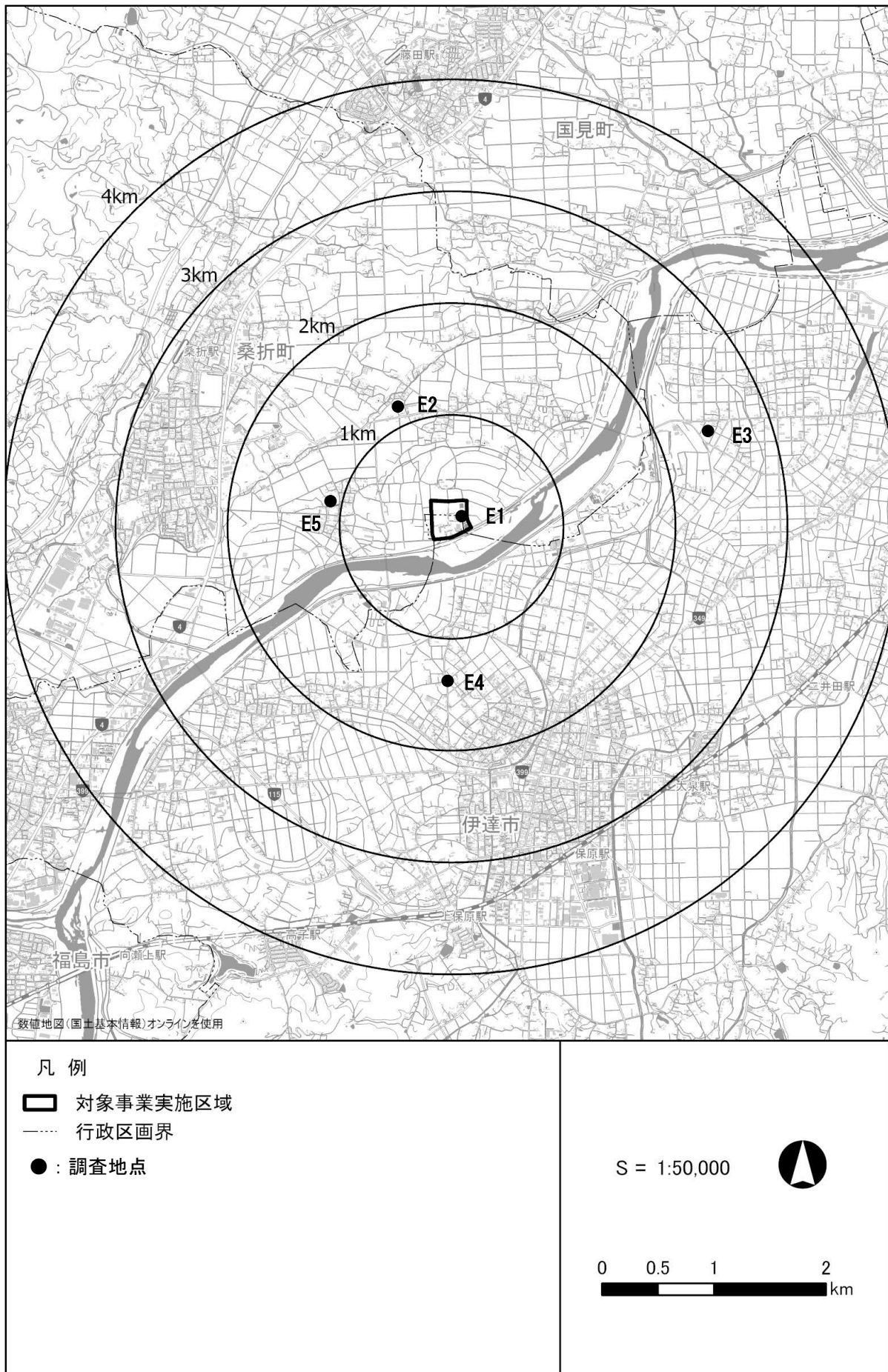


図 5-1-1(1) 大気質の調査地点（環境大気）

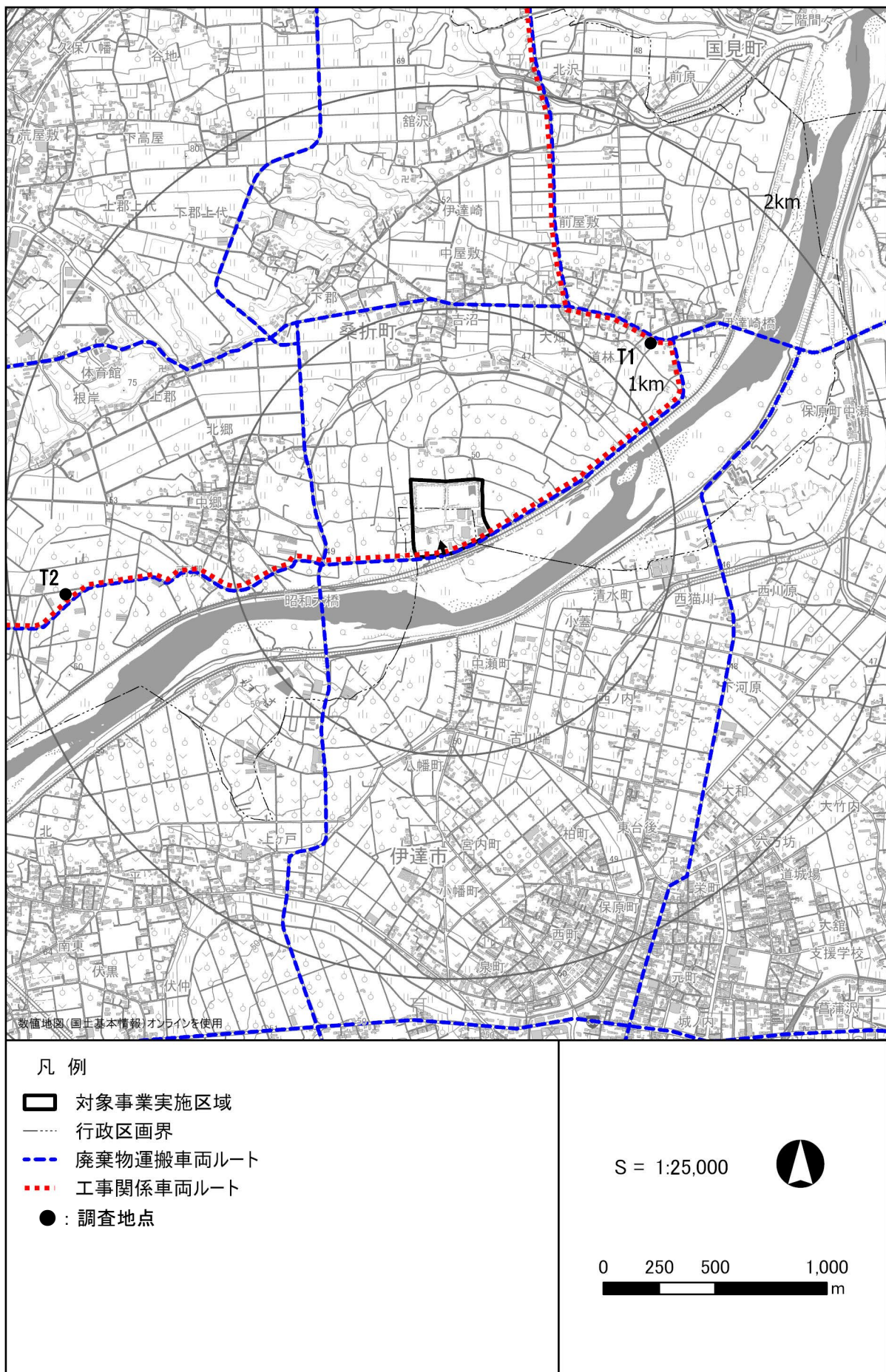


図 5-1-1 (2) 大気質の調査地点（沿道大気）



図 5-1-2 気象調査等の調査地点

5) 調査期間等

調査期間等は、表 5-1-8 に示すとおりである。

表 5-1-8 大気質の濃度の状況等の調査期間等

項目		既存資料調査	現地調査
①大気質の濃度の状況	一般環境大気	最新の資料とする。	4季（各7日間）
	道路沿道大気		4季（各7日間）
②地上気象の状況		最新の資料とする。	1年間 ※対象事業実施区域内の1地点
③上層気象の状況		—	4季（各7日間） ※1日8回放球
④道路構造等の状況		—	1回
⑤主要運搬道路における交通量に係る状況		最新の資料とする。	平日・土曜日の各1日（24時間）

5-1-2 予測の手法

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、表 5-1-9 に示すとおりである。

表 5-1-9 予測の基本的な手法

影響要因		予測項目	予測手法
工事の実施	建設機械の稼働	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	工事計画から建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、大気拡散式（ブルーム、パフ式）により予測する。
	建設機械の稼働	粉じん等（降下ばいじん）	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に示される予測計算式により予測する。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	工事計画から車両台数を設定し、大気拡散式（ブルーム、パフ式）により予測する。
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）	「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（平成12年12月、公害研究対策センター）に示される大気拡散式等により長期平均濃度、短期平均濃度を予測する。
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	事業計画から車両台数を設定し、大気拡散式（ブルーム、パフ式）により予測する。

2) 予測地域

大気質の拡散の特性を踏まえ、大気質の影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域を予測地域とする。

3) 予測地点

予測地点は、表 5-1-10 に示すとおりである。

なお、各予測項目の予測高さは、地上 1.5m 又は 3.0m とする。

表 5-1-10 予測地点

影響要因		予測項目	予測地点
工事の実施	建設機械の稼働	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	建設機械の稼働に伴う大気質の最大着地濃度地点とする。
		粉じん等（降下ばいじん）	建設機械の稼働に伴う粉じんの最大着地濃度地点とする。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	資材及び機械を運搬する車両が走行するルート上の2地点（図5-1-1(2)に示す現地調査と同様とする）。
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）	施設の稼働に伴う大気質の最大着地濃度地点とする。
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	廃棄物を運搬する車両が走行するルート上の2地点（図5-1-1(2)に示す現地調査と同様とする）。

注）予測高さは、二酸化窒素、二酸化硫黄、有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）は地上1.5mとし、浮遊粒子状物質及び粉じん等（降下ばいじん）は地上3mとする。

4) 予測対象時期等

予測対象時期等は、表 5-1-11 に示すとおりである。

表 5-1-11 予測対象時期等

影響要因		予測項目	予測対象時期等
工事の実施	建設機械の稼働	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、建設機械による年間の汚染物質排出量が最大となる時期とする。
		粉じん等（降下ばいじん）	建設機械の稼働台数が最大となる時期とする。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	資材及び機械の運搬に用いる車両による年間の汚染物質排出量が最大となる時期とする。
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）	施設の稼働が定常の運転状態となる時期とする。
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行	二酸化窒素、浮遊粒子状物質	施設の稼働が定常の運転状態となる時期とする。

5-1-3 評価の手法

1) 環境影響の回避・低減に関する評価

大気質（二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、粉じん等（降下ばいじん）、有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）に係る環境への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じてその他の方法も加えて、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2) 環境保全の基準又は目標との整合性

大気質（二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、粉じん等（降下ばいじん）、有害物質等（塩化水素、ダイオキシン類、水銀）に係る環境基準等との整合が図られているかを検討する。

5-2 騒音

騒音の環境影響要因の区分は、表 5-2-1 に示すとおりである。

表 5-2-1 騒音の環境影響要因

影響要因の区分	細区分
工事の実施	建設機械の稼働
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行

5-2-1 調査手法

1) 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりである。

- ①騒音の状況
 - ・環境騒音、道路交通騒音
- ②地表面の状況
- ③沿道の状況
 - ・沿道の住居等の分布
- ④道路構造等の状況
- ⑤主要運搬道路における交通量に係る状況
 - ・時間別交通量（大型車、小型車、関連車両）

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、表 5-2-2 に示すとおりである。

調査は、既存資料調査及び現地調査により行う。なお、騒音の状況の現地調査の測定高さは、地上 1.2m とする。

表 5-2-2 騒音の状況等に係る基本的な調査の手法

調査項目		既存資料調査	現地調査
①騒音の状況	環境騒音	福島県等の調査結果を整理する。	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第 64 号)に定める方法とする。
	道路交通騒音		
②地表面の状況		—	現地踏査による方法とする。
③沿道の状況		—	現地踏査による方法とする。
④道路構造等の状況		—	目視視察、計測による方法とする。
⑤主要運搬道路における交通量に係る状況		「道路交通センサス(国土交通省)」等のデータを整理する。	カウンター、ビデオカメラにより、大型車、小型車、関連車両の時間別交通量を計測する。

3) 調査地域

調査地域は、表 5-2-3 に示すとおりである。

表 5-2-3 騒音の状況等の調査地域

調査項目		調査地域
①騒音の状況	環境騒音	対象事業実施区域及びその周辺
	道路交通騒音	資材及び機械の運搬及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルート及びその周辺
②地表面の状況		対象事業実施区域及びその周辺
③沿道の状況		資材及び機械の運搬及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルート及びその周辺
④道路構造等の状況		
⑤主要運搬道路における交通量に係る状況		

4) 調査地点

調査地点は、表 5-2-4 及び図 5-2-1 に示すとおりである。また、現地調査地点の設定根拠については、表 5-2-5 に示すとおりである。

表 5-2-4 騒音の状況等の調査地点

調査項目		既存資料調査	現地調査
①騒音の状況	環境騒音	福島県等で実施している地点とする。	対象事業実施区域敷地境界の4地点とする。
	道路交通騒音		資材及び機械の運搬及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルート上の2地点とする。
②地表面の状況		—	対象事業実施区域及びその周辺とする。
③沿道の状況		—	資材及び機械の運搬及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルート上の2地点とする。
④道路構造等の状況		—	
⑤主要運搬道路における交通量に係る状況		対象事業実施区域周辺の道路交通センサスの調査地点とする。	

表 5-2-5 現地調査地点の設定根拠

調査項目		調査地点	設定根拠
①騒音の状況	環境騒音	S1（対象事業実施区域敷地境界, 北側）	建設機械の稼働及び施設の稼働による影響が大きいと想定される対象事業実施区域敷地境界の地点とする。
		S2（対象事業実施区域敷地境界, 東側）	
		S3（対象事業実施区域敷地境界, 南側）	
		S4（対象事業実施区域敷地境界, 西側）	
	道路交通騒音	T1（県道33号）県北清掃会館	資材及び機械の運搬及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルートであり、住宅地等が隣接する地点とする。
		T2（桑折ピーチライン）砂子沢上水場跡地	

5) 調査期間等

調査期間等は、表 5-2-6 に示すとおりである。

表 5-2-6 騒音の状況等の調査期間等

項目		既存資料調査	現地調査
①騒音の状況	環境騒音	最新の資料とする。	平日・休日の各1日（24時間）
	道路交通騒音		平日・休日の各1日（24時間）
②地表面の状況		—	騒音の状況と同時期
③沿道の状況		—	
④道路構造等の状況		—	
⑤主要運搬道路における交通量に係る状況		最新の資料とする。	道路交通騒音と同時期

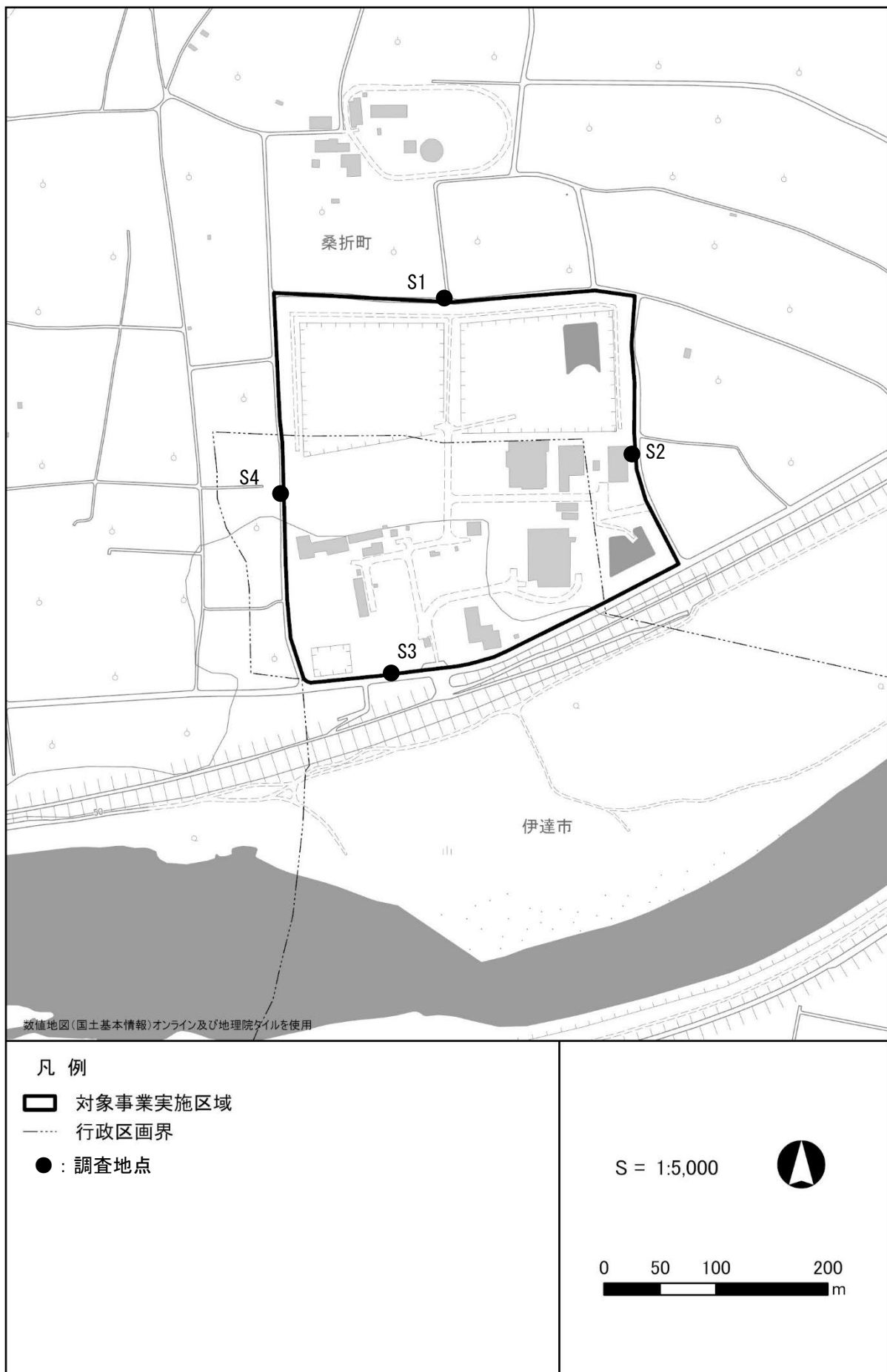
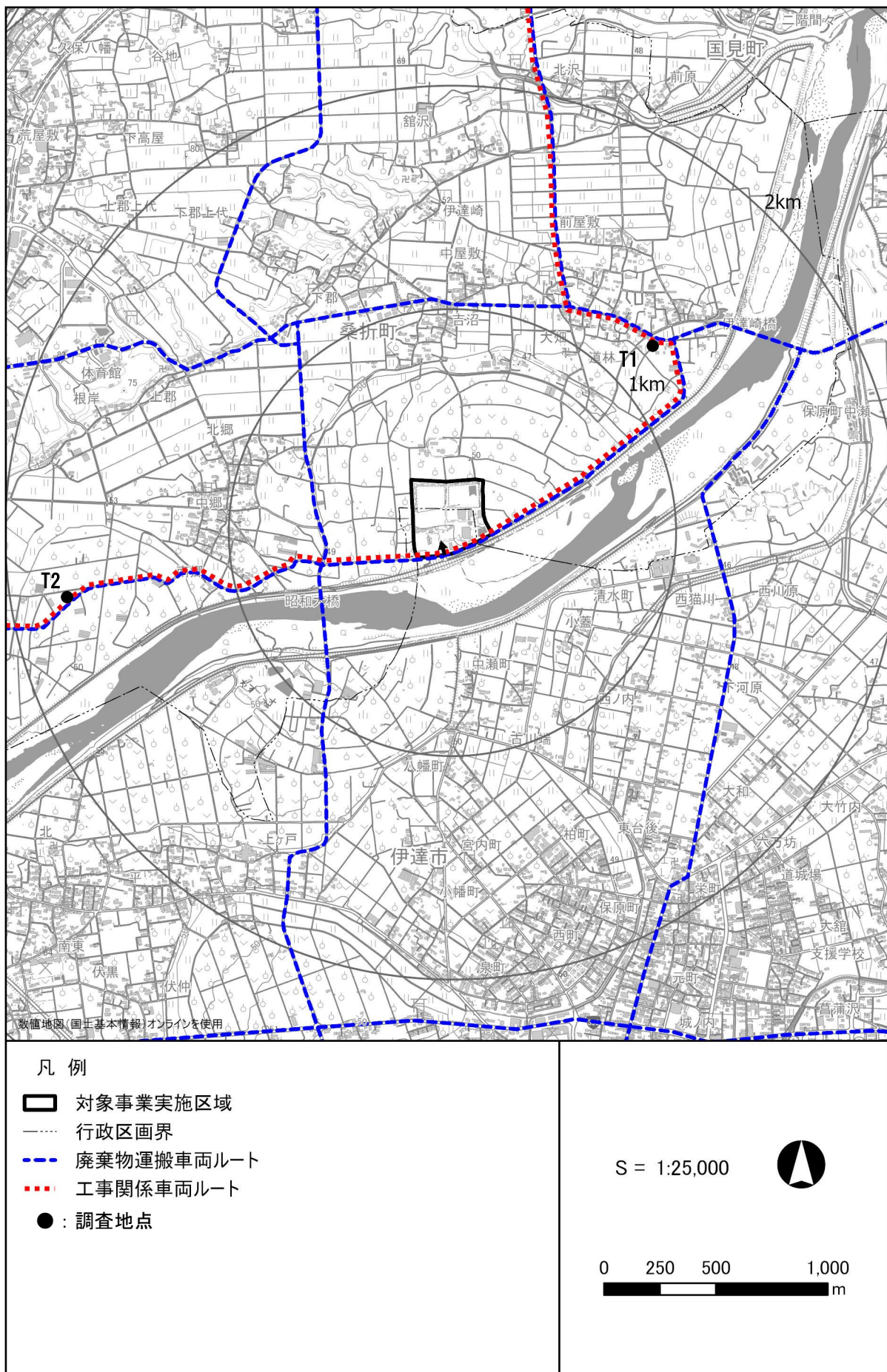


図 5-2-1 (1) 騒音等の調査地点（環境騒音・振動）



5-2-2 予測の手法

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、表 5-2-7 に示すとおりである。

表 5-2-7 予測の基本的な手法

影響要因		予測項目	予測手法
工事の実施	建設機械の稼働	騒音レベル	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省他)に基づき、音の伝搬理論に基づく予測式を用いて予測する。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		「ASJ RTN-Model 2018」(日本音響学会)に基づき、音の伝搬理論に基づく予測式を用いて予測する。
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働		音の伝搬理論に基づく予測計算式により、予測する。
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行		「ASJ RTN-Model 2018」(日本音響学会)に基づき、音の伝搬理論に基づく予測式を用いて予測する。

2) 予測地域

騒音の影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域を予測地域とする。

3) 予測地点

予測地点は、表 5-2-8 に示すとおりである。

なお、騒音レベルの予測高さは、地上 1.2m とする。

表 5-2-8 予測地点

影響要因		予測項目	予測地点
工事の実施	建設機械の稼働	騒音レベル	敷地境界(現地調査と同様)の4地点とする(図5-2-1(1)参照)。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		資材及び機械を運搬する車両が走行するルート上の2地点(図5-2-1(2)に示す現地調査と同様とする。)
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働		敷地境界(現地調査と同様)の4地点とする(図5-2-1(1)参照)。
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行		廃棄物を運搬する車両が走行するルート上の2地点(図5-2-1(2)に示す現地調査と同様とする。)

4) 予測対象時期等

予測対象時期等は、表 5-2-9 に示すとおりである。

表 5-2-9 予測対象時期等

影響要因		予測項目	予測対象時期等
工事の実施	建設機械の稼働	騒音レベル	工事の種類や使用建設機械の種類、台数から、周辺環境への影響が大きくなると想定される時期とする。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		資材及び機械の運搬に用いる車両台数が最大となる時期とする。
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働		施設の稼働が定常の運転状態となる時期とする。
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行		

5-2-3 評価の手法

1) 環境影響の回避・低減に関する評価

騒音に係る環境影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じてその他の方法も加えて、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2) 環境保全の基準又は目標との整合性

騒音に係る環境基準等との整合が図られているかを検討する。

5-3 振動

振動の環境影響要因の区分は、表 5-3-1 に示すとおりである。

表 5-3-1 振動の環境影響要因

影響要因の区分	細区分
工事の実施	建設機械の稼働
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行

5-3-1 調査手法

1) 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりである。

- ①振動の状況
 - ・環境振動、道路交通振動
- ②地盤の状況
 - ・地盤の状況、地盤卓越振動数
- ③沿道の状況
 - ・沿道の住居等の分布
- ④道路構造等の状況
- ⑤主要運搬道路における交通量に係る状況
 - ・時間別交通量（大型車、小型車、関連車両）

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、表 5-3-2 に示すとおりである。調査は、既存資料調査及び現地調査により行う。

表 5-3-2 振動の状況等に係る基本的な調査の手法

調査項目		既存資料調査	現地調査
①振動の状況	環境振動	福島県等の調査結果を整理する。	「振動規制法施行規則」（昭和51年11月総理府令第58号）及び「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」に定める方法とする。
	道路交通振動		
②地表面の状況		「土地分類基本調査」等を整理する。	大型車単独走行時10台の振動加速度レベルを1/3オクターブバンド分析器により測定し、地盤卓越振動数を把握する。
③沿道の状況		—	現地踏査による方法とする。
④道路構造等の状況		—	目視視察、計測による方法とする。
⑤主要運搬道路における交通量に係る状況		「道路交通センサス（国土交通省）」等のデータを整理する。	カウンターにより、大型車、小型車、関連車両の時間別交通量を計測する。

3) 調査地域

調査地域は、表 5-3-3 に示すとおりである。

表 5-3-3 振動の状況等の調査地域

調査項目		調査地域
①振動の状況	環境振動	対象事業実施区域及びその周辺
	道路交通振動	資材及び機械の運搬及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルート及びその周辺
②地表面の状況		対象事業実施区域及びその周辺
③沿道の状況		資材及び機械の運搬及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルート及びその周辺
④道路構造等の状況		
⑤主要運搬道路における交通量に係る状況		

4) 調査地点

調査地点は、表 5-3-4 及び図 5-2-1 に示すとおりである。また、現地調査地点の設定根拠については、表 5-3-5 に示すとおりである。

表 5-3-4 振動の状況等の調査地点

調査項目		既存資料調査	現地調査
①振動の状況	環境振動	福島県等で実施している地点とする。	対象事業実施区域敷地境界の4地点とする（騒音と同地点）。
	道路交通振動		資材及び機械の運搬及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルート上の2地点とする（騒音と同地点）。
②地表面の状況		—	対象事業実施区域及びその周辺とする。
③沿道の状況		—	資材及び機械の運搬及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルート上の2地点とする（騒音と同地点）。
④道路構造等の状況		—	
⑤主要運搬道路における交通量に係る状況		対象事業実施区域周辺の道路交通センサスの調査地点とする。	

表 5-3-5 現地調査地点の設定根拠

調査項目		調査地点	設定根拠
①振動の状況	環境騒音	S1（対象事業実施区域敷地境界，北側）	建設機械の稼働及び施設の稼働による影響が大きいと想定される対象事業実施区域敷地境界の地点とする。
		S2（対象事業実施区域敷地境界，東側）	
		S3（対象事業実施区域敷地境界，南側）	
		S4（対象事業実施区域敷地境界，西側）	
	道路交通騒音	T1（県道33号）県北清掃会館	資材及び機械の運搬及び廃棄物の運搬に用いる車両の主要な走行ルートであり、住宅地等が隣接する地点とする。
		T2（桑折ピーチライン）砂子沢上水場跡地	

5) 調査期間等

調査期間等は、表 5-3-6 に示すとおりである。

表 5-3-6 振動の状況等の調査期間等

項目		既存資料調査	現地調査
①振動の状況	環境振動	最新の資料とする。	平日・休日の各1日（24時間）
	道路交通振動		平日・休日の各1日（24時間）
②地表面の状況		—	振動の状況と同時期
③沿道の状況		—	
④道路構造等の状況		—	
⑤主要運搬道路における交通量に係る状況		最新の資料とする。	道路交通振動と同時期

5-3-2 予測の手法

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、表 5-3-7 に示すとおりである。

表 5-3-7 予測の基本的な手法

影響要因		予測項目	予測手法
工事の実施	建設機械の稼働	振動レベル	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省他)に基づき、振動の伝搬理論に基づく予測式を用いて予測する。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省他)に基づき、振動の伝搬理論に基づく予測式を用いて予測する。
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働		振動の伝搬理論に基づく予測計算式により、予測する。
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行		「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省他)に基づき、振動の伝搬理論に基づく予測式を用いて予測する。

2) 予測地域

振動の影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域を予測地域とする。

3) 予測地点

予測地点は、表 5-3-8 に示すとおりである。

表 5-3-8 予測地点

影響要因		予測項目	予測地点
工事の実施	建設機械の稼働	振動レベル	敷地境界（現地調査と同様）の4地点とする（図5-2-1(1)参照）。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		資材及び機械を運搬する車両が走行するルート上の2地点（図5-2-1(2)に示す現地調査と同様とする。）
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働		敷地境界（現地調査と同様）の4地点とする（図5-2-1(1)参照）。
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行		廃棄物を運搬する車両が走行するルート上の2地点（図5-2-1(2)に示す現地調査と同様とする。）

4) 予測対象時期等

予測対象時期等は、表 5-3-9 に示すとおりである。

表 5-3-9 予測対象時期等

影響要因		予測項目	予測対象時期等
工事の実施	建設機械の稼働	振動レベル	工事の種類や使用建設機械の種類、台数から、周辺環境への影響が大きくなると想定される時期とする。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		資材及び機械の運搬に用いる車両台数が最大となる時期とする。
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働		施設の稼働が定常の運転状態となる時期とする。
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行		

5-3-3 評価の手法

1) 環境影響の回避・低減に関する評価

振動に係る環境影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じてその他の方法も加えて、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2) 環境保全の基準又は目標との整合性

振動に係る規制基準等との整合性が図られているかを検討する。

5-4 悪臭

悪臭の環境影響要因の区分は、表 5-4-1 に示すとおりである。

表 5-4-1 悪臭の環境影響要因

影響要因の区分	細区分
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働

5-4-1 調査手法

1) 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりである。

①悪臭の状況

- ・特定悪臭物質 22 項目、臭気指数（臭気濃度）

※特定悪臭物質 22項目：アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、ニ硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

②気象の状況

- ・風向・風速、気温・湿度

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、表 5-4-2 に示すとおりである。調査は、既存資料調査及び現地調査により行う。

表 5-4-2 悪臭の状況等に係る基本的な調査の手法

調査項目		既存資料調査	現地調査
①悪臭の状況	特定悪臭物質 22項目	—	「悪臭防止法」に定める方法により、特定悪臭物質及び臭気指数を測定する。
	臭気指数		
②気象の状況		「5-1大気質」の項の「地上気象の状況」及び「上層気象の状況」と同様とする（表5-1-2参照）。	

3) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。

4) 調査地点

調査地点は、表 5-4-3 及び図 5-4-1 示すとおりである。また、現地調査地点の設定根拠については、表 5-4-4 に示すとおりである。

表 5-4-3 悪臭の状況等の調査地点

調査項目	既存資料調査	現地調査
①悪臭の状況	—	対象事業実施区域敷地境界の2地点（風下側、風上側）、対象事業実施区域周辺の4地点（一般環境大気質と同様の地点）とする。
②気象の状況	「5-1大気質」の項の「地上気象の状況」及び「上層気象の状況」と同様とする（表5-1-6参照）。	

表 5-4-4 現地調査地点の設定根拠

調査項目	調査地点	設定根拠
①悪臭の状況	A1 (対象事業実施区域敷地境界)【風上側】	対象事業実施区域の状況を代表する2地点 ※臭気は、風により拡散されるため、調査日の風向における風上側、風下側を調査地点とする。
	A2 (対象事業実施区域敷地境界)【風下側】	
	A3 (対象事業実施区域周辺)【一般環境大気質調査地点;E2】	対象事業実施区域周辺の4地点 ※悪臭は、大気質の拡散と同様の挙動を示すため一般環境大気質の調査地点であるE2, E3, E4, E5と同様とする。
	A4 (対象事業実施区域周辺)【一般環境大気質調査地点;E3】	
	A5 (対象事業実施区域周辺)【一般環境大気質調査地点;E4】	
	A6 (対象事業実施区域周辺)【一般環境大気質調査地点;E5】	

5) 調査期間等

調査期間等は、表 5-4-5 に示すとおりである。

表 5-4-5 悪臭の状況等の調査期間等

項目	既存資料調査	現地調査
①悪臭の状況	—	2季（夏季、冬季）各1回
②気象の状況	「5-1大気質」の項の「地上気象の状況」及び「上層気象の状況」と同様とする（表5-1-9参照）。	



図 5-4-1 悪臭の調査地点

5-4-2 予測の手法

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、表 5-4-6 に示すとおりである。

表 5-4-6 予測の基本的な手法

影響要因		予測項目	予測手法
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響		事業計画の内容及び環境保全措置の内容を考慮して、定性的に予測する。
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	特定悪臭物質 22項目 臭気指数	煙突排出ガスからの悪臭の影響について、施設の稼働に伴う大気質と同様に拡散計算により、複合臭気を代表して臭気指数を予測する。 また、施設からの悪臭の漏洩について、類似施設の調査の結果、施設の配置計画及び悪臭の漏洩対策の内容から、影響の程度を把握する。

2) 予測地域

悪臭の拡散の特性を踏まえ、悪臭の影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域を予測地域とする。

3) 予測地点

予測地点は、悪臭の拡散の特性を踏まえ、調査地点を予測地点とする。

4) 予測対象時期等

予測対象時期等は、表 5-4-7 に示すとおりである。

表 5-4-7 予測対象時期等

影響要因		予測項目	予測対象時期等
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	特定悪臭物質22項目 臭気指数	施設の稼働が定常となる時期とする。

5-4-3 評価の手法

1) 環境影響の回避・低減に関する評価

悪臭に係る環境への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じてその他の方法も加えて、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2) 環境保全の基準又は目標との整合性

悪臭に係る規制基準等との整合性が図られているかを検討する。

5-5 水質

水質の環境影響要因の区分は、表 5-5-1 に示すとおりである。

表 5-5-1 水質の環境影響要因

影響要因の区分	細区分
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響

5-5-1 調査手法

1) 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりである。

①水質の状況

- ・調査項目は、表 5-5-2 に示すとおりである。

表 5-5-2 生活環境項目及び健康項目

項目	調査項目
水の濁り	浮遊物質（SS）、濁度、電気伝導度（EC）、水素イオン濃度（pH） 土壌沈降試験

②流れの状況

- ・水温、気温、臭気、外観、透視度、流量

③気象の状況

- ・降水量

④土質の状況

- ・土粒子の性状

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、表 5-5-3 に示すとおりである。調査は、既存資料調査及び現地調査により行う。

表 5-5-3 水質の状況等に係る基本的な調査の手法

調査項目		既存資料調査	現地調査
①水質の状況	水の濁り	福島県等の調査結果を整理する。	「水質調査法」、「水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法とする。
②流れの状況		—	現地測定による方法とする。
③気象の状況		福島地方気象台とする。	—
④土質の状況		—	土壌沈降試験により土質の状況を把握する。

3) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。

4) 調査地点

調査地点は、表 5-5-4 及び図 5-5-1 に示すとおりである。また、現地調査地点の設定根拠については、表 5-5-5 に示すとおりである。

表 5-5-4 水質の状況等の調査地点

調査項目	既存資料調査	現地調査
①水質の状況	福島県等で実施している地点とする。	排水の放流河川・水路の3地点とする。
②流れの状況		
③気象の状況	福島地方気象台とする。	—
④土質の状況	—	対象事業実施区域内の2地点とする。

表 5-5-5 現地調査地点の設定根拠

調査項目	調査地点	設定根拠
①水質の状況 ②流れの状況	W1（上流側）	対象実施区域からの排水が流入する（阿武隈川）の2地点（上流側、下流側）及び排水路出口とする。
	W2（下流側）	
	W3（排水口）	
④土質の状況	C1（対象事業実施区域内）	対象事業実施区域内の土質を代表する2地点とする。
	C2（対象事業実施区域内）	

5) 調査期間等

調査期間等は、表 5-5-6 に示すとおりである。

表 5-5-6 水質の状況等の調査期間等

調査項目	既存資料調査	現地調査
①水質の状況 水の濁り	最新の資料とする。	降雨時：2回（1回につき3検体程度を測定）
②流れの状況	最新の資料とする。	降雨時：2回（1回につき3検体程度を測定）
③気象の状況	最新の資料とする。	—
④土質の状況	—	年1回

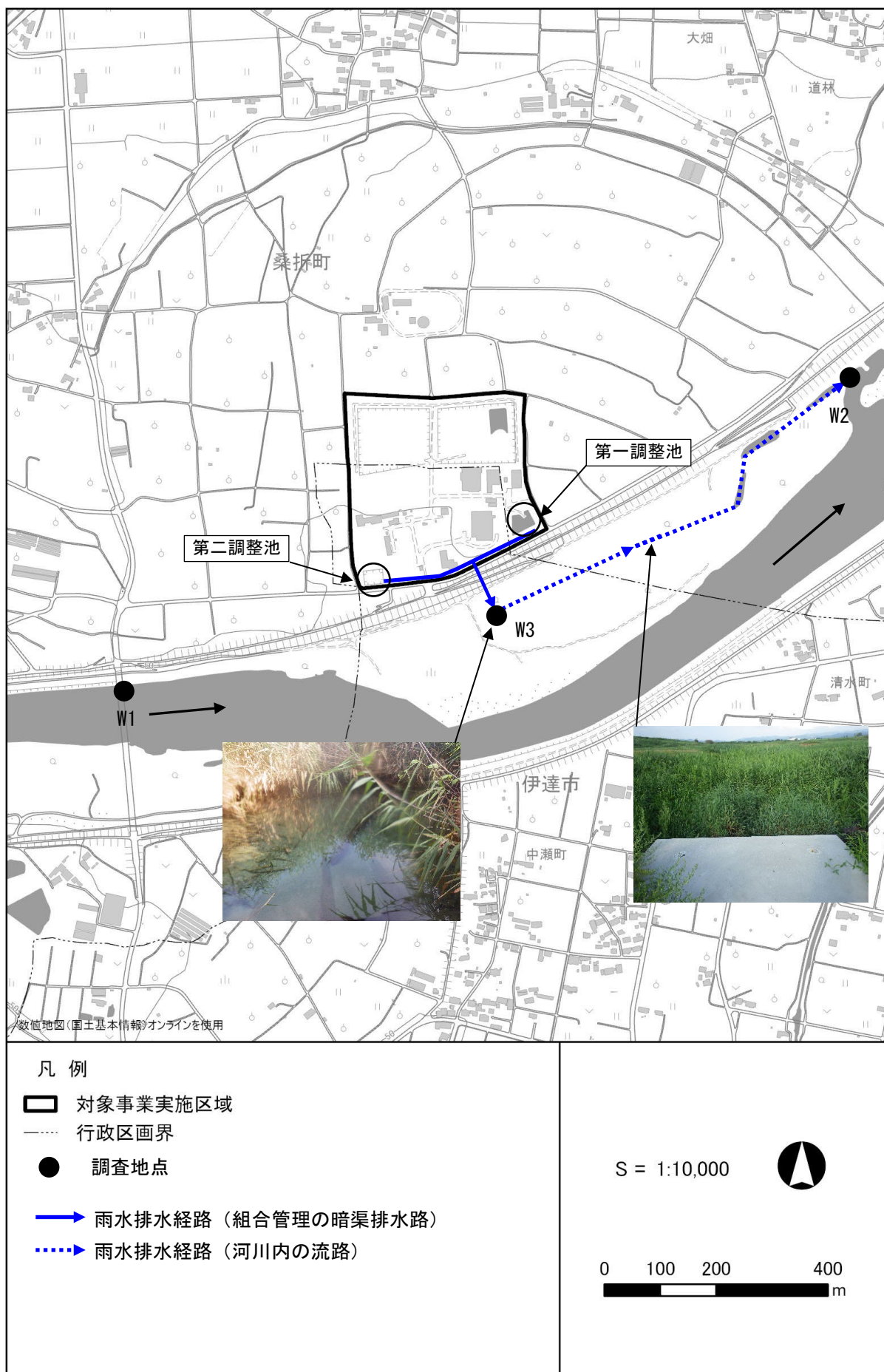


図 5-5-1 (1) 水質の調査地点



図 5-5-1 (2) 土質の調査地点

5-5-2 予測の手法

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、表 5-5-7 に示すとおりである。

表 5-5-7 予測の基本的な手法

影響要因		予測項目		予測手法
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	水の濁り	浮遊物質量	事業計画より、想定される排水量、排水濃度等を設定し、完全混合式等を用いて定量的に予測する。

2) 予測地域

水質の影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域を予測地域とする。

3) 予測地点

予測地点は、対象事業実施区域からの排水が放流される河川・水路の 2 地点とする。

4) 予測対象時期等

予測対象時期等は、表 5-5-8 に示すとおりである。

表 5-5-8 予測対象時期等

影響要因		予測項目		予測対象時期等
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	水の濁り	浮遊物質量	造成工事等による水質への影響が最大となる時期とする。

5-5-3 評価の手法

1) 環境影響の回避・低減に関する評価

水質に係る環境影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じてその他の方法も加えて、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2) 環境保全の基準又は目標との整合性

水質に係る環境基準等との整合性が図られているかを検討する。

5-6 土壌

土壌の環境影響要因の区分は、表 5-6-1 に示すとおりである。

表 5-6-1 土壌の環境影響要因

影響要因の区分	細区分
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働

5-6-1 調査手法

1) 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりである。

①土壌の有害物質等の濃度の状況

・環境基準項目、ダイオキシン類

※環境基準項目：

カドミウム、全シアン、有機リン（りん）、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

②土地利用の地歴の状況

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、表 5-6-2 に示すとおりである。調査は、既存資料調査及び現地調査により行う。

表 5-6-2 土壌の有害物質等の状況等に係る基本的な調査の手法

調査項目	既存資料調査	現地調査
①土壌の有害物質等の濃度の状況	—	「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」に定める方法とする。
②土地利用の地歴の状況	最新の資料とする。	—

3) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。

4) 調査地点

調査地点は、表 5-6-3 に示すとおりである。また、現地調査地点の設定根拠については、表 5-6-4 に示すとおりである。

表 5-6-3 土壌の有害物質等の濃度の状況等の調査地点

調査項目	既存資料調査	現地調査
①土壌の有害物質等の濃度の状況	—	対象事業実施区域周辺の4地点（図5-1-1(1)に示す大気質等の現地調査と同様）及び対象事業実施区域内の2地点とする。

注) 対象事業実施区域周辺の 4 地点は、ダイオキシン類のみの調査とする。

表 5-6-4 現地調査地点の設定根拠

調査項目	調査地点	設定根拠
①土壌の有害物質等の濃度の状況	D1（対象事業実施区域内）	事業計画より土地の改変が想定される地点とした。
	D2（対象事業実施区域内）	
	D3（対象事業実施区域周辺） 【一般環境大気質調査地点;E2】	対象事業実施区域周辺を代表する地点であり、最大着地濃度出現地点を含む範囲で選定した地点。
	D4（対象事業実施区域周辺） 【一般環境大気質調査地点;E3】	
	D5（対象事業実施区域周辺） 【一般環境大気質調査地点;E4】	
	D6（対象事業実施区域周辺） 【一般環境大気質調査地点;E5】	

5) 調査期間等

調査期間等は、表 5-6-5 に示すとおりである。

表 5-6-5 土壌の有害物質等の濃度の状況等の調査期間等

調査項目	既存資料調査	現地調査
①土壌の有害物質等の濃度の状況	—	1回
②土地利用の地歴の状況	最新の資料とする。	—



図 5-6-1 (1) 土壌の調査地点 (事業実施区域内)

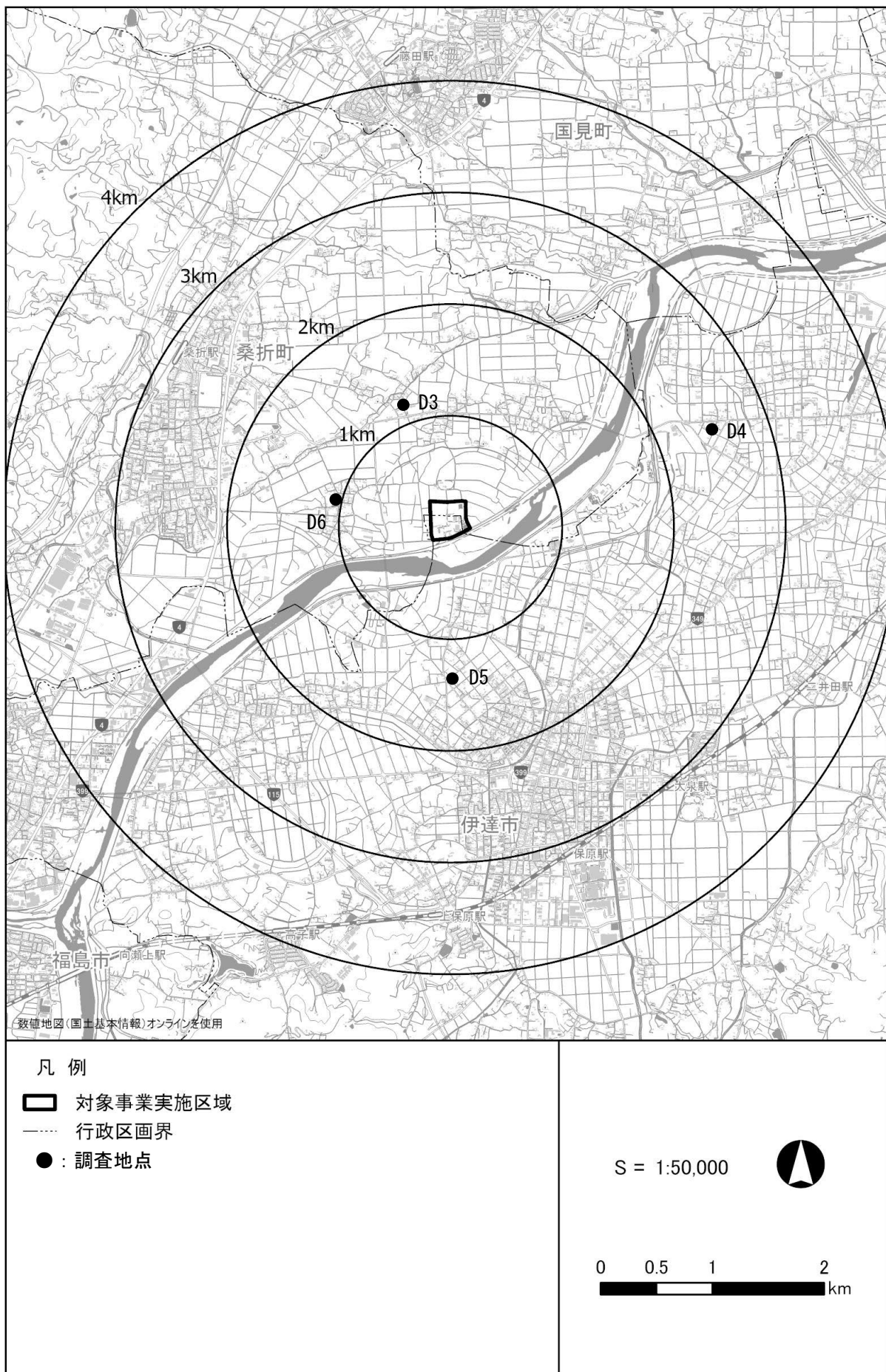


図 5-6-1 (2) 土壌の調査地点（事業実施区域周辺）

5-6-2 予測の手法

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、表 5-6-6 に示すとおりである。

表 5-6-6 予測の基本的な手法

影響要因		予測項目		予測手法
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	土壌汚染	環境基準項目、ダイオキシン類	現況調査結果及び建設工事に伴って発生する建設発生土の量の処理・処分方法を検討し、施工計画の内容から予測する。
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	土壌汚染	環境基準項目、ダイオキシン類	既存資料、大気質の予測結果、事業計画、環境保全対策の内容から、影響の程度を予測する。

2) 予測地域

土壌の影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域を予測地域とする。

3) 予測地点

予測地点は、調査地点と同様とする。

4) 予測対象時期等

予測対象時期等は、表 5-6-7 に示すとおりである。

表 5-6-7 予測対象時期等

影響要因		予測項目		予測対象時期等
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	土壌汚染	環境基準項目、ダイオキシン類	造成等の施工による一時的な土壌への影響が最も大きくなる時期とする。
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	土壌汚染	環境基準項目、ダイオキシン類	施設の稼働が定常となる時期とする。

5-6-3 評価の手法

1) 環境影響の回避・低減に関する評価

土壌に係る環境影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じてその他の方法も加えて、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

2) 環境保全の基準又は目標との整合性

土壌に係る環境基準等との整合が図られているかを検討する。

5-7 動物

動物の環境影響要因の区分は、表 5-7-1 に示すとおりである。

表 5-7-1 動物の環境影響要因

影響要因の区分	細区分
工事の実施	建設機械の稼働
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
	造成等の施工による一時的な影響
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在
	施設の稼働

5-7-1 調査手法

1) 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりである。

①動物相の状況

- ・哺乳類の生息状況
- ・鳥類の生息状況
- ・両生類の生息状況
- ・爬虫類の生息状況
- ・昆虫類の生息状況
- ・魚類の生息状況
- ・底生動物の生息状況

②重要な種

- ・重要な種の分布
- ・重要な種の生息の状況及び生息環境の状況

③注目すべき生息地

- ・注目すべき生息地の分布
- ・該当生息地が注目される理由である動物の生息の状況及び生息環境の状況

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、表 5-7-2 に示すとおりである。調査は、既存資料調査及び現地調査により行う。

表 5-7-2 動物に係る基本的な調査の手法

調査項目		既存資料調査	現地調査
①動物相の状況	哺乳類	入手可能な最新の文献その他資料により確認種を整理する。	フィールドサイン法、任意確認、シャーマントラップ（1地点あたり20個）による捕獲により哺乳類相を把握する。
	鳥類		ラインセンサス法、定点観察法、任意確認、夜間調査（任意踏査、夜行性鳥類の声をスピーカーから流して反応を確認するコールバック法）により鳥類相を把握する。
	両生類		任意確認により両生類相を把握する。
	爬虫類		任意確認により爬虫類相を把握する。
	昆虫類		任意観察、直接観察（スウィーピング法、ビーティング法等）、ライトトラップ（1地点あたり1個）・ベイトトラップ（1地点あたり20個）による捕獲により昆虫類相を把握する。
	魚類		タモ網等による任意捕獲により魚類相を把握する。
	底生動物		タモ網等による任意捕獲により底生動物相を把握する。
②重要な種		動物相の既存資料調査結果から学術上又は希少性等の観点から重要な種に該当する種を選定し整理する。	動物相の状況の現地調査結果から学術上又は希少性等の観点から重要な種に該当する種を選定し、種の分布状況、生息の状況及び生息環境の状況を整理する。
③注目すべき生息地		文化財保護法、種の保存法等による指定地、集団繁殖地を整理する。	動物相の状況の現地調査結果から集団繁殖地等が確認された場合はその位置と対象動物種及び繁殖の状況について整理する。

3) 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺とする。

現地調査範囲は、各調査項目に対して影響が予想される範囲とし、対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲とする。

4) 調査地点

調査地点は、表 5-7-3 及び図 5-7-1 に示すとおりである。

現地調査地点の設定根拠は、表 5-7-4 に示すとおりである。また、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類及び昆虫類の任意確認時の主要踏査ルートは、土地利用区分や植生の状況等を踏まえて、それぞれを網羅するように踏査することとする。

表 5-7-3 動物の調査地点

調査項目		既存資料調査	現地調査
①動物相の状況	哺乳類	対象事業実施区域及びその周辺	対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲とする。シャーマントラップは植生を考慮して設置地点を設定する。
	鳥類		対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲とする。なお、定点観察法による調査は1地点とする。
	両生類		対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲とする。
	爬虫類		対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲とする。
	昆虫類		対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲とする。ライトトラップ・ベイトトラップは植生を考慮して設置地点を設定する。
	魚類		対象実施区域からの排水が流入する（阿武隈川）の2地点（上流側、下流側）及び排水路出口とする。
	底生動物		対象実施区域からの排水が流入する（阿武隈川）の2地点（上流側、下流側）及び排水路出口とする。
②重要な種		対象事業実施区域及びその周辺	対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲とする。
③注目すべき生息地		対象事業実施区域及びその周辺	対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲とする。

表 5-7-4 現地調査地点の設定根拠

調査項目		調査地点	調査方法	設定根拠
①動物相の状況	鳥類	L1	ラインセンサス	主に樹林環境を観察するルートとする。
		L2		主に湿地環境を観察するルートとする。
		L3		主に草地環境を観察するルートとする。
		P1	定点観察	対象事業実施区域及びその周辺を見渡せる地点とする。
	哺乳類 昆虫類	T1	哺乳類：シャーマントラップ	樹林環境を代表する地点とする。
		T2	昆虫類：ベイトトラップ・ライトトラップ	湿地環境を代表する地点とする。
		T3		草地環境を代表する地点とする。
	魚類 底生動物 付着藻類	G1（上流側）	捕獲・採集	対象事業実施区域からの排水が阿武隈川に合流する地点の上流側、下流側の地点及び排水口とする。
		G2（下流側）		
		G3（排水口）		

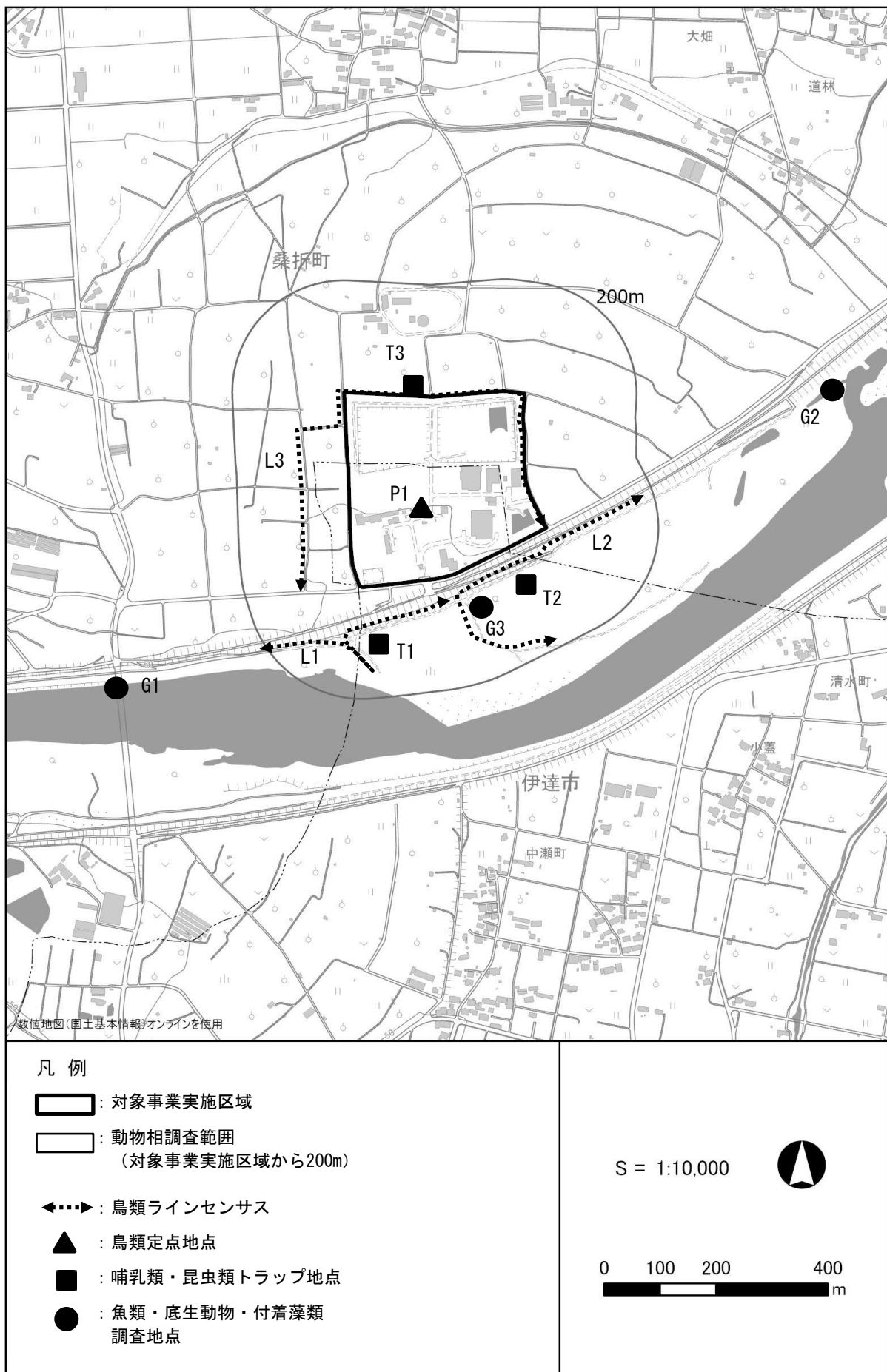


図 5-7-1 動物相の調査地点

5) 調査期間等

調査期間等は、表 5-7-5 に示すとおりである。

表 5-7-5 動物の調査期間等

調査項目		既存資料調査	調査時期
①動物相の状況	哺乳類	最新の資料とする。	4季4回（春季、夏季、秋季、冬季）とする。
	鳥類		4季5回（春渡り、繁殖前期、繁殖後期、秋渡り、越冬期）とする。
	両生類		3季4回（早春季、春季、夏季、秋季）とする。
	爬虫類		3季4回（春季、初夏、夏季、秋季）とする。
	昆虫類		3季4回（春季、初夏、夏季、秋季）とする。
	魚類		4季4回（春季、夏季、秋季、冬季）とする。
	底生動物 付着藻類		4季4回（春季、夏季、秋季、冬季）とする。
②重要な種		最新の資料とする。	動物相調査と同様とする。
③注目すべき生息地		最新の資料とする。	動物相調査と同様とする。

5-7-2 予測の手法

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、表 5-7-6 に示すとおりである。

表 5-7-6 予測の基本的な手法

影響要因		予測項目	予測手法
工事の 実施	建設機械の稼働	重要な種及び注目すべき 生息地の分布又は生息環 境の改変の程度	工事計画から改変の程度を把握した うえで、事例の引用や水質予測結果 等に基づき、定性的に予測を行う。
	資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行		
	造成等の施工による 一時的な影響		
土地又は 工作物の 存在及び 供用	地形改変及び施設の 存在	重要な種及び注目すべき 生息地の分布又は生息環 境の改変の程度	供用後の施設配置を把握したうえ で、事例の引用等に基づき、定性的 に予測を行う。

2) 予測地域

重要な種及び注目すべき生息地に係る環境への影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域を予測地域とする。

3) 予測対象時期等

予測対象時期等は、表 5-7-7 に示すとおりである。

表 5-7-7 予測対象時期等

影響要因		予測項目	予測対象時期等
工事の実施	建設機械の稼働	重要な種及び注目すべき生息地の分布又は生息環境の改変の程度	工事中における動物の生息環境への影響が最大となる時期とする。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	造成等の施工による一時的な影響		
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	重要な種及び注目すべき生息地の分布又は生息環境の改変の程度	地形改変後の土地及び施設の存在による動物の生息環境への影響が最大となる時期とする。

5-7-3 評価の手法

重要な種及び注目すべき生息地に係る環境への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じてその他の方法も加えて、環境の保全についての配慮が適正になされているか検討する。

5-8 植物

植物の環境影響要因の区分は、表 5-8-1 に示すとおりである。

表 5-8-1 植物の環境影響要因

影響要因の区分	細区分
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在
	施設の稼働

5-8-1 調査手法

1) 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりである。

①植物相・植生の状況

- ・植物相の状況
- ・植生の状況

②重要な種

- ・重要な種の分布
- ・重要な種の生育の状況及び生育環境の状況

③注目すべき生育地

- ・重要な群落の分布
- ・重要な群落の生育状況及び生育環境の状況

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、表 5-8-2 に示すとおりである。調査は、既存資料調査及び現地調査により行う。

表 5-8-2 植物に係る基本的な調査の手法

調査項目		既存資料調査	現地調査
①植物相・植生の状況	植物相	入手可能な最新の文献その他資料により確認種を整理する。	種子植物、シダ植物及びその他主な植物を対象に、任意確認等により植物相を把握する。
	植生		航空写真及び現地踏査から相観的な植生区分を行い、各植生において植物社会学的な植生調査により植生を把握する。
②重要な種		植物相・植生の既存資料調査結果から学術上又は希少性等の観点から重要な種に該当する種を選定し整理する。	植物相・植生の状況の現地調査結果から学術上又は希少性等の観点から重要な種に該当する種を選定し、種の分布状況、生育の状況及び生育環境の状況を整理する。
③注目すべき生育地		文化財保護法、種の保存法等による指定地を整理する。	植物相・植生の状況の現地調査結果から重要な群落が確認された場合はその分布、生育状況及び生育環境の状況を整理する。

3) 調査地域

調査地域は、表 5-8-3 に示すとおりである。

事業の実施が植物へ影響を及ぼすおそれのある範囲として、対象事業実施区域の敷地境界から概ね 200m の範囲とする。

表 5-8-3 植物の調査地域

調査項目		既存資料調査	現地調査
①植物相・植生の状況		対象事業実施区域及びその周辺	対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲
②重要な種			
③注目すべき生育地			

4) 調査地点

調査地点は、表 5-8-4 及び図 5-8-1 に示すとおりである。また、現地調査地点等の設定根拠は、表 5-8-5 に示すとおりである。

表 5-8-4 植物の調査地点

調査項目		既存資料調査	現地調査
①植物相・植生の状況	植物相	対象事業実施区域及びその周辺	対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲とする。
	植生		対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲において、各植生区分の代表的な箇所1地点コドラートを設置して調査を行う。
②重要な種		対象事業実施区域及びその周辺	対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲とする。
③注目すべき生育地		対象事業実施区域及びその周辺	対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲とする。

表 5-8-5 現地調査地点等の設定根拠

調査項目		調査地点等	設定根拠
①植物相・ 植生の状 況	植物相	対象事業実施区域及びその周辺 約200mの範囲とする。	植物相に対する影響が想定される範囲 とし、動物の生息基盤となることも考慮 した範囲とする。
	植生	植生ごとに1地点コドラートを 設置して調査を行う。	各植生区分の代表的な箇所とする。

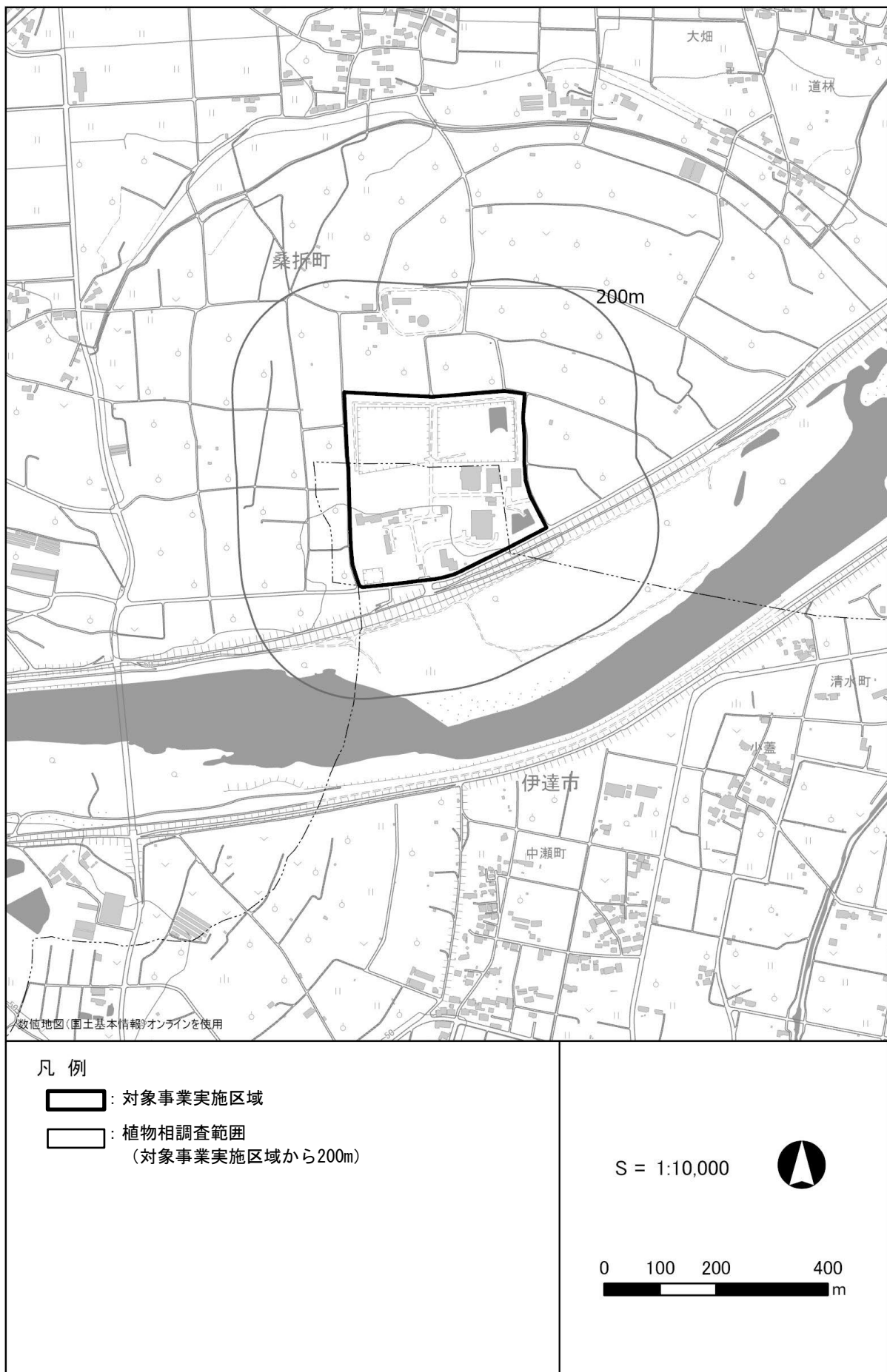


図 5-8-1 植物相・植生の調査範囲

5) 調査期間等

調査期間等は、表 5-8-6 に示すとおりである。

表 5-8-6 植物の調査期間等

調査項目		既存資料調査	現地調査
①植物相・ 植生の状況	植物相	最新の資料とする。	4季（早春季、春季、夏季、秋季）とする。
	植生		1季（夏季～秋季）とする。
②重要な種		最新の資料とする。	植物相調査と同様とする。
③注目すべき生育地		最新の資料とする。	植物相調査と同様とする。

5-8-2 予測の手法

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、表 5-8-7 に示すとおりである。

表 5-8-7 予測の基本的な手法

影響要因		予測項目	予測手法
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	重要な種及び群落の分布又は生育環境の改変の程度	工事計画から改変の程度を把握したうえで、事例の引用等に基づき、定性的に予測を行う。
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	重要な種及び群落の分布又は生育環境の改変の程度	供用後の施設配置を把握したうえで、事例の引用等に基づき、定性的に予測を行う。

2) 予測地域

重要な種及び重要な群落に係る環境への影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域を予測地域とする。

3) 予測対象時期等

予測対象時期等は表 5-8-8 に示すとおりである。

表 5-8-8 予測対象時期等

影響要因		予測項目	予測対象時期等
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響	重要な種及び群落の分布又は生育環境の改変の程度	工事中における植物の生育環境への影響が最大となる時期とする。
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	重要な種及び群落の分布又は生育環境の改変の程度	地形改変後の土地及び施設の存在による植物の生育環境への環境影響が最大となる時期とする。

5-8-3 評価の手法

重要な種及び注目すべき生育地に係る環境への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じてその他の方法も加えて、環境の保全についての配慮が適正になされているか検討する。

5-9 生態系

生態系の環境影響要因の区分は、表 5-9-1 に示すとおりである。

表 5-9-1 生態系の環境影響要因

影響要因の区分	細区分
工事の実施	建設機械の稼働
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
	造成等の施工による一時的な影響
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設が存在
	施設の稼働

5-9-1 調査手法

1) 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりである。

①生態系の状況

- ・動植物その他の自然環境に係る概況
- ・複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境もしくは生育環境の状況

2) 調査の基本的な手法

動物調査及び植物調査の結果から環境類型区分図を作成するとともに、生態系の概況について生態系模式図、食物連鎖図等を作成する。

3) 調査地域及び調査地点

動物調査及び植物調査の結果を整理するため、調査地域及び調査地点は、図 5-9-1 に示すとおり動物調査及び植物調査と同様に、対象事業実施区域の敷地境界から概ね 200m の範囲とする。

4) 調査期間等

動物調査及び植物調査の結果を整理するため、調査期間等は、動物調査及び植物調査と同様とする。

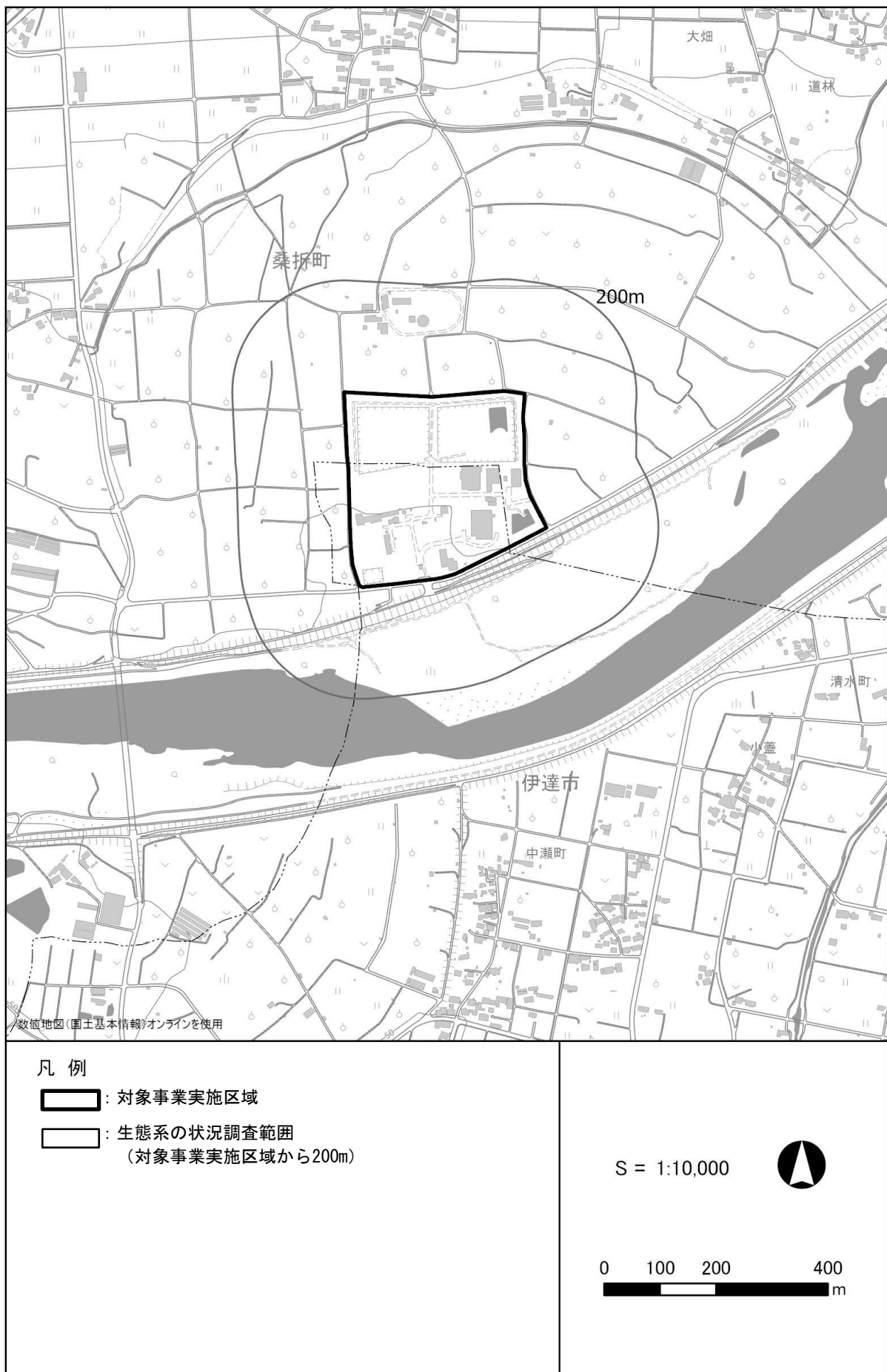


図 5-9-1 生態系の状況調査範囲

5-9-2 予測の手法

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、表 5-9-2 に示すとおりである。

表 5-9-2 予測の基本的な手法

影響要因		予測項目	予測手法
工事の実施	建設機械の稼働	注目種等の分布、生息環境又は生育環境の改変の程度	工事計画から改変の程度を把握したうえで、事例の引用等に基づき、定性的に予測を行う。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	造成等の施工による一時的な影響		
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在		

2) 予測地域

注目される動植物種又は生物群集に係る環境への影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域と予測地域とする。

3) 予測対象時期等

予測対象時期等は表 5-9-3 に示すとおりである。

表 5-9-3 予測対象時期等

影響要因		予測項目	予測対象時期等
工事の実施	建設機械の稼働	注目種等の分布、生息環境又は生育環境の改変の程度	注目種の分布、生息環境又は生育環境への影響が最大となる時期とする。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	造成等の施工による一時的な影響		
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	注目種等の分布、生息環境又は生育環境の改変の程度	地形改変後の土地及び施設の存在による注目種の分布、生息環境又は生育環境への影響が最大となる時期とする。

5-9-3 評価の手法

注目種等の分布、生息環境又は生育環境に係る環境への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じてその他の方法も加えて、環境の保全についての配慮が適正になされているか検討する。

5-10 景観

景観の環境影響要因の区分は、表 5-10-1 に示すとおりである。

表 5-10-1 景観の環境影響要因

影響要因の区分	細区分
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在

5-10-1 調査手法

1) 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりである。

- ①主要な眺望点の状況
- ②景観資源の状況
- ③主要な眺望景観等の状況

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、表 5-10-2 に示すとおりである。調査は、既存資料調査及び現地調査により行う。

表 5-10-2 景観に係る基本的な調査の手法

調査項目	既存資料調査	現地調査
①主要な眺望点の状況	観光協会や自治体の観光ガイドブック等から対象事業実施区域を望める場所を整理する。	—
②景観資源の状況	観光協会や自治体の観光ガイドブック等から重要な景観資源の分布状況を整理する。	—
③主要な眺望景観等の状況	—	主要な眺望点等から写真撮影を行い、眺望景観の状況を把握する。

3) 調査地域

調査地域は、図 5-10-1 に示すとおりである。

熟視覚（人が対象を明確に認知できる視覚：1～2 度）を 1 度とした場合の認知限界視認距離（対象が何であるかを判断できる最大距離：熟視覚 1 度の場合は対象の大きさの約 58 倍）の算出結果が約 3.4km（煙突高 59m×58 倍）であることを踏まえ、基本的に対象事業実施区域及びその周辺約 4km の範囲とするが、対象施設とその周辺の地形条件を踏まえ、6km 程度まで含めることとする。

4) 調査地点

調査地点は、主要な眺望点を既存資料調査及び現地調査により抽出・設定する。主要な眺望点の設定にあたっては、新施設の煙突が見通すことができ、公共性、代表性のある地点とする。

現時点での景観の調査地点は、表 5-10-3 及び図 5-10-1 に示すとおりである。また、現地調査地点の設定根拠は、表 5-10-4 に示すとおりである。

表 5-10-3 主要な眺望点の状況等の調査地点

調査項目	既存資料調査	現地調査
①主要な眺望点の状況	観光協会や自治体の観光ガイドブック等から整理した地点とする。	—
②景観資源の状況	観光協会や自治体の観光ガイドブック等から整理した地点とする。	—
③主要な眺望景観等の状況	—	既存資料調査等において把握した地点に加え、対象事業実施区域の可視可能性や利用特性を考慮し、対象事業実施区域周辺の11地点とする。

表 5-10-4 現地調査地点の設定根拠

調査地点	名称	所在地	距離※	設定根拠
V1	紅屋峠千本桜	福島県伊達市保原町所沢東畑100	5.2km (遠景)	本地点は、峠いっぱい1,000本以上の桜が咲き誇り、伊達地方北部や蔵王が一望できる。眺望方向に対象事業実施区域を見渡せる可能性があるため、選定する。
V2	高子岡城跡	福島県伊達市保原町上保原字丹露盤	3.7km (遠景)	本地点は、神社奥から伊達市内を一望できる。眺望方向に対象事業実施区域を見渡せる可能性があるため、選定する。
V3	愛宕山	福島県伊達市箱崎愛宕山	4.4km (遠景)	本地点は、展望台から伊達市内を一望できる。眺望方向に対象事業実施区域を見渡せる可能性があるため、選定する。
V4	ピーチリパーク157	福島県伊達郡桑折町伊達崎古返り	0.7km (中景)	本地点は、眺望方向に対象事業実施区域を見渡せるため、選定する。
V5	陣屋の社公園	福島県伊達郡桑折町字陣屋	2.1km (中景)	本地点は、公園から桑折町を一望できる。眺望方向に対象事業実施区域を見渡せる可能性があるため、選定する。
V6	桑折西山城跡	福島県伊達郡桑折町大字万正寺字本丸	3.5km (遠景)	本地点は、城跡から伊達市内や桑折町の平野部を一望できる。眺望方向に対象事業実施区域を見渡せる可能性があるため、選定する。
V7	阿津賀志山山頂(展望台)	福島県伊達郡国見町大字大木戸字阿津賀志山三地内	6.2km (遠景)	本地点は、山頂の展望台から桑折町の平野部を一望できる。眺望方向に対象事業実施区域を見渡せる可能性があるため、選定する。
V8	保原総合公園	福島県伊達市保原町大泉宮脇265	3.3km (遠景)	本地点は、公園内から伊達市内の一部を望むことができる。眺望方向に対象事業実施区域を見渡せる可能性があるため、選定する。
V9	観月台文化センター	福島県伊達郡国見町大字藤田字観月台15番地	4.0km (遠景)	本地点は、桑折町や国見町を一望できる。眺望方向に対象事業実施区域を見渡せる可能性があるため、選定する。
V10	伊達崎公民館	福島県伊達郡桑折町大字下郡字堂ノ前11-1	1.1km (中景)	本地点は、南側に眺望が開けており、眺望方向に対象事業実施区域を見渡せる可能性があるため、選定する。
V11	桃の郷ポケットパーク展望台	福島県伊達郡桑折町伊達崎東柳ノ目	0.8km (中景)	本地点は、眼下に桃畑、北西側に半田山を一望できる。眺望方向に対象事業実施区域を見渡せる可能性があるため、選定する。

注) 視点場の距離分類は、計画地より 0～0.5km を近景、0.5～3.0km を中景、3.0km 以上を遠景とした

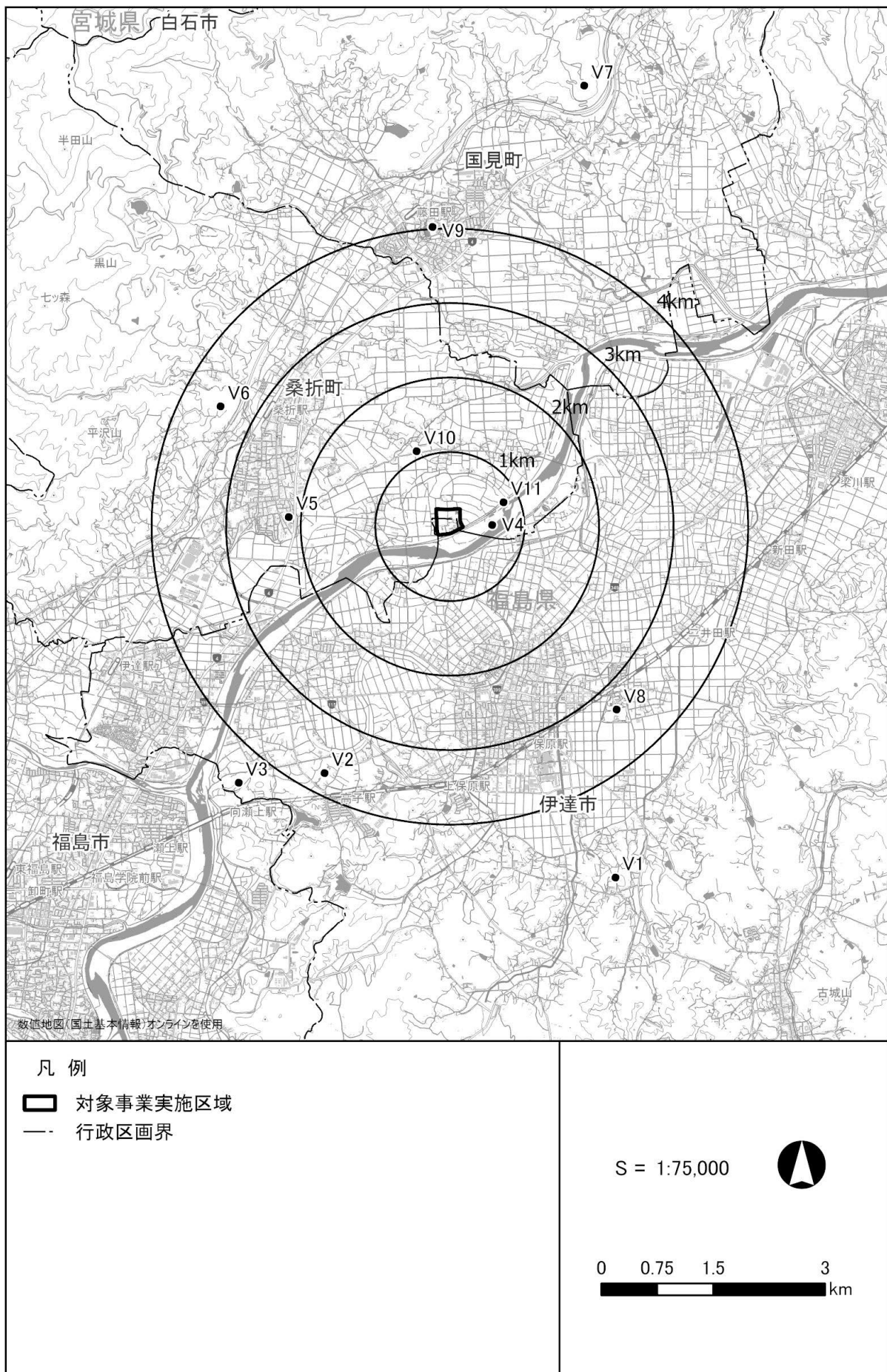


図 5-10-1 景観の調査地点

5) 調査期間等

調査期間等は、表 5-10-5 に示すとおりである。

表 5-10-5 主要な眺望点の状況等の調査期間等

調査項目	既存資料調査	現地調査
①主要な眺望点の状況	最新の資料を収集・整理する。	—
②景観資源の状況	最新の資料を収集・整理する。	—
③主要な眺望景観等の状況	—	年2回（着葉期及び落葉期）

5-10-2 予測の手法

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、表 5-10-6 に示すとおりである。

表 5-10-6 予測の基本的な手法

影響要因		予測項目	予測手法
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の使用	主要な眺望点及び主要な眺望景観等の変化	フォトモンタージュ法により、新施設を合成した視覚的な表現を行い予測する。

2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、調査地域と同様とし、対象事業実施区域を視認できる場所を主要な眺望地点として予測地点とする。

3) 予測対象時期等

予測対象時期等は、表 5-10-7 に示すとおりである。

表 5-10-7 予測対象時期等

影響要因		予測項目	予測対象時期
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の使用	主要な眺望点及び主要な眺望景観等の変化	施設の稼働が定常の運転状態となる時期とする。

5-10-3 評価の手法

景観への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じてその他の方法も加えて、環境の保全についての配慮が適正になされているか検討する。

5-11 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場の環境影響要因の区分は、表 5-11-1 に示すとおりである。

表 5-11-1 人と自然との触れ合いの活動の場の環境影響要因

影響要因の区分	細区分
工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
	造成等の施工による一時的な影響
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設が存在
	施設の稼働
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行

5-11-1 調査手法

1) 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりである。

(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

2) 調査の基本的な手法

調査の基本的な手法は、表 5-11-2 に示すとおりである。調査は、既存資料調査及び現地調査により行う。

表 5-11-2 人と自然との触れ合いの活動の場に係る基本的な調査の手法

調査項目	既存資料調査	現地調査
①人と自然との触れ合いの活動の場の状況	観光パンフレット等により不特定多数の人が集まる人と自然との触れ合いの活動の場を整理する。	—
②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	観光パンフレット等により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用環境等を整理する。	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況等を現地踏査等により調査する。

3) 調査地域及び調査地点

調査地域は、図 5-11-1 に示すとおりである。

事業実施により人と自然との触れ合いの活動の場の環境の質、アクセス特性が変化するおそれのある地域として、動物や植物の影響範囲を含み、大気質や騒音・振動、景観等の影響範囲と同様となる対象事業実施区域及びその周辺約 6km の範囲とする。

4) 調査地点

調査地点は、表 5-11-3 及び図 5-11-1 に示すとおりである。また、現地調査地点の設定根拠は、表 5-11-4 に示すとおりである。

表 5-11-3 人と自然との触れ合いの活動の場の状況等の調査地点

調査項目	既存資料調査	現地調査
①人と自然との触れ合いの活動の場の状況	観光パンフレット等により不特定多数の人が集まる人と自然との触れ合いの活動の場を整理した。	—
②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	観光パンフレット等により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用環境等を整理した。	既存資料調査において把握した地点を基に、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況等を現地踏査等により調査する。

表 5-11-4 現地調査地点の設定根拠

調査地点	名称	所在地	設定根拠
F1	ピーチリパーク157	福島県伊達郡桑折町 伊達崎古返り	春の桃源郷の近くでバーベキューや川遊びが可能な親水公園。川沿いに整備された親水護岸では、カヌーを楽しめ、公園中心部にある池では、水辺にすむ生き物の観察や水質調査ができる。また、阿武隈川に面した開放的な遊歩道では、街のシンボルである半田山を眺めながら、サイクリングやウォーキングを楽しめ、不特定多数の人が利用することから、調査地点として選定する。
F2	桃の郷ポケットパーク	福島県伊達郡桑折町 大畑向	阿武隈川左岸の昭和大橋から伊達崎橋の間の堤防上に整備された遊歩道。中間地点にこおり桃源郷展望台があり、桃が咲く時期には桃源郷のような景観を楽しめ、不特定多数の人が利用することから、調査地点として選定する。
F3	保原総合公園	福島県伊達市保原町 大泉宮脇265	四季折々の自然のなかで、家族みんなで楽しめるアウトドアレジャー施設であり、不特定多数の人が利用することから、調査地点として選定する。

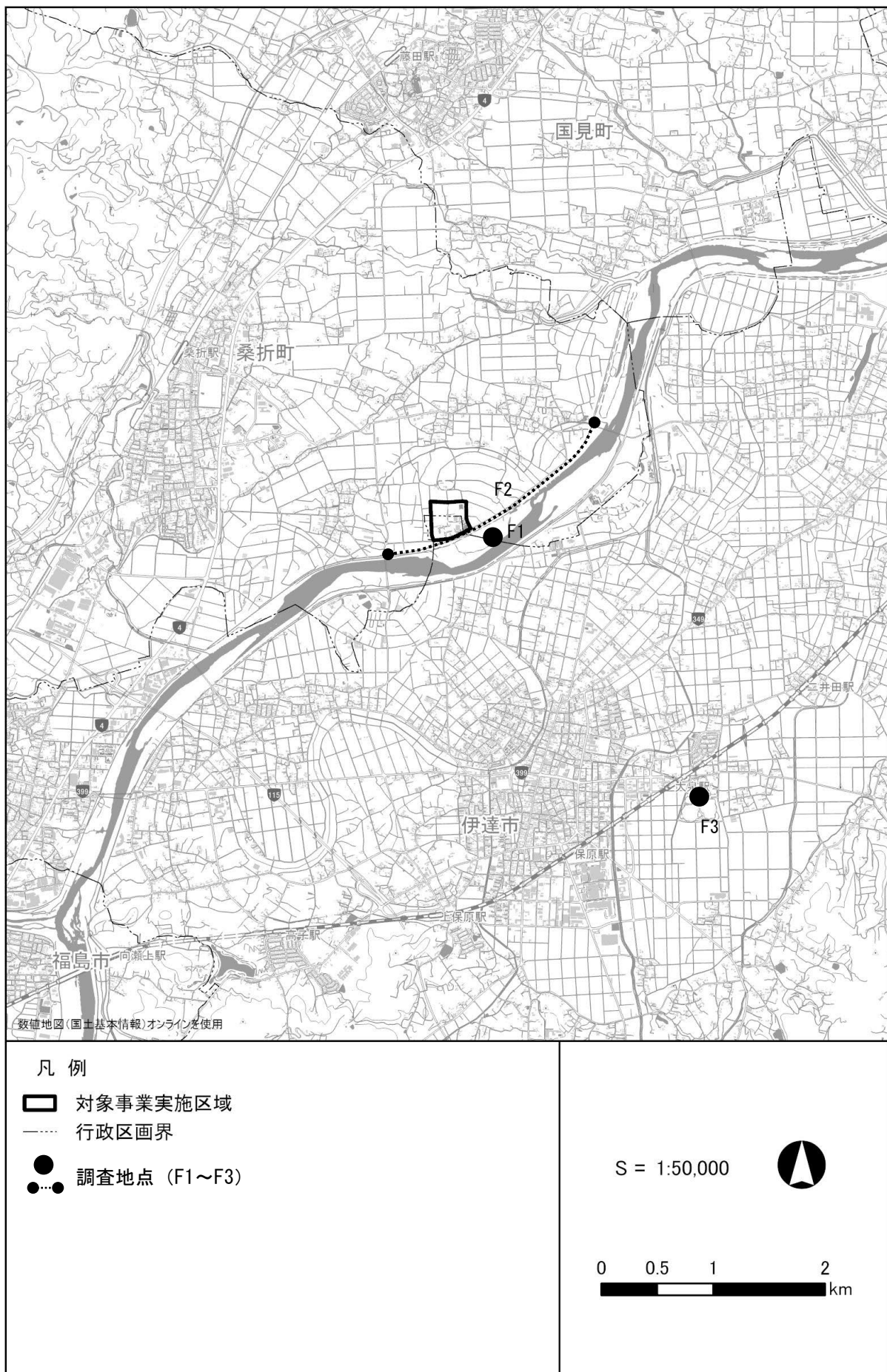


図 5-11-1 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点

5) 調査期間等

調査期間等は、表 5-11-5 に示すとおりである。

表 5-11-5 人と自然との触れ合いの活動の場の状況等の調査期間等

調査項目	既存資料調査	現地調査
①人と自然との触れ合いの活動の場の状況	最新の資料とする。	—
②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	最新の資料とする。	年2回（平日及び休日）

5-11-2 予測の手法

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、表 5-11-6 に示すとおりである。

表 5-11-6 予測の基本的な手法

影響要因		予測項目	予測手法
工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び造成等の施工による一時的な影響に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の利便性、快適性及びアクセスルート等の利用環境の変化	工事計画及び他の項目（大気質、水質等）の予測結果と自然との触れ合いの活動の現況調査結果の重ね合わせにより、定性的に予測する。
	造成等の施工による一時的な影響		
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設の存在	地形改変及び施設の存在、施設の稼働及び廃棄物の運搬に用いる車両の運行に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の利便性、快適性及びアクセスルート等の利用環境の変化	事業計画及び他の項目（大気質、水質等）の予測結果と自然との触れ合いの活動の現況調査結果の重ね合わせにより、定性的に予測する。
	施設の稼働		
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行		

2) 予測地域及び予測地点

予測地域は、調査地域と同様とし、調査地域に含まれる主要な人と自然との触れ合いの活動の場を予測地点とする。

3) 予測対象時期等

予測対象時期等は、表 5-11-7 に示すとおりである。

表 5-11-7 予測対象時期等

影響要因		予測項目	予測対象時期
工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び造成等の施工による一時的な影響に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の利便性、快適性及びアクセスルート等の利用環境の変化	工事期間中で、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が最大となる時期とする。
	造成等の施工による一時的な影響		
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変及び施設が存在	地形改変及び施設が存在、施設の稼働及び廃棄物の運搬に用いる車両の運行に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の利便性、快適性及びアクセスルート等の利用環境の変化	施設の稼働が定常の運転状態となる時期で、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が最大となる時期とする。
	施設の稼働		
	廃棄物の運搬に用いる車両の運行		

5-11-3 評価の手法

人と自然との触れ合いの活動の場への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じてその他の方法も加えて、環境の保全についての配慮が適正になされているか検討する。

5-12 廃棄物等

廃棄物等の環境影響要因の区分は、表 5-12-1 に示すとおりである。

表 5-12-1 廃棄物等の環境影響要因

影響要因の区分	細区分
工事の実施	造成等の施工による一時的な影響
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働

5-12-1 調査手法

1) 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりである。

- ①廃棄物の種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況
- ②地形の状況
- ③土地利用の状況
- ④切土又は盛土に伴う土砂の保管状況

2) 調査の基本的な手法

事業計画の整理及び既存資料の収集・整理により行う。

3) 調査地域

調査地域は、対象実施区域及びその周辺とする。

4) 調査期間等

最新の資料とする。

5-12-2 予測の手法

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、表 5-12-2 に示すとおりである。

表 5-12-2 予測の基本的な手法

影響要因		予測項目	予測手法
工事の 実施	造成等の施工 による一時的 な影響	廃棄物	工事計画及び廃棄物処理計画に基づき、産業廃棄物の種類ごとの発生量、有効利用量及び処分方法を予測する。
		建設工事に伴う 副産物	工事計画に基づき、建設工事に伴う副産物の発生土量、利用土量及び残土量を予測する。
土地又は 工作物の 存在及び 供用	施設の稼働	廃棄物	施設の稼働に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生量、有効利用量及び処分方法を予測する。

2) 予測地域

対象事業実施区域とする。

3) 予測対象時期等

予測対象時期等は、表 5-12-3 に示すとおりである。

表 5-12-3 予測対象時期等

影響要因		予測項目	予測対象時期等
工事の 実施	造成等の施工 による一時的 な影響	廃棄物	建設工事に伴う廃棄物が発生する工事期間中とする。
		建設工事に伴う 副産物	建設工事に伴う副産物が発生する工事期間中とする。
土地又は 工作物の 存在及び 供用	施設の稼働	廃棄物	施設の稼働が定常の運転状態となる時期とする。

5-12-3 評価の手法

1) 環境影響の回避・低減に関する評価

廃棄物に係る環境への影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じてその他の方法も加えて、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

5-13 温室効果ガス等

温室効果ガス等の環境影響要因の区分は、表 5-13-1 に示すとおりである。

表 5-13-1 温室効果ガス等の環境影響要因

影響要因の区分	細区分
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働

5-13-1 予測の手法

1) 予測の基本的な手法

予測の基本的な手法は、表 5-13-2 に示すとおりである。

表 5-13-2 予測の基本的な手法

影響要因		予測項目		予測手法
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	温室効果ガス等	二酸化炭素	事業計画から施設の稼働に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を予測する。

2) 予測地域

対象事業実施区域とする。

3) 予測対象時期等

予測対象時期等は、表 5-13-3 に示すとおりである。

表 5-13-3 予測対象時期等

影響要因		予測項目		予測対象時期等
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	温室効果ガス等	二酸化炭素	施設の稼働が定常の運転状態となる時期とする。

5-13-2 評価の手法

1) 環境影響の回避・低減に関する評価

温室効果ガスに係る環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じてその他の方法も加えて、環境の保全についての配慮が適正になされているかを検討する。

第 6 章

環境影響評価方法書の委託を受けた
事業者の名称、代表者の氏名及び
主たる事務所の所在地

第6章 環境影響評価方法書の委託を受けた事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

6-1 委託事業者の名称

株式会社エイト日本技術開発 東北支社

6-2 代表者の氏名

支社長 橋尾 宣弘

6-3 主たる事務所の所在地

宮城県仙台市若林区東七番丁 161 番